

## 平成30年第1回大石田町議会定例会会議録

平成30年3月2日(金)、大石田町議会定例会が大石田町議場において招集された。

1. 議長(村岡藤弥君) 午前 10時00分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

|    |        |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|----|--------|
| 1番 | 岡崎英和 君 | 4番 | 関 幸悦 君 | 7番 | 遠藤宏司 君 |
| 2番 | 村形昌一 君 | 5番 | 村岡藤弥 君 | 8番 | 齋藤公一 君 |
| 3番 | 小玉 勇 君 | 6番 | 大山二郎 君 | 9番 | 芳賀 清 君 |

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

|                    |        |              |       |
|--------------------|--------|--------------|-------|
| 町 長                | 庄司喜與太君 | 保健福祉課長       | 高橋慎一君 |
| 副町長                | 横山利一君  | 産業振興課長       |       |
| 教育長                | 布川 元君  | (兼)農業委員会事務局長 | 井苺清隆君 |
| 総務課長               | 二藤部康暢君 | 建設課長         | 間宮 実君 |
| まちづくり推進課長          | 吉田 茂君  | 教育文化課長       | 荒井義孝君 |
| 町民税務課長<br>(兼)会計管理者 | 大沼弘子君  | 総務課総務主幹      | 八鍬 誠君 |

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

|           |      |
|-----------|------|
| 議会事務局長    | 鈴木 太 |
| 議会事務局議会主査 | 大沼裕子 |

## 提出議案目録

- 議案第 3 号 平成29年度大石田町一般会計補正予算(第9回)  
議案第 4 号 平成29年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)  
議案第 5 号 平成29年度大石田町次子簡易水道特別会計補正予算(第2回)  
議案第 6 号 平成29年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第5回)  
議案第 7 号 平成29年度大石田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4回)  
議案第 8 号 平成29年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第4回)  
議案第 9 号 平成29年度大石田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)  
議案第10号 平成30年度大石田町一般会計予算  
議案第11号 平成30年度大石田町国民健康保険特別会計予算  
議案第12号 平成30年度大石田町次子簡易水道特別会計予算  
議案第13号 平成30年度大石田町学校給食事業特別会計予算  
議案第14号 平成30年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算  
議案第15号 平成30年度大石田町介護保険特別会計予算  
議案第16号 平成30年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第17号 大石田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について  
議案第18号 大石田町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について  
議案第19号 大石田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第20号 大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第21号 大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第22号 大石田町国民健康保険特別会計条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第23号 大石田町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第24号 大石田町児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第25号 大石田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第26号 大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第27号 大石田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第28号 大石田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第29号 大石田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第30号 大石田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第31号 大石田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第32号 白鷺辺地に係る総合整備計画の策定について  
議案第33号 過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について  
議案第34号 町道路線の廃止について  
議案第35号 町道路線の認定について  
議案第36号 大石田駅都市施設の指定管理者の指定について  
議案第37号 大石田町クロスカルチャープラザ「桂桜会館」の指定管理者の指定について  
議案第38号 人権擁護委員の推薦について  
同意第 1号 大石田町監査委員の選任について  
(追加)  
報告第 2号 損害賠償の和解についての専決処分の報告について  
報告第 3号 農林漁業体験実習館改修工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について  
議案第39号 平成29年度大石田町一般会計補正予算(第10回)

## 議 事 の 経 過

### 1. 議長(村岡藤弥君)

おはようございます。

ただ今から、平成30年第1回大石田町議会定例会を開会いたします。

本日の会議に欠席の届出がありました議員は、10番 星 川 久 君であります。出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により、

2番 村 形 昌 一 君、

3番 小 玉 勇 君を指名します。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果につきましては、議会運営委員会副委員長より報告を求めます。議会運営委員会副委員長 関 幸 悦 君。

### 1. 議会運営委員会副委員長(関幸悦君)

おはようございます。

星川委員長が欠席ですので、私が代行をしたいと思います。

議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る、2月15日告示、本日招集されました本年第1回定例会の会期・議事運営等について、2月21日に議会運営委員会を開き、提出される案件及び町政一般に関する質問等を考慮し慎重に協議した結果、第1回定例会は皆さんのお手元に配布している会期議事日程のとおりであります。

すなわち、本定例会は本日より3月13日までの12日間の会期とすることとし、その内容について説明申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと存じます。

第1日目、すなわち本日ではありますが、ただ今報告している会期の決定をいただき、諸般の報告をしていただきます。諸般の報告では議長の諸般の報告ののち、一部事務組合議会の報告を組合議員の代表の議員からさせていただきます。

次に、町長より行政報告をしていただきます。

続いて、議案の上程であります。本定例会に提出されている議案37件を一括して上程し、平成30年度町長の施政要旨及び提出議案についての町長の提案理由の説明、並びに担当課長の補足説明をしていただきます。

終了次第、第1日目の本会議は散会とし、議場において全員協議会を開催し、本定例会の議案説明及び各課所管事項の報告をしていただきたい考えであります。

第2日目、3月3日、第3日目3月4日は休会といたす考えであります。

第4日目、3月5日は第1日目に引き続き全員協議会を午前10時より開催し、本定例会の議案説明及び各課所管事項の報告をしていただき、終了次第、全員協議会を閉会したい考えであります。

第5日目、3月6日は午前10時開議、年度末であることを考慮し、ただちに議案の審議を行います。議案第3号から議案第9号、議案第17号から議案第37号までについては、質疑・討論・表決を行い、議案第38号及び同意第1号の人事案件については、質疑・表決を行います。

議案の審議が終結後、予算特別委員会の設置を議題としていただき、特別委員会設置後、平

成30年度各会計予算7件を一括して予算特別委員会に審査付託をしていただき、本議会を散会する考えであります。

本会議散会后、予算特別委員会を開会していただき、委員長及び副委員長の互選を行い、終了次第、予算特別委員会を散会する予定であります。

第6日目、3月7日は午前10時開議、5名の町政一般に関する質問を行い、一般質問が終結後、本会議を散会する考えであります。

第7日目、3月8日は午前10時開議、予算特別委員会を開催し、議会事務局、総務課、出納室、町民税務課及びまちづくり推進課所管の課別審査を行い、終了次第、散会する予定であります。

第8日目、3月9日、午前10時開議、予算特別委員会課別審査を前日に引き続き実施していただき、教育文化課、保健福祉課所管の説明・質疑を行い、終了次第、散会する考えであります。

第9日目、3月10日及び第10日目3月11日は休会といたす考えであります。

第11日目、3月12日は午前10時開議、予算特別委員会課別審査を引き続き実施していただき、産業振興課・農業委員会、建設課所管の説明・質疑を行い、終了次第、散会する考えであります。

第12日目、3月13日、すなわち最終日であります。午前10時開議し前日に引き続き予算特別委員会を開催していただき、付託議案7件についての総括審査を行い質疑・討論・表決をしていただき、予算特別委員会を閉会したい考えであります。

その後、本会議を開会し予算特別委員会からの審査の結果について報告を求め、議案を議了していただく考えであります。

続いて、議員派遣の件を決定いただき、全日程を終了するという日程であります。

なお、この間の詳細な日程については、皆さんのお手元に配布してあります会期・議事日程のとおりであります。なにとぞ、本委員会の決定どおり皆さんのご賛同とご協力をいただき、会議を進めて下さるようお願い申し上げ、委員会の報告といたします。

平成30年3月2日 大石田町議会運営委員会副委員長 関 幸 悦。

#### 1. 議長(村岡藤弥君)

ただ今、議会運営委員会副委員長より報告のとおり、本定例会の会期は、本日より3月13日までの12日間とすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日より3月13日までの12日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 諸般の報告をいたします。

はじめに、議長の諸般の報告を申し上げます。去る2月16日、山形市において山形県町村議会議長会第69回定期総会が開催され、議長が出席しました。

会議に先立ち、全国町村議会議長会「自治功労者」の表彰があり、議員在職15年以上として当議会より1名の議員が受賞しました。

会議では、平成30年度事業計画及び収入支出予算等について審議決定し、地方創生の推進や議会機能の強化、過疎・豪雪地帯の振興などを盛り込んだ決議が採択されました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

続いて、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会平成29年12月臨時会に関する事項の報告を求めます。7番 遠藤宏司君。

#### 1. 7番(遠藤宏司君)

おはようございます。

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の報告を申し上げます。皆さんの手元に資料を配布し

ております。NO.1 抜粋、平成29年12月臨時会議案。尾花沢市大石田町環境衛生事業組合をご覧くださいと思います。

議第16号です。1. 3ページになりますけども、5. 7ページをお開きいただきたいと思います。下段のほうであります。下段の右側に11需要費といたしまして、2軸破砕機破断シャフト修繕とあります。財源が215万ですが、これはあの焼却炉にゴミを投入する際に、必ず破砕遮断して焼却するんだそうであります。その2つの軸のうちの1本が折れたということであります。当初、これを復活修繕するには400万ほどかかるて説明ありましたが、本来リースの物件はリース会社の持ち物であるべきだという話になりまして、この判断したシャフトの修理は全額リース会社がやると。ただその間に、代替の機械を借りるとかいろんなそういった周辺の問題がありました結果215万かったという説明でありまして、当初からみるとかなりないというが、実務のこう近い金額かなと思っ

ているところがございます。

次に、8、9であります。議第17号尾花沢市大石田町衛生事業組合の公共下水道事業特別会計補正であります。12、14ページを見ていただきたいと思います。14ページのほうであります。右下、流域下水道建設の負担金であります。これは、尾花沢のほうの流域下水道であります。

次に、16ページを見ていただきたいと思いますが、議第18号であります。これは、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の監査委員の選任であります。記載のとおり、大石田町議会から出ております 小 玉 勇 議員が監査委員として選任されたところであります。以上でございます。

#### 1. 議長(村岡藤弥君)

次に、北村山公立病院組合議会平成29年第3回定例会に関する事項の報告を求めます。4番 関 幸 悦 君。

#### 1. 4番(関幸悦君)

それでは、私から北村山公立病院組合議会の諸般の報告をしたいと思います。

昨年、12月の25日東根市議場で開かれ、空席になっていた副議長に指名推選で長 南 誠 村山市議会議長を選任し、提出議案しました。

提出議案は、2017年度事業会計補正予算公立病院組合事業三市一町負担金の額の補正について、北村山公立病院事業の設置などに関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成29年度北村山病院組合事業会計補正予算第1号など3議案を可決しました。

その他に、病院では、北村山公立病院では平成14年の37人をピークに年々医師が減少し、現在、常勤医師は25名まで減少してきているということでございます。その中で産婦人科において、平成30年4月から分娩を休止せざる状況にあるということです。産婦人科医の派遣の要望、病床数の見直しをしている西6階病棟45床、病棟利用率の低い15床を減少するというところでございます。閉鎖された病棟を倉庫、看護師の仮眠室、ミーティングルーム、休息室として活用する予定ということでございます。

また、北村山公立病院リハビリステーション病床開始工事が今行っておりますが、その説明がありまして、工期は平成29年5月から平成30年の3月、まもなくできるのかと思います。

皆さんに定例議会の資料を配布しておりますので、見ていただきたいと思います。これで私の諸般の報告を終わりたいと思います。

#### 1. 議長(村岡藤弥君)

次に、北村山広域行政事務組合議会平成29年第3回臨時会に関する事項の報告を求めます。1番 岡 崎 英 和 君。

1. 1番(岡崎英和君)

私からは、平成29年12月26日に開催されました北村山広域行政事務組合の第3回臨時会の内容についてご説明申し上げます。お手元資料 NO.3 抜粋という資料でございます。

議案は3件でございました。補正予算、内容といたしましては人件費にかかること、また教材の購入についてといった中身でございます。

次の議案は、監査委員の選任について。監査委員が辞任しましたので再度再任になった本議会の大 山 二 郎 議員が再任されております。

また、次の議案は教育委員会委員の任命についてですが、尾花沢選出の教育委員が任期満了に伴い、引き続き五十嵐さんを委員として再任したいというふうな内容でございます。

3件とも原案どおり可決しております。詳細についてはお手元の資料でご確認下さい。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

次に、山形県後期高齢者医療広域連合平成30年2月定例会に関する事項の報告を求めます。  
9番 芳 賀 清 君。

1. 9番(芳賀清君)

おはようございます。

2月15日、寒河江市にあります県の国保会館で開催をされました。初めて出席をしたわけですが、山形市長を連合長としてですね、首長が6名、市議会議長、副議長、町議会議長などを含めますとですね、約十数名が、トップクラスの人が集まってる会議でございまして金額につきましても、1,600億円ほどの予算規模を審議するというふうな大変大きな組織だったなというふうに感じました。

議案の中身については、お手元に配布のとおりであります。第1号議案からですね、第5号議案まで審議されまして、原案どおり可決、決定されました。詳細につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしく申し上げます。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

去る、平成29年第1回定例会において議決し、地方自治法第100条第13項及び大石田町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき実施しました「議員派遣の件に関する報告」、並びに平成29年第4回定例会以降における当議会の諸般の事業活動等については、お手元に配布しております印刷物のとおりでありますので、これをもってご了承願います。

これをもって、諸般の報告を終わります。

次に、日程第4. 行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

おはようございます。

本日招集いたしました、平成30年第1回定例会にご出席いただき、心からお礼申し上げます。

さて、今季の雪の状況であります。1月下旬の寒波の影響により1月25日豪雪対策本部を設置し、流雪溝の利用時間の拡大を図るなど対策を講じてきております。

現在、降雪は落ち着いておりますが、大雪による人的被害も発生しておりますので、今後とも気を緩めることなく対処してまいりたいと考えております。

例年のこととなりますが、除排雪対策に関しましては、区長さんをはじめ流雪溝利用協力会の皆さん、町民有志のボランティアグループのほか、多くの町民の皆さんのご尽力とご協力に感謝を

申し上げます。

それでは、昨年12月第4回定例会以降の行政報告について申し上げます。

**【総務課】関係です。**

**○豪雪対策本部についてであります。**

1月25日に豪雪対策本部を設置し、町民へ向け広報を配布、除雪体制の強化、町民の安全確保と豪雪未然防止に努めてきました。

また、人的被害が続き、2月13日には積雪が2mを超えたことから、各課の課長を招集、豪雪対策連絡会議を開催し雪害防止にあたってきました。

3月1日現在、人的被害4件、建物被害3件が報告されております。なお、今季の最高積雪は2月14日の235cmでありました。

**【産業振興課】関係です。**

**○雪灯ろう街道についてであります。**

2月10日に開催されました「雪灯ろう街道」は、天候に恵まれ、町内全域で展開していただきました。

地区をあげての積極的な取り組みや親子総出での趣向を凝らしたものが数多く見られたところでありました。また、より一層の参画を促すため、雪灯ろうコンテストを行い、雪像等の力作を表彰いたします。

さらに、役場南側駐車場の雪を利用して雪まつりを開催いたしました。町建設業協会、ライオンズクラブ、白陽会、北村山高校、東北学院大学等の多大なご協力により、雪灯ろうや大型滑り台等を制作していただき、訪れた子どもたちや家族連れは雪国ならではの各イベントに楽しく参加しておりました。

**○平成30年度の農業政策についてであります。**

これまで国は、米の生産数量の配分を行ってきましたが、本年産米から生産者や集荷業者が自らの判断で農業経営の自由度を拡大するためこれを廃止し、替わって生産の目安を提示することになりました。

全国的には米価回復に水を差したくないという安全志向が強く、ほとんどがその目安に基づいた計画となっております。

当町においても、生産者団体や集荷団体との合意のもと目安に基づいて計画とすることを決定し、過日、ほぼ前年度同様の目安を生産者に提示いたしました。

また、農事座談会を2月17日と18日に開催し、米政策の見直しや平成30年度経営所得安定対策のほか、収入保険制度等について関係機関から説明を行い、一定の理解が得られたものと考えております。

以上、12月議会以降の主な行政報告とさせていただきます。

1. 議長(村岡藤弥君)

これをもって、行政報告を終わります。

次に、議案の上程であります。

日程第5. 議案第3号より、日程第41. 同意第1号まで、以上37件を一括して議題として上程いたします。

日程第42. 平成30年度町長施政要旨及び上程議案についての提案理由の説明を求めます。

大石田町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

## 1. はじめに

本日、平成30年第1回町議会定例会の開会にあたり、平成30年度の町政運営に対する私の基本的な考え方と施策の概要についてご説明申し上げますので、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

今冬は、11月から寒波に見舞われ、除雪体制の整わない中での雪対応を余儀なくされました。そして、12月には爆弾低気圧等の影響で、北日本では猛烈な寒波と大雪に見舞われ、そのため、いわゆる根雪になるのが早く、町民は生活に大きな支障をきたしながらも年末を過ごし、新年を迎えたところであります。

その後、1月上旬までは穏やかに推移しておりましたが、中旬以降に日本列島全土を襲う猛烈な寒波に見舞われ、昨シーズンの1.5倍の降雪量を記録するに至り、1月25日には豪雪対策本部を立ち上げております。

2月に入りましても寒波の襲来が続き、全国各地で混乱を招いております。特に、北陸における車1,500台の立往生などは記憶に新しいところでありますが、当町においても、今季最高積雪として2月14日に2m35cmを記録しております。

このような状況下にあつて、町としましては除雪作業や流雪溝の管理運営には精一杯努めてまいりましたが、一方で議員の皆様には、臨時議会での除雪費の予算補正や中央での要望活動への参加など万般にわたりご理解をいただき、心より感謝申し上げます。

今般の豪雪にあたり、全国的に雪に起因する事故が多発している中、豪雪対策本部では除雪作業の安全確保を含めた事故防止等の啓発や警戒にあたってまいりました。残念ながら当町におきましても2月末現在で4名が重傷を負っているほか、家屋被害も数件発生しております。これらの方々には心よりお見舞いを申し上げる次第ではありますが、今後とも町民の方々には引き続き除雪作業中の事故防止や雪解けによる融雪被害、雪崩などの災害等に対する注意喚起を行ってまいります。

さて、私が大石田町の町政を担ってから早7年目となります。常に申し上げておりますように、この6年間一貫して町民の代表としての立場を忘れることなく、「こころ通う あたたかい町政」を政治信条としてやってまいりました。

そしてこの間、町議会の皆様をはじめ、町民各層から多くの叱咤激励をいただきながら、子育てや高齢者、弱者対策など諸課題に取り組んでまいりました。これまでの私の諸施策を順調に推し進めることができましたのも各位のご理解とご協力の賜物と心から感謝申し上げます。

さて、昨年の大石田町を振り返ってみますと、念願でありました大石田町町民交流センター(以下「町民交流センター」)の完成、亀井田橋の竣工、地域おこし協力隊の採用とその活動拠点となる賑わい拠点施設の開設。さらには新しい取り組みとなる除雪有償ボランティア制度が始まり、これには多くの町民の参画を得ております。そして、ボランティアと言えば当町を舞台にした長編映画の撮影がありました。撮影に必要なそば屋の改造、そば打ち指導、エキストラや食事の差し入れまで、町民の自主的なおもてなし精神が微に入り細にわたり発揮されました。

このように昨年度は、ハード事業からソフト事業まで幅広い分野で蒔いてきた種が一斉に開花したような気がいたします。

さらに、まもなく東北中央自動車道大石田村山インターも完成と言われており、平成29年度には大きな節目の年となりました。

大石田町の行政施策は発足以来、過疎化対策でありました。ひたすら町の活性化、定住対策を掲げ、事業の具現化に取り組んでまいりましたが、思うような効果が見い出せないのが現実であ



ります。人口対策には特効薬はないと言われておりますが、今後とも一步一步前進していきたいと考えております。

引き続き町民が求めていることを把握しながら町民目線で町政を進めてまいりますので、議員の皆様には引き続きご支援の程よろしくお願い申し上げます。

## 2. 大石田町を取り巻く状況

平成29年の世界情勢をみると、平穏という言葉はまだまだ遠い存在だと思われ知らされます。アメリカのトランプ大統領の言動が毎日のように報道される中、北朝鮮のミサイル問題は核開発と並んで世界を大きな不安に陥れております。中東ではしばらく跋扈(ばっこ)したISが掃討されつつある中、トランプ大統領によるエルサレムのイスラエル首都発言によって、宗教と民族紛争につながりかねない世界中を巻き込んだ大きな問題となっております。

このような中で、隣国韓国において冬季オリンピックが開催され、極寒の中熱い競技が繰り広げられました。

女子のスピードスケートほか、多くの種目でたくさんの選手の活躍があり、冬季オリンピックとしては最多のメダル獲得を記録しております。特に、羽生選手の怪我を乗り越えての2連覇は、国民に大きな感動と勇気を与えてくれました。

2年後の東京オリンピックに大きな弾みとなってくれるものと確信しております。

さて、国内情勢は森友学園問題や加計学園グループ問題など政治不信につながる混乱があり、未だに収束に至っておりません。また、大手自動車メーカーの無資格検査、大手鉄鋼メーカーほかのデータ改ざんなど、日本経済発展の原動力となっていた分野での不祥事が発覚し、日本ブランドに大きな影が差しました。

中央政治では、9月に解散された衆議院の総選挙では、森友や加計問題で追及されていた政権与党自民党の大勝となり、同時に国政野党の再編につながっております。国会では、共謀罪や天皇の退位に関する法律などこれまでになかった法律が成立しており、今上天皇の平成31年4月の退位が決定されております。

将棋界では、中学生の藤井6段がこれまでの記録を次々と塗り替え注目を集めました。卓球、バドミントン、水泳などスポーツ界はじめ、各界において若者の台頭が顕著でありました。将来を担う有望株が続々登場し、各分野における若者育成制度の結果が表れてきております。

一方で、相撲界での暴行事案が発覚し、現役横綱が引退する大きな事件となりました。学校現場社会のみならず、一般社会におけるいじめ、暴力沙汰は一向に減少せず、むしろハラスメントという形で増加しているようであります。

日本国内の景気動向については、このところ緩やかな回復が堅調に続いているとされ、雇用や所得環境も改善を見せております。特に、雇用情勢については、失業率の低下と有効求人倍率の上昇はもとより、中小企業を中心に人手不足が表面化してきております。

一方で、雇用者所得についてはやや回復をみせているものの、就業率が好調の割には物足りなさがあります。安倍首相は経済界に対して働き方改革を含めた賃金アップの号令をかけておりますので、今後、企業内部留保から労働分配への転換とその拡大が期待されます。

また、日中の友好施策の展開によって緊張緩和が広がり、中国人によるインバウンドも拡大しておりますので、今後とも安定した日中関係が構築され、効果の拡大が図られることを願うものであります。

安倍政権は平成28年度から「一億総活躍社会の実現」に向けて、新三本の矢と称される政策を展開してきておりますが、昨年は「人材への投資を通じた生産性の向上」を新たな政策として加

えております。

そして、昨年末には「人づくり革命」と「生産性革命」を柱とした『新しい経済政策パッケージ』を閣議決定し、今後の中期的な目標と掲げております。これによって、今後は消費税の増税とともに幼児教育の無償化や高等教育の負担軽減に向けた具体的な施策が展開されるものとみられます。

このような情勢を背景にした政府の平成30年度の一般会計予算案は前年度を上回る予算規模となっておりますので、当町においても国の政策動向を把握しながら、「大石田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた施策の実現のため、交付金等有効な財源の確保に向けて努力してまいります。

### 3. 平成30年度の各分野における施策の概要

#### (1) 財政状況と納税対策

平成30年度の国の予算は、一般会計が97兆7,128億円と6年連続で過去最大規模を更新しておりますが、これは社会保障関係費の伸びによるところが大きく、一方で地方財政にとって最も重要な地方交付税については、出口ベースで2%減額、臨時財政対策債は1.5%の減となり、数年来連続しての交付税減少は財政運営に大きな影響を落とすものであります。

この地方交付税の減額見込みの根拠として、財政計画上は景気の上向きによる地方税の増額としておりますが、当町においてはこれらの減額を補てんするまでの増額を見込むことが困難なことから、対応に苦慮しているところであります。国が想定しているとおりの景気浮揚による企業業績の向上や雇用環境の改善により、当町経済に大きく寄与することを期待するとともに、町の農業をはじめとする各産業が順調に推移することを心より願うものであります。

大石田町の財政状況については、これまでが町の最優先課題と位置付けて取り組んできました「町民交流センター建設事業」が終了しましたが、この一大プロジェクトのために発行した町債により、これまで逋減(ていげん)してきた起債残高も再び増加することとなりました。

今後はこの起債の償還が今後の大石田町に課せられた新たなテーマとなりますが、一方でこれまで据え置いてきました尾花沢消防署大石田分署の整備や公共施設の長寿命化対策も喫緊の施策となっておりますので、今後はこれらの財政負担については積極的な基金の取り崩しも視野に入れて新年度予算を編成しております。

当町の税収の状況を申し上げますと、経済の再生を最優先課題と位置付けるなか推進してきたアベノミクスも第2ステージに移り、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が現実しつつありますが、中央と地方の実感には温度差があります。

加えて、少子高齢化や人口減少社会と言われる構造問題から、税収の大幅な伸びを期待するには未だ厳しい局面が続いていると感じられます。

このような状況下にあつて、昨年12月に閣議決定された平成30年度の税制改正では、町の税収に大きな影響を及ぼしかねない改正も含まれていることから、予算の計上にあつてはこれらを十分に参酌し計上しているところであります。なお、固定資産税については本年度が3年に一度実施される評価替えの年となっておりますので、町民への周知を徹底してまいります。

また、国民健康保険税については、ご案内のとおり平成30年度から国保制度の運営形態が山形県との共同運営となりますが、運営財源となる税等に関する業務は従来と同様、市町村事務として処理することになりますので、県及び担当所管課と連携を図りながら適切な事務処理に努めてまいります。

町税は、様々な行政施策を展開するために必要かつ重要な財源ですが、一方では税務

行政に対する町民の信頼と協力を得ることが不可欠であります。特に、負担の公平性は基本原則になりますので、これまで税に関する情報提供に積極的に取り組んできており、その結果、町民の納税意識は年々向上してきておりますので、引き続き取り組みを強化してまいります。

併せて、収納率向上のためには納税環境を整備することが大切になりますので、これまで取り組んできた口座振替の推奨、ゆうちょ銀行やコンビニ収納を実施するとともに、未納対策のための「納税相談員」を引き続き配置してまいります。

当町の税収を取り巻く環境は生産人口の社会的、自然的動態からも年々厳しさを増しておりますので、自主的・自立的な財政運営に要する税源確保のため、従来の取り組みの充実・強化を図りながら、収納率向上と税収の安定性構築に努めてまいります。

## (2) 定住対策とまちづくり事業について

豊かな自然と文化の香り高い大石田町に住んで良かった、さらには誰もが住みたいと思われる環境を創出するため、「住まい」「結婚・子育て」「就労」「生活」に関する定住対策を、これまで以上に各課横断的に展開してまいります。

昨年度制定した新築住宅への「定住促進助成金」や「住宅リフォーム支援事業」を通して、「住まい」への支援を引き続き行ってまいります。また、新年度からは婚姻届けをなされたご夫婦に「結婚祝品」を贈呈する新制度を計画し、婚姻や出生に祝意を表すとともに、子育て支援医療や子育て支援センターの整備に、より充実した「結婚・子育て」環境を図ります。

「資格取得支援事業」や「6次産業化等支援事業」により、「就労」への支援や NPO 法人による「除雪支援制度」、高齢者の移動支援のための「福祉バス」の運行や免許証自主返納者に対する「タクシー券」の交付などにより、日々の「生活」への支援をきめ細やかに実施してまいります。

また、今年度は「地方創生拠点整備交付金」事業により、「KOE no KURA」の整備とあつたまりランド深堀「虹の館」の改修を行うことができました。このように地方創生においては、国の動向を把握しながら町の施策に活用してまいります。

活力と魅力にあふれ、暮らす人・訪れる人にも共感の持てるまちづくり事業を推進してまいります。町民待望の「町民交流センター」が竣工し、一般開放となり半年が経ちました。この間、「図書館」「子育て世代活動支援センター」「保健センター」「多目的ホール」には、町業者のみならず社会教育団体やサークル、そして町内企業など町民各層・各種団体からご利用いただき好評を得ております。本年は、社会資本整備総合交付金事業により、「町民交流センター」を中心とした町施設の「道しるべ」となるサインの設置や、町内の団体やサークルの自主・自発的活動を促しながら、その活動が全町的に広がるように「まちづくり活動推進事業」を展開してまいります。

ふるさと応援寄附金事業では、議員はじめ関係各位のご協力により、基金が2億円を超えるまでに事業が拡大いたしました。大石田町を発信できる絶好の機会ととらえ、魅力ある返礼品の充実を図るとともに、基金を活用した納税者との交流事業や町の教育・文化の振興を図ります。

昨年4月より委嘱しました2名の地域おこし協力隊員は、駅前賑わい拠点施設「KOE no KURA」の運営にあたっております。町内の観光・物産の情報発信やレンタルボックスによる作品の販売やワークショップの自主事業の開催では、2人の人柄にも後押しされて町民の方々はもちろんのこと、観光客にも親しまれる施設として順調に運営をされております。今後は、起業・就業支援の研修を通して任期後の定住に向けた準備を進めます。併せて新たな隊員の委嘱に向けて募集活動を展開いたします。

## (3) 保健・福祉関係事業について

少子高齢化の克服は我が国が直面する大きな課題であることから、国では、高齢者向けの給

付が中心となっている社会保障制度を、子どもや若者から高齢者までの「全世代型の社会保障」へと転換を図っています。

当町においても少子高齢化が進んでおり、2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化はさらに加速することが予想されます。

そのような状況下ではありますが、国・県の施設に柔軟に対応しながら、保健・医療・福祉・介護の分野における的確なサービスの提供と、保健事業の健全運営を通して安寧な町民生活の実現を目指してまいります。また、町民交流センター内に設置した保健センターと子育て世代活動支援センターを有効に活用し、保健と子育て支援の両面から連携したサポートを提供してまいります。

保健については、「大石田町健康増進計画 健康おおいしだ21(第2次)」に基づき、健康寿命を延ばすための積極的な健康づくりを支援してまいります。特に、保健センターを核として、多様な健康づくり教室の実施やスムーズな検診を実施できる施設特性を活かして受診率を高め、「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識の高揚を図ってまいります。

また、乳幼児から高齢者までの健康診査、各種検診、予防接種や特定不妊治療助成制度などを引き続き実施してまいります。さらに、二次医療圏域の中心機関である北村山公立病院の地域医療体制の充実にも努めてまいります。

高齢者福祉については、来たる超高齢化社会を見据えて、住み慣れた地域で安心して日常生活を営んでいただくために、町独自の施策として「福祉バス」「高齢者タクシー」「ストレッチャーや車イスでも利用できる福祉タクシー」などの取り組みを継続してまいります。また、生活支援として「除雪費用・灯油購入への助成制度」や「緊急通報システム事業」などを実施するほか、町社会福祉協議会等の関係機関・団体と連携を深めながら、高齢者が安心して生活できる環境整備を図ってまいります。

また、平成30年度を初年度とする「第7期介護保険事業計画」では、基本理念に「高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるまちづくり」を掲げ、引き続き高齢者の実態の的確な把握と介護サービスの円滑な提供に努めてまいります。とりわけ、地域包括ケアシステムの構築に向けて、町地域包括支援センターを主体として医療ケアと介護ケアの連携を図り、認知症対策にも積極的に取り組んでまいります。

障がい者福祉については、「障がい者福祉計画」の指針に基づき、障がいのある人も地域や家庭で安心して暮らせる社会の実現に向け、自立支援給付事業などの各種サービスの確保に努め、町民すべての方々によさしい社会を実現できるよう取り組んでまいります。

子育て支援については、昨年、保健福祉課内に「大石田町子育て世代包括支援センター」を設置しましたので、母子保健の視点から、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施してまいります。また、町の単独事業である「出産祝金」や中学3年生までの医療費を無料とする「子育て医療」を引き続き実施してまいりますし、さらに保育料の負担軽減化にも取り組んでまいります。

国民健康保険の運営形態が平成30年度から大きく変わり、山形県との共同運営になります。県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方、資格管理・保険給付・保険料の決定及び賦課徴収等は、これまでと同様に町が行うこととなりますので、保険者として安定的な財政運営に努めてまいります。

高齢化の進行や高度医療化により、今後とも医療費の増嵩傾向が続くと見込まれますが、今後策定を予定している「大石田町保健事業計画(第2期計画)」に基づき、より効果的な保健事業を

展開し、疾病予防はもとより、ジェネリック医薬品や在宅診療の啓発、かかりつけ医の定着、早期発見による重症化予防対策などの医療費抑制対策に向けた取り組みを強化してまいります。

これらの様々な福祉事業を実践するにあたっては、事業全般にわたり「自助・共助・公助」を明確にし、関係機関をはじめ地域住民、企業、団体などと協働して取り組んでまいります。

1. 議長(村岡藤弥君)

暫時休憩いたします。11時10分再開いたします。

休 憩 午 前 10 時 58 分

再 開 午 前 11 時 10 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

**(4) 農林振興事業について**

我が国の農業は、一層のグローバル化により、複数の通商交渉の局面を迎え極めて厳しい状況にあります。

政府は、米国抜きの TPP(環太平洋経済連携協定)参加11カ国の枠組みで3月の署名合意にこぎつけ、今国会での承認を目指すとしております。

また、EPA(日欧経済連携協定)も来年の協定発効を目指し、7月にも首脳会合で署名する可能性もあり、国内農業への一層の自由化の荒波が押し寄せるのは必至であります。さらに他国の通商交渉の如何によって、その矛先が日本に向くことも懸念されるところであり、今後の農業は依然、先行き不透明となっております。

国内においては、本年産米から行政による米の生産数量目標の配分を取りやめ、産地が主体的に需給調整をする米政策に転換することになります。初年度となる本年は、県単位で見れば加減はあるものの「安全志向」となり、国が示した「目安」に近い生産計画のようであります。

しかし、生産現場への強制力がない制度であり、翌年以降については、米農家は不安を抱えたままの取り組みとなります。

さらに、政府は農地法、土地改良法の改正、新たな森林管理システムを創設する考えであり、農政改革は目白押しとなります。

当町の農業について申し上げますと、これまで安全・安心で良質な食糧の生産をはじめ、環境の保全、景観の形成など多面的な機能の発揮を通じて、町民の暮らしと地域経済を支える基幹産業として重要な役割を發揮してきました。

しかし、町の農業を取り巻く情勢は依然として厳しいため、農業生産基盤の一層の充実に努めながら、認定農業者制度の活用や農地の集積による経営規模の拡大、担い手の育成を図るため「農業担い手経営確立支援事業」等による経営支援を引き続き行いながら、後継者や新規就農者の確保・育成の促進に努めます。さらに、異常気象が常態化するような状況にありますので、関

係機関と連携しながら営農指導を展開してまいります。また、国は農業経営の新たな安全網として「収入保険制度」を創設しましたので、その周知啓蒙活動を行ってまいります。

米の生産については、既に町農業再生協議会のもと、需要に見合う生産量の作付けとするため、県が示した「目安」の数量により生産者及び集荷団体の合意を得て、高値安定を基調とする水稲経営の安定化を図ることしております。しかし、今後の全国的な生産数量の変化に伴い、実需者や市場の動向を見極める必要があります。

また、農作物トレンド調査では、「安全・安心」が最も重要視されるキーワードとなっていることから、今後も科学肥料・化学合成農薬の5割以上低減する「売れる米作り」の取り組みと、一体的に実施する地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

園芸品目では、良質の「すいか」の生産は農家所得と営農意欲向上につながることから、関係機関と連携しながら技術指導に努め経営規模の維持を図ります。また、設備を更新して昨年度に移動した JA みちのく村山の「西部すいか選果場」の円滑利用を促進し、地域の特性を生かした魅力ある製品の産地化に向けた取り組みを支援し、主要な市場においてトップセールスを展開してまいります。

「そばの町」を標榜する当町では、「来迎寺在来」を主に原料としておりますが、交雑しやすい作物であるため、より安定した純系の当該品種を将来に保存していくための取り組みとして、今年度は種子選別作業を実施してまいります。

農業生産基盤である農地利用については、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するとともに、農業委員会等と連携を図りながら耕作放棄地や遊休農地の発生防止・解消に努めます。

さらに、農業経営の効率化、条件整備を図るため、現在施行されている土地改良事業の早期完成の支援をしてまいります。また、適正で効率的な農地利用は経営改善に欠くことのできない要素であることから、昨年7月に設置された「農地利用最適化推進委員」等の実務能力を高めるよう、農業委員会と連携してまいります。

森林は国土の保全、水源の涵養(かんよう)、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給など多面にわたる機能を発揮しており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要であります。このため、将来にわたって適正に管理され、森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、今後整備される「森林台帳」を活用しながら、森林整備計画に基づき合理的・計画的な森林施業の促進、森林資源の保全と総合的な利用に努めます。

また、みどり豊かな森林環境づくり推進事業の活用や緑の少年団活動への支援を通じて、森林の環境保全に対する重要性の啓蒙・啓発を図ります。

#### **(5) 商工業の振興**

商業を取り巻く環境は、全国的にも中心市街地の空洞化に伴い、既存商店街の維持継続すら苦慮している状況にあります。

当町の商業についても、人口減少と少子高齢化の進行に加え、コンビニエンスストアや近隣への大型小売店舗の進出、消費者の生活行動圏の広がりにより、購買力が町外に流出し、商店数の減少など一層厳しさを増しております。

このため、地域商業発展の核となる町商工会と連携を図りながら、商店個々の経営の近代化、サービスの向上などを促進し、地域商業の活性化に努めます。また、町民の生活支援と町内における消費喚起を図り、町内経済の活性化を促進するため、10年目となるプレミアム商品券発行事業を支援します。

国内経済は、「アベノミクス」等の政権推進により、大手企業や中央にある企業を中心に経済の好環境が進展していると言われておりますが、地方や零細企業においては引き続き厳しい局面となっております。

当町の工業は、厳しい経済環境の中にあるため町商工会と連携し、各種融資制度の周知と活用を促進し、既存企業の体質強化を促進します。

#### (6) 観光物産の振興

近年の観光は観光地間競争の激化、旅行スタイルの変化、インバウンドの増加など多様化しております。

このような中、山形新幹線、東北中央道等の高速交通網の整備が大きく進展している今、地域資源を活かした観光地・観光サービスの充実による新たな観光客確保の絶好の機会となっております。

特に、一昨年に通年通行が実現した一般国道347号は、宮城県北部からの来県ルートになりますので、観光ルートづくりやイベントの開催、広域的な PR 活動など、関係団体等が一体となった広域観光の促進に努めます。

また、物産振興や交流人口の拡大については、仙台圏をはじめ、友好交流協定を締結している涌谷町や一般国道347号「絆」交流促進協議会の構成市町である大崎市、加美町との交流・連携を通じて交流人口の拡大を図るため、観光の物産の PR に努めます。

当町は、県内有数の玄そばの産地であり、特に、オリジナルブランドの「来迎寺在来」は香りの高さと独特の風味で、そば職人や全国のそば通からも高い支持を得ており、全国的に知る人ぞ知る「そばの里」として県内外から多くの観光客が訪れております。

「そば」は、経営形態にもよりますが、生産者から加工・販売までを一体的に行う6次産業であります。これをより一層推進するため、「新そばまつり」をはじめとする各種イベントの開催を支援し、「大石田そば街道」の一層の賑わいを図りながら、温泉利用の促進や特産品の消費拡大を図り、総合産業である観光振興と地域経済の活性化を図ります。

#### (7) 生活環境保全事業について

環境衛生につきましては、町衛生組織連合会と連携し、ゴミの減量化や家電製品を含む資源回収を実施しながら再資源化等の活用を推進してまいります。また、「きれいな町づくり」を通して、郷土の美化運動とともに公衆衛生規範の醸成に努めます。

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合においては、使用料及び手数料に関する条例の改正が行われました。各家庭の経済的負担の軽減やごみ減量化に資するため、町衛生組織連合会と連携しながら生ごみ減量用機器助成事業の拡大を図ります。

#### (8) 道路交通網の整備など建設関係事業について

東北中央自動車道については、東根～尾花沢間において大石田村山 IC から尾花沢 IC までの区間5.3kmが、平成30年4月15日に開通することとなりました。また、平成30年度は東根 IC～(仮)東根北 IC までの区間4.3kmが開通する見通しとなり、高速交通網の整備が着実に推進しております。全線の早期供用開始に向けて、引き続き国に対し強く要望してまいります。

また、一般国道347号の通年通行も2年を経過し、利用者の利便に大きく寄与しているところであります。この間、幸いにも大きな事故等は起きていませんが、更なる雪対策等、安全対策を強化しよう山形県と宮城県に要望してまいります。

主要地方道大石田畑線については、5代目亀井田橋が昨年11月5日に開通し、町内外からのアクセスや安全性が格段に向上したことから、当町の産業、経済の発展と地域の活性化が図られ

るものと期待をしております。

町道については、地域住民に密着した道路でありますので、「安全で安心な道路空間」を確保するため計画的に整備してまいります。

また、当町は豪雪寒冷地の厳しい自然条件下にありますので、冬期間の安全な道路交通の確保は、快適な暮らしを実現するための最優先的な課題であります。

そのため、道路除雪業務においては、行政と住民の総力を結集し、お互いに責任分担をしながら克雪に取り組んでまいります。

流雪溝の整備については、当町の克雪対策においても最も重要な施策でありますので、未整備地区については、雪に強い安全で住みよいまちづくりの実現のため、安定した水量の確保に向けた水源と流末の整備など、国・県及び関係機関との連携をより一層強化してまいります。

町営住宅については、既存公営住宅の長寿命化を図るため、「公営住宅長寿命化計画」に基づき計画的に修繕し、良好な居住環境の形成に努めてまいります。

また、民間で建設した地域優良賃貸住宅については、特に配慮が必要な高齢者・障害者・子育て世代等に対し、良好な住環境の提供を促進してまいります。そのため、国の家賃対策を活用して家賃減額制度を継続してまいります。

住宅リフォーム支援については、個人住宅の居住環境の質的な向上と住宅投資による地域経済の活性化が期待されますので、継続して支援に取り組んでまいります。

最上川流域関連公共下水道事業については、県及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合と連携を図りながら施設の老朽化対策を行い、長寿命化を目指してまいります。

また、公共下水道事業による整備が困難な地域については、合併処理浄化槽への整備促進を図るため、補助制度の周知を徹底してまいります。

次子簡易水道事業については、施設の老朽化に伴い更新が求められておりますので、安全・安心な水の安定供給を図るため、適切で計画的な維持管理に努めてまいります。

#### (9)安全安心のまちづくり事業について

交通安全対策については、第10次大石田町交通安全計画に基づき、「人優先」の交通安全思想を基本として、大石田町交通安全推進協議会と一体となって各種交通安全施策を推進してまいります。特に、交通弱者と言われる子どもと高齢者には保育園や小学校、各地区老人クラブと連携を図りながら交通安全専門指導員による交通安全教育の推進を図ります。

防犯活動については、町防犯協会や警察との連携を図りながら犯罪のない安心・安全なまちづくりに努めます。昨年は、青パトで光輝く「安心・安全なまち」の合言葉のもと、関係機関が一体となって「青パト隊」が組織されました。自主防犯意識の高揚とともに青パト隊との連携を図りながら防犯活動に努めます。

「空き家」対策については、平成28年4月より施行しました「空き家バンク制度」において、登録物件・利用登録者とも十数件を数え、当制度を利用した件数も増加し、需要と供給のマッチングに少なからず効果が表れてきております。また、近隣住民等に多大な影響を及ぼす危険な空き家、いわゆる「特定空き家」については、条例に基づく指導・勧告等を行っておりますが、効果が薄い状況にあります。

今後は、「空き家対策審議会」を組織し、有識者の意見を伺いながら適正な空き家対策に努めてまいります。

防犯活動においては、各地区の消火栓の更新や防犯水槽の改修を行い消防水利の充実を図るとともに、分団に配備している消防ポンプ車や小型消防ポンプの適正な更新を図りながら消防



力の向上を図ります。また、本年5月に当町を会場にして開催される「東北水防技術競技大会」に出場する大石田町消防団の活動を支援し、消防団活動の活性化と水防技術の向上を図りながら地域防災力の向上に努めます。

当町の常備消防の核となる大石田分署については、消防委員会の答申を踏まえ、訓練敷地や備蓄倉庫の機能を兼ね備えた新分署を平成31年度開所すべく諸般の事務を進めてまいります。

#### (10)教育文化の振興事業について

学校教育の振興については、少子高齢化、情報化、国際化の進展等、急激に変化する社会において児童・生徒が自分のよさを発揮し、他者と支え合いながらたくましく生き抜くことができるよう、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成に努めてまいります。併せて、地域とともにある信頼される学校づくりを推進してまいります。

このため、引き続き町立小・中学校に学校運営協議会を設置するとともに、コミュニティ・スクールを一元化した「大石田学園運営委員会」を核として、地域共生と地域貢献の教育理念に基づき、「生きる力」(学力・人間力・社会力)を培いながら、小中一貫の系統性・連続性のある質の高い学校教育と学びが好きになる学校づくりに努めてまいります。

外国語教育については、グローバル化の急速な進展の中、異文化理解や異文化コミュニケーションがますます重要になり、これまで以上に国際共通語である英語によるコミュニケーション能力の向上は不可欠であります。

文部科学省では、平成32年度から順次全面実施される次期学習指導要領において、小学校5・6年生から英語を教科化し、小学校3・4年生から外国語活動を前倒して実施することとしており、小学校においては平成30年度から平成31年度までの移行期間中、新しい小学校学習指導要領に規定される外国語科及び外国語活動の授業時数及び内容を指導することができることとしております。

このため、国際理解教育専門員を活用し学校と連携を図りながら、教員の英語指導力の向上を図るとともに、小学校における国際理解・外国語活動の充実と中学校での英語教育の充実に努めながら、児童・生徒の英語力、国際理解の向上に努めてまいります。

子どもたちの「確かな学力」を育成するためには、わかりやすい授業を実現することが必要であり、ICT を効果的に活用した授業を展開することが重要となっております。また、社会の情報化が急速に進展する中で、子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質(情報活用能力)を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を備えることがますます重要となっております。

このため、コンピュータ教室のデスクトップ型パソコンを更新し、各教室でも活用できるタブレット型端末を新たに整備するなど、ICT 環境の整備を図りながら、教育の情報化の推進に努めてまいります。

いじめが社会問題化しいじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つとなっております。

このため、「山形県いじめ防止基本方針」をはじめ、町及び各学校のいじめ防止基本方針に基づき、学校・家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処等について組織的に取り組んでまいります。

学校給食については、食中毒の防止のため衛生管理の徹底を図りながら、食物アレルギー等にも配慮し、安全な給食の提供に努めるとともに、児童・生徒の適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ってまいります。

また、地産地消の推進と地場産品の利用に努めながら、質の高い給食の提供に努めてまいります。さらに、日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣が身につくよう、学校と家庭が一体となった食育を推進してまいります。

生涯学習については、地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、町民ニーズはこれまで以上に多様化・高度化しております。

このため、町民一人一人が生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送ることができるよう、総合的な学習環境づくりに努めてまいります。

生涯学習推進の拠点となる大石田町交流センターの有効活用を図り、多くの町民が学ぶ楽しみと活動する喜びを共有できるよう、学習機会及び情報を提供するとともに魅力的な自主企画事業を展開しながら、町民の生きがいづくりに努めてまいります。

また、町民大学地域学講座では、話題性や社会性に富んだ充実した講座の開設に努めてまいります。

社会教育の振興については、活力ある町づくりの基本となる公民館活動の推進を図るため、今後も役職員の研修や公民館講座事業補助及び分館改修事業補助を通じて、公民館活動を支援してまいります。

また、将来を担う子どもたちを心豊かで健やかに育むため、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)が求められております。

このため、学校・家庭・地域連携協働推進事業により放課後子ども教室を実施し、地域住民の参画を得てスポーツ・文化活動や地域住民との交流活動、学習機会等の提供に努めてまいります。

さらに、公民館活動を中心にして、子どもたちが郷土の自然や地域の人々との関わりの中で「生きる力」を身につけられるよう、地域・学校・PTA・ボランティア団体等と連携を図りながら、各種事業を展開してまいります。

文化の香り高い町づくりを推進するため、町芸術文化協会等と連携し、大石田町交流センターの有効活用を図りながら、「町民一人1芸術文化活動」の促進に努めてまいります。

図書館については、「大石田町立図書館基本計画」に基づき、時代の変化と町民のニーズを的確に把握し、図書館資料や情報、レファレンス機能の充実を図り、「学び」を楽しめる図書館サービスの提供に努めるとともに、利用者の興味を広げる魅力的な「知の拠点」として利用される図書館運営を目指してまいります。

また、子どもから高齢者まで誰でも利用しやすく「居心地の良い空間」を提供するとともに、読書に親しめる環境づくりを推進し、気軽に集える「憩いの場」として利用されるように努めてまいります。

スポーツの振興については、ライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠であります。

このため、誰もが自発的に興味・関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画することができるスポーツ環境の整備に努めてまいります。

また、体育協会や町スポーツ推進委員会等と連携を図りながら、「町民一人1スポーツ」の普及に努めてまいります。

今年度から設立される総合型地域スポーツクラブは、地域住民が年齢、興味・関心、技術レベルに応じた様々なスポーツ機会を提供することができるスポーツクラブであり、地域の「新しい公

共」の担い手としての役割が期待されております。

このため、地域住民により自主的・自立的に運営され、かつ持続的に活動が続けられるよう、クラブ育成と効率的な運営・活動の支援に努めてまいります。

歴史民俗資料館については、資料館の整備と展示活動の充実はもとより、町内にある文化遺産は町民共有のかけがえのない財産でありますので、今後とも適切な保護に努めてまいります。

また今年度、当町において「奥の細道サミット in 大石田」が開催されますので、奥の細道や松尾芭蕉の持つ魅力を再確認し、加入団体との交流拡大を図りながら、観光客の誘客促進を図ってまいります。

駒籠楯跡遺跡については、全国初の発見となる平安時代の水駅の可能性が高いため、引き続き山形県と連携を図りながら国庫補助事業による発掘調査を継続実施してまいります。

#### (11)平成30年度各会計予算、提出議案

これまで申し上げました諸施策を推進するため、平成30年度の各会計予算について申し上げます。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ47億8,000万円で前年度当初予算と比較し1億2,000万円、2.4%の減額であります。

特別会計は、

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| ○国民健康保険特別会計予算      | 8億7,481万円 |
| ○次子簡易水道特別会計予算      | 540万円     |
| ○学校給食事業特別会計予算      | 8,100万円   |
| ○農業集落排水事業特別会計予算    | 9,870万円   |
| ○大石田町介護保険特別会計予算    | 9億2,430万円 |
| ○大石田町後期高齢者医療特別会計予算 | 8,703万円   |

となります。

本議会提出案件といたしまして、平成29年度各会計補正予算が7件、平成30年度各会計予算が7件、そのほか条例の設定及び改正等が21件、人事案件が2件、全37件であります。

提案しました各議案の詳細については、担当課長より説明いたします。慎重審議のうえ、ご可決下さいますようお願いいたします。

なお、文字について正誤表のとおりご訂正下さるよう、用紙の文字については正誤表のとおりご訂正下さるようお願いして終わります。長い間、どうもありがとうございました。

#### 1.議長(村岡藤弥君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 二藤部康暢君。

#### 1.総務課長(二藤部康暢君)

補足説明の前に、今施政要旨の読み上げありましたが、読み違いが数カ所ありました。町長申しあげましたように、正誤表も含めた用紙の文字のとおりでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書、最初にご覧いただきたいと思っております。

議案第3号になります。平成29年度大石田町一般会計補正予算(第9回)になります。これにつきましては、既決の予算から1億2,125万7,000円を減額いたしまして53億6,514万6,000円とするものでございます。

全般的に申し上げますと、事業の精査ということで大きく減額をしておりますが、歳出の減額の大きなものを申し上げますと、町民交流センターの整備事業費について約4,000万円の減。それから同センターの管理費としまして1,200万円の減。土木費の県営事業負担金として1,050

万円の減。これなどが大きな減額となっております。

一方で、今般の豪雪によります除雪費といたしまして5,000万円を再度増額をさせていただきます。そして、中学校の空調設備設置事業費として国の補正予算対応ということで1,100万円の増額を盛り込んでおります。

歳入では、町税を5,200万円の増。財政調整基金の減額などをもって調整しております。その他、繰越明許費の設定を3件計上しております。

続きまして、次の補正予算書をご覧ください。

議案第4号 平成29年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)であります。

既決の予算に1,059万6,000円を追加いたしまして、10億7,546万9,000円とするものであります。保険給付費について2,500万円を増額、共同事業拠出金を3,300万円の減額、そして基金積立金、これを2,000万円増額しております。

続きまして、議案第5号になります。平成29年度大石田町次子簡易水道特別会計補正予算(第2回)であります。

既決の予算から39万円を減額しまして、586万円とするものでありまして、これについては、水道施設の維持管理経費の精査によるものでございます。これによる減であります。

続きまして、議案第6号をご覧ください。平成29年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第5回)であります。

既決の予算に3万円を追加いたしまして、8,831万1,000円とするもので、これはすべて人件費といたしまして共済組合負担金の増額をお願いするものであります。

続きまして、議案第7号になります。平成29年度大石田町農業集落排水事業特別会計補正予算(4回)であります。

既決の予算から437万円を減額いたしまして、9,653万8,000円とするもので、流雪溝工事に伴って発生いたします支障移転工事がありますが、380万円を減額いたします。これを含む事業費の精査でありまして、歳入では一般会計繰入金を減額しております。

次の補正予算書をご覧ください。

続いて、議案第8号になります。平成29年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第4回)になります。

既決の予算に1,680万5,000円を追加いたしまして、9億4,566万5,000円とするもので、保険給付費それから地域支援事業費を減額いたしまして、基金積立金として3,000万円の増額。歳入では、保険料と前年度繰越金の増額をもってあてるものでございます。

次に補正予算書をご覧ください。

議案第9号であります。平成29年度大石田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)になります。

既決の予算に244万2,000円を追加して8,622万2,000円とするもので、広域連合保険料負担金を200万円ほど増額、歳入では保険料等をもって充てております。

続きまして、平成30年度の予算書になります。1ページになります。当初予算ですので、ちょっと長いですが読み上げさせていただきます。

議案第10号 平成30年度大石田町一般会計予算

平成30年度大石田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,780,000千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地歩自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下の朗読を省略いたします。続きまして、134ページになります。

議案第11号 平成30年度大石田町国民健康保険特別会計予算

平成30年度大石田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ874,810千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下を省略いたします。続きまして、166ページになります。

議案第12号 平成30年度大石田町次年度簡易水道特別会計予算

平成30年度大石田町の次年度簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,400千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

以下を省略させていただきます。182ページをお開き下さい。

議案第13号 平成30年度大石田町学校給食事業特別会計予算

平成30年度大石田町の学校給食事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,000千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

以下を省略します。204ページになります。

議案第14号 平成30年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算

平成30年度大石田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,700千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

以下を省略いたします。224ページになります。

議案第15号 平成30年度大石田町介護保険特別会計予算

平成30年度大石田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ924,300千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下を省略いたします。250ページになります。

議案第16号 平成30年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度大石田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87,030千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

以下を省略いたします。

続きまして、本編の議案書になります。1ページをお開きいただきまして、

議案第17号「大石田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について」であります。

介護保険法の改正によりまして、介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーを配置する居宅

介護支援事業所の指定に関しまして、今度の4月1日から県から町にその指導の権限が移管されます。そのために、その人員や運営の基準について、県・国の基準等に沿って町が改めて基準を定めるものでございます。4月1日からでございます。

9ページをお開き下さい。

議案第18号「大石田町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について」

いじめ防止対策推進法がありまして、その規定に基づきましていじめの防止を効果的に推進するために、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対応委員会、それから町が設置するいじめ重大事態再調査委員会などの組織などについて規定するものであります。これも4月1日からであります。

17ページをお開き下さい。

議案第19号「大石田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

現在、町の職員について、特別休暇の一つといたしまして夏期休暇・冬期休暇がございます。その取得期間がそれぞれ7月から9月まで、それから12月から3月までと決まっておりますが、それを1ヵ月ずつ広げまして夏期は6月から、それから冬期は11月からと1ヵ月ずつ取得しやすいように改正するものであります。

21ページをお開き下さい。

議案第20号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

現在、町の三役の給与について、その支給にあたっては一定の減額を行っております。今月末でその期間が終わりますので、改めて平成31年3月末まで、30年度末まで1年間延長するものであります。併せて国際理解教育専門員、それから図書館長の報酬額を定めるものであります。

25ページをお開き下さい。

議案第21号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

町の一般職の職員の給料の格付けといたしまして、1級は主事補・主事、6級は課長職というように職務分類がされておりますが、現在の教育委員会の指導主事について職務の明記がありませんので、改めて5級と6級の欄に格付けをするものであります。

1. 議長(村岡藤弥君)

暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休 憩 午 前 11 時 59 分

再 開 午 後 1 時 00 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、担当課長の補足説明を行います。総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

## 1. 総務課長(二藤部康暢君)

続けさせていただきます。29ページになります。

議案第22号「大石田町国民健康保険特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」  
国保制度の運営が山形県との共同運営となります。現在の基金の名称を変更する必要がありますので、それに伴いまして、本条例中にも基金名がありますので、その部分の改正となります。

33ページになります。

議案第23号「大石田町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

前議案で申し上げましたが、国保制度の改正により国保の現在の基金の名称を「国民健康保険給付基金」から「国民健康保険基金」というふうに変更するほか、所要の改正を行うものでございます。

続いて、37ページをお開き下さい。

議案第24号「大石田町児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について」

これは地元の要望もありまして、鷹巣児童遊園を廃止するため提案するものであります。

41ページをお開き下さい。

議案第25号「大石田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

主に、語句の訂正となります。大きなものを申し上げますと、町に国民健康保険運営協議会というのがありますが、県の協議会と区分出来るように、大石田町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるなど、所要の改正を行うものであります。

45ページをお開き下さい。

議案第26号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

国保運営の財政運営の責任主体となる県が示す標準税率が3方式となるということを受けまして、段階的に改正しておりましたが、4月の移行に合わせて資産割を廃止する内容の税率改正を行うものであります。

49ページをお開き下さい。

議案第27号「大石田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

国民健康保険のほうの改正に伴いまして、高齢者医療の確保に関する法律という新たな規定、法律が新設されます。これによりまして、国保の被保険者が住所地特例の適用を受けていた人が後期高齢に加入した場合などの規定の改正になるものでございます。

53ページをお開き下さい。

議案第28号「大石田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

介護保険法の改正と第7期の介護保険事業計画の策定に伴いまして、保険料の改定を行うものであります。

57ページになります。

議案第29号「大石田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

これについては、厚生労働省令の改正に伴いまして、新たに共生型地域密着型サービスについて、その人員や設備、運営について必要な基準を定めるものでございます。

61ページになります。

議案第30号「大石田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支



援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

これについても、厚生労働省令の改正に伴いまして、指定介護予防支援事業者が運営にあたって、広く連携をするべしとされている範囲の拡大になるものであります。

65ページをお開き下さい。

議案第31号「大石田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

都市公園法施行令の改正に伴いまして、都市公園の運動施設率というものがありますが、それについて設定をするものであります。

続きまして、69ページをお開き下さい。

議案第32号になります。「白鷺辺地に係る総合整備計画の策定について」

当町において辺地指定を受けている白鷺地区について、新年度消防ポンプ庫の改築を予定しておりますので、辺地債を充てたいというために計画に盛り込むものであります。

続きまして、75ページになります。

議案第33号「過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」

今般の計画変更の大きなものとして、平成30年度におきまして計画しております地域包括拠点施設整備の補助金があるのですが、それに過疎債の適用が見込まれるために過疎計画に入れるものであります。その他、大浦2号線とか小菅・田沢線とか、新たなものの変更をしております。

81ページをお開き下さい。

議案第34号「町道路線の廃止について」であります。

整理番号116の町道鳥木沢線につきまして、4月15日開通予定の東北中央自動車道の建設に伴いまして付け替えが行われました。それに伴いまして、一旦廃止をする必要があるため廃止をいたします。

続いて、85ページをお開き下さい。

議案第35号「町道路線の認定について」であります。

前議案で廃止をした鳥木沢線につきまして、改めて町道の認定をする必要があるため提案するものであります。

続きまして、89ページお開き下さい。

議案第36号「大石田駅都市施設の指定管理者の指定について」

大石田駅都市施設につきまして、株式会社大石田町地域振興公社に指定管理者として指定するものであります。町から管理業務委託料を支払いしておりますので、ここにつきましては、1年ごと毎年指定となります。

続いて、次のページになります。

議案第37号「大石田町クロスカルチャープラザ「桂桜会館」の指定管理者の指定について」

これにつきましても、シルバー人材センターに指定管理者を指定しておりますが、委託料を払っておりますので毎年の更新というふうになります。

93ページ。議案第38号「人権擁護委員の推薦について」であります。

次のものを人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

住 所 大石田町大字大浦1526番地

氏 名 玉 谷 正 弘

生年月日 昭和27年3月8日

亀井田地区を担当する人権擁護委員として新たに推薦したいというふうを考えております。  
続いて95ページになります。最後になります。

同意第1号「大石田町監査委員の選任について」

次の者を大石田町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求める。

住 所 大石田町大字大石田乙193番地2

氏 名 奥 山 英 夫

生年月日 昭和22年2月8日

今月末で任期が満了いたしますので、3期目として同意を求めたいというものであります。

以上、37件の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

以上をもって、平成30年度町長施政要旨、上程議案についての提案理由の説明及び担当課長の補足説明を終わります。

本日の会議は、以上をもって散会といたします。

散 会 午 後 1 時 08 分

## 第5日目 平成30年3月6日(火) 本会議 午前10時 開議

### 1. 議長(村岡藤弥君)

おはようございます。

本日の会議に欠席の届出がありました議員は、10番 星川久君であります。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。議案の審議を行います。

日程第1. 議案第3号を議題といたします。

質疑に際しましては、質問内容及び答弁を明確にするため、予算書のページ数、款・項・目を付して質問下さるようお願いいたします。ご質疑のある方の発言を許します。1番 岡崎英和君。

### 1. 1番(岡崎英和君)

それでは、第9回補正予算のページ数、歳入の7ページ、8ページです。

20款5項6目の1節雑入です。その中のあつたまりランド深堀等資本費相当分の繰入金、減額の500万というところです。副町長にお伺いします。あつたまりランド虹の館、今年度は改修のために休んでいる状況もあります。イレギュラーな年ではございますが、2月末の実績、2月末がなければ1月末の今の現状での実績の内容と、あとまた3月末の決算を見通した内容というものをもう少し細かく説明いただきたいと思っております。

### 1. 議長(村岡藤弥君)

副町長 横山利一君。

### 1. 副町長(横山利一君)

ただ今、岡崎議員のほうから、いわゆる地域振興公社の経営の状況についてというご質問だと思っております。12月の第4回定例会でも経過等、少しお話をさせていただきました。非常にあの心臓に悪い質問をいただいたと思っております。今まだ2月末の決算の締めがされておられません。9日の日をお願いしております高橋税理士さんがおいでになりまして、一応締めるというふうになっておりますが、1月末あるいは2月の想定を含めてお話をさせていただきますと、実は、1月の8日から虹の館休業しております。リニューアルのため。公社の中では最も売上げの多い部門でありまして、月平均で言えば約1,000万前後の売上げがございます。したがって、これが3ヵ月間休業というふうになりますと、収入の部分で約3,000万を超える売上げが減るというふうになります。今までの経緯から申し上げますと、大体あの利益の幅として宿泊、飲食含めて、大体25%が純然たる利益というふうになります。したがって、1,000万ずつの売上げがあれば、3ヵ月で約750万の利益が減るというふうな現状であります。ただし、当然ながら仕入れ、食材の仕入れとか光熱水費は入っておりますので、出るほうも少なくなっていることは事実であります。これを踏まえて考えていきますと、大体月当たり250万の売上げが減る。ただ、人件費も含めて固定費はかかるというふうな状況からしますと、1月末の段階で、実は公社全体で約300万円の純損失というふうになっております。2月は毎年であります。それと同等のマイナスというのが、損益が想定されます。このままでいけば、現在のところ最終的に約900万近い純損失になるのではないかと想定しております。ただ、繰越剰余金が現在430万ほどありますので、こちらを全額この不足分に対応したとしても、概ね500万程度の全くの純損失になるかというふうを考えております。これも高橋税理士さんのほうにご相談をしておりますけれども、もしそういうふうになった場合にどうなるのか、いわゆる利益剰余金で不足した場合はどういう扱いになるのかということをお尋ねいたしますと、基本的には債務超過に陥るというふうな状況だそうであります。債務超過といえば、当然ながら会社

としての形というのが非常に問われるというふうな状況になります。したがって、その場合は資本金を取り崩していくというふうな手法なんだそうです。現在、議員さんご案内のとおり、町、農協、商工会含めて1,700万円の資本金を確保しております。これをいわゆる500万取り崩すというふうになるわけでありましてけれども、当然ながら資本金を取り崩して穴埋めをするというふうなことになれば、先ほど申したように会社としての形態として非常にまずいというふうなことであります。私としては、虹の館リニューアル4月1日オープンをして、もうすでに町民に周知しておりますけれども、町民の皆さんに利用いただくというふうなことで、従来よりも2,000円の割引、あるいはネット等の予約者については1,000円の割引。さらに、コンサルさんの意向を踏まえて、結果を踏まえて繁忙期、いわゆるゴールデンウィークあるいは大石田まつり、あと年末年始等々については一定の宿泊料の引き上げを行うというふうな前提で対応してまいりたいというふうに考えておりますが、いずれにしろ、今期については想定であります約500万程度の損失と、純損失というふうなことが想定されておりますので、これについては先般の定例会でもお願いを申し上げましたが、一時的な対応として町、いわゆる設置者である町が一定の手助けをしていかなければ存続は難しいかなというふうに考えておりますので、議員の皆さんにもよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

1番 岡崎英和君。

1. 1番(岡崎英和君)

想定された金額とか進捗なのかなというふうに考えております。実はあのたとえば近隣の同等のような施設を考えた場合、ふるさと振興公社、余暇開発公社様々ございますが、どこも左うちわの状況ではないというふうな状況は重々昔から存じ上げております。その中であったまりランド深堀は他の同等施設を比べれば、あの人口比または商圈の半径何キロ圏内っていう数値をおくと、ものすごくがんばってる集客力のある魅力ある施設、宝だと思っております。係数比較するには単純ではないですけども、たとえば1月までの確か来館者数の実績でみれば、あの大都市、このへんでは大きい都市の寒河江市にある「ゆ〜チェリー」でさえ、たかだか15万人から18万人程度の来館者。あったまりで確か13万人近くの来館者があったと思います。それと比べても魅力ある施設で、よそからもものすごく集客しているのが事実ですね。ここにきて去年、今年ぐらいちよっと経営的にはかなりちよっと楽じゃないかなというのは、これはよその施設はもうとっくに始まっているんですよ。なので、たとえば根拠のない体育論で、根性論で売上げがんばります。お客伸ばします。ってそれは誰ももう信じられる状況ではないので、ならばどうしていく、どういうふうに持っていくっていうものが、これはものすごく大事な考えだと思います。

今後、5年、10年というスパンで考えた場合、どういった展開ビジョンを持っているのか、そのへんを町長どういうふうにお考えかお聞かせ下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

ご承知のように、あったまりランドは大石田の町民の癒し、福利厚生という形の中から誕生しました。そしてまた、温泉館の設立も含めたうえで大石田町の産業、地域の商店街の活性化ということ踏まえたうえで設立されたというようなこと。そしてまた、私もその商店街が設立して搬入の協議会の会長として長年やってきましたけども、大石田の町の活性化には確かに今現在もなっております。経営コンサルタントの話もお聞きしたんですけども、その中でもやっぱり、たとえばい

ろんな大石田からの物品購入云々というような形の中でも、やっぱり買わなくちゃなんないという一つの趣旨の中で、安いから云々、他から買ったらどうかというような問題点も確かにありますけども、私自身は半分以上は、なるべく町内業者というような点を考えたうえで買っていたきたいというような、公社のほうにも言ってますし、公社のほうもそういう形の中でやっています。利益率も確かにその点下がってるかと思えますけども、今後とも、そういう形の中で大石田の商店街の活性化、いろんなものに関して確かに今まででも大石田に貢献した、今、岡崎議員が話したとおりでいろんな形の中で効果もありました。借金経営というのは今回初めての中でのやるような形になりますけども、今後いろんな公社の人たちも一生懸命これから立て直すという意味の中でやっていきたいというようなことなものですから、財政的支援を全部「はいはい」というような状態でなく、その都度、その都度、議員の皆さん方にお話をし了解を得ながら、財政的支援もやっていかなければならないのではないのかなと思っております。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

1番 岡崎英和君。

1. 1番(岡崎英和君)

まさに、そういった感じで持ってくるしかないのかなというふうに考えております。あのオープン以来、潤沢な営業で町にかなり貢献したのも事実でございます。ここに来てたとえば、あのもう赤い字経営だから、会社だからマイナスだから、すぐ廃止ですというわけには当然いかないと思います。なので、そのへん長期的なビジョンを持ってきちんとして対応で、今後とも運営には当たってほしいと思います。答弁は結構です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にございませんか。2番 村形昌一君。

1. 2番(村形昌一君)

3号、歳出6ページ。2款1項16目19節負担金、補助及び交付金。空き家バンク登録促進補助金6万円の減。空き家バンク活用促進補助金50万の減であります。説明では5軒から2軒、3軒から1軒というようなことで見込みに達しなかったわけでありまして、この数字について町長の考え方、気持ちなどお聞かせいただければなというふうに思います。

12ページ上のほう、上段。3款2項2目8節報償費、出産祝金。あと下のほうで、4款1項2目11節需要費、消耗品費の減額。ようこそ赤ちゃんメッセージということでもあります。課別審査で話を聞いてみますと、今年度出生者数が30名を割りそうな感じで捉えているというようなことでありました。去年のこの時期、出生者数が少し増えまして少子化対策、実を結んできたのかなというような町長の答弁がございましたが、なかなか難しいもので、今年度は一転してこれだけ子どもの数も少なくなってしまう。この数字に関して町長の気持ちをお聞かせいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

空き家バンクについてのことなんですけども、空き家バンクに関しては新しい家、駅前そしてまた新しい家屋に関しては入る問い合わせっていうものがあるのではないのかなというような、確かに減ったのは残念ですけども、大石田町に関しては、空き家条例云々で空き家を求めるという人が問い合わせ、まあ、数をみて問い合わせをまちづくり推進課から聞きますけれども、かなりのアタック数というか、そういうのもあるっていうのも聞いてますし、駅前なんかもすぐ空き家っていう形になる前に登録する前に借りるっていう人も多いうような聞いてますから、そういう点でもう一

度、県にいろんな形でアピールをやっていかなければならないなと思っております。

それから出生数ですけれども、本当に残念だなと思って、今後ともいろんな形の中で福祉またまちづくり推進課なんかとも話しながら、どういう形が一番ベターかなと思って考えていかなければならない問題ではないのかなと思っております。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

1. 2番(村形昌一君)

今定例会冒頭にですね、町長の町政要旨の中で21ページの中断に、この空き家対策に関しては、需要と供給のマッチングに少なからず効果が表れているというようなことで発表なっておりますが、実際は少ない数字で見込みにもなってなかった。私なりに思いますのは、やはりこのマッチングがうまくいってないんじゃないかなと。少なからず効果があったというような捉え方ですけれども、もっとできるんじゃないかなというように思います。そのためにはやはり情報発信だとか、情報収集、こちらもう少し力を入れていただければなというふうに思いますが、そのへんの対応どういふにしていくなのかと、あと少子化についてです。

とりわけ商工業者なんかの話を聞きますと、もう危機的な状況を聞きます。少子化対策なんとかしてくれ。もちろん、このままですと、たとえばこの子どもたちが成人になるころには成人神興すらできないような状態なのかと。ゆくゆくは町すらなくなってしまうような。もう少し本腰を入れて少子化対策やっていかなきゃなんないと思いますが、そのへんどのようにお考えになるのか、お聞かせいただければなと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

空き家対策のマッチング云々という話だったんですけれども、この前ある会合で、村形議員の地元であります新山寺地区の皆さんと話し合える機会がありました。その折に、新山寺っていうのはすぐ、空き家出るとすぐ入るんじゃないのというような話が出ました。みんな性格がいいからかなって、新山寺の人たちはなんて笑いながら話したんですけれども、その中でちょうど新山寺は築20年前後、十何年前後だからまだ新しい、大きいっていうことがちょっと難点なんですけれども、そういう形で空き家が出るとすぐ話に来て、いろんなその地元にも話が来て迎えるんだというような話も聞きました。あと駅前なんかは交通の便というようなこともあります。そしてまた、2、3年前までは、2年ぐらい前までは鷹巣地区なんかもそういう駅が近い、職場があるっていう形で空き家っていうか、空き家になる前に売買ができるっていう感じ。空き家とまた売買が、駅前地区なんかも売買なんていうケースが、朝日町地区なんかも登録前に売買っていう形もあります。そういう点で新しい、築20年ぐらいまではなんとかできる云々、そこに入る云々ということになりますけれども、そういう形の中でもう一回、空き家登録制の空き家をもう一度アピールしなければならぬなと思っております。

また、出生数に関して、これは大石田町全体でなく町だけでなく、県そしてまた国全体の問題でもあると思います。大石田独自の考え方をこれからいろんな形で勉強しながらやっていかなければならないなと思っております。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にございませんか。7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

議案第3号平成29年度大石田町一般会計補正予算でご質問いたします。

最初に歳入、歳出にも同じ項目出てきますけれども、歳入の事項別明細の7、8ページの中絶です。20款5項の中です。

先ほども岡崎議員から出ましたけれども、あつたまりランド深堀等資本費相当分繰入金500万。この全協(全員協議会)でお聞きしましたら、もう3年ぐらいい入っていないじゃないかっていう話がありました。明日から平成30年度の新予算も審議なるわけですけれども、入る見込みのない数字をこう予算書に掲げでござってというな、ちょっと予算書自体がもう入る見込みないんだよと、最初から、それを数字を入れるっていうなどうがなて思うんですけれども、今回も減額補正というごとので、今年度の補正と同時に新年度においてもこれの取扱いについて、町長の考えをお伺いします。

それからもう一点。これは今度歳出の7、8ページ。事項別の7、8ページの下段のほうですけど、3款1項1目の20節の扶助費です。灯油購入費助成金。これ増額補正で34世帯が新たに灯油購入助成を受けたということで、非常に厳しい雪の年でしたので増えたことは結構なことだと思うんですけれども、単価がですね、5,000円、これも十年来変わってないような気がするんです。そのままの単価でいいのかどうか。今年はある意味で過ぎたからしょうがないんですけれども。似たような問題といたしまして、除雪補助も通常ですと除雪補助3万ですけども、豪雪本部設置に伴って45,000円に増額されますけれども、聞くところによりますと、除雪人夫賃は19,000円台だと。私16,000円台だと思ってたんですけども、19,000円になってると。こういった単価、灯油の補助、それから除雪の補助の単価について、今後について町長どう考えられるのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、歳出の17、18ページのちょうど真ん中へんでありますけれども、これは8款の続きです。8款の2項のずっと続きで中段3目の中ですか、道路除雪費の中で13節委託料で新たに5,000万の除雪業務委託、増額補正となっております。雪が多いので当然でありますけれども、山新ではこの除雪に係るこの特別交付税を交付した市町村、交付しない市町村の名前は出できませんけど、大石田町の場合、交付されてないようなんですね。課長の説明ですと平年との比べで多い、少ないで決まるという形の中で、ましてや大石田、尾花沢が交付を受けでないようですけども、後ほど来るんじゃないが、通年ですとそういう感じになるんじゃないがっていう説明ありましたけども。実際町長が要望に行ってこれだわけですけども、その要望の中身そして今後の見通しについて説明をお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

副町長 横山利一君。

1. 副町長(横山利一君)

お答えいたします。先ほども岡崎議員のほうにご答弁をさせていただきました。遠藤議員さんからは入る当てのない予算措置はいかがなものかというふうな内容だと思いますが、私もあの公社の社長という立場からすると、大変厳しいハードルを設けられるというふうに思っております。また反面、町の財政を預かる立場からすれば、少しでもこの目標に向かってがんばっていただきたいという両面を持っております。入る当てのないっていうふうにも最初から断言をされますと、私もちょっとがっかりいたします。先ほども申し上げたように、ここ3年、減額に減額を続けてまいりました。ただ現場のほうでは、町に対する納付をするために当初から月50万ほどの使用料というふうな名目で予算化をしております、それに向けてがんばっております。特に来年度、新年度のお話もございましたけれども、来年度は先ほどもちょっと申し上げたんですが、虹の館のリニューアルに伴いまして新たに価格設定を検討いたしまして、少なくとも常時、予約が殺到するようなそういう対応

をしていきたいというふうなことで、来年もまずは当初から町に対する使用料、月50万の使用料を公社としても計上していく。それに向かって努力をしていくというふうな覚悟でありますので、結果的にそういうふうな減額される、うまくいって増額されるということを望みながらがんばってもらいたいというふうに考えております。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

灯油代の助成の件に関してですけども、現在は1世帯当たり5,000円ということで支給されています。これは、決して県全体の市町村に比べても低いほうでなく、むしろ高いほうであるというようなことを認識しておりますし、そしてまた、雪下ろしの云々に関しては基本としては3万円、そしてまた豪雪対策設置の場合は45,000円というようなこと。近隣の市町村に関してもそんなには安くはない、普通どおり以上の支給をなされているというように思っております。

また、先ほどの特別交付税の感じですけども、先般、議長、副議長、私と伴って総務省関係に会っていろんな話を、今現状に関して話をしまいいりました。総務大臣とも会って、直接会ってお願いをしてきました。その後の新聞報道によって大石田町、尾花沢そしてまた豪雪地帯、米沢それから新庄、尾花沢市、そして金山、大石田はもちろんですけども、飯豊とか普通の毎年豪雪っていう市町村は交付税に、今回の交付税に入らないってというのは、ある程度の総務省が基準に設けたもんですから、その基準に対して前倒しっていう形で総務課長も話したと思うんですけども、前倒しして払ったというようなことです。大石田の場合はいつかっていうと3月17日、8ごろの特別交付税がいただけるのではなからうかなというような気がしております。ちょうど、その辞令が発表になったときに、ちょうど私も大沼先生、大沼参議員、大沼みずほ先生のところにおいでだったので、詳しく総務省に内容を聞いたうえで私も納得して帰ってきました。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

あつたまりの件でございますけれども、社長であり、副町長、計画を掲げることで町の繰入をするという金額を掲げることで目標としてがんばっていききたいという、それは一般的に極めて理解できますけれども、どうなんでしょうかね、そのへん。株式会社として本来上げるべき利益が上げられていないっていう状況は、おそらくその時点でかなり厳しいことになるんだと思うんです。第3セクターっていう中で非常にこう社長としての願望、希望を掲げておくごどがいいのかどうかって、そういう観点から見ればちょっと違うと私は思います。株式会社は株式会社としての在り方で、納められないものは納められないっていう形になっていぐんじゃないかっていう気はしますが、話の内容としては理解しないわけではございません。

それから、町長があつた灯油購入助成低くはないっていうふうに言いますが、この補正予算書見でも需要費、燃料費がやっぱり増額補正そっちこっちで出できます。そういう観点から見て、ないっていうがな、機動的と言いますか、もう少し高いんだからそのままいいですよってうだけがいいのかどうか私は疑問に思います。

それからその特別交付税、今、町長それから課長の説明で大体は理解するんですけども、やっぱり私自身そういったごでの要望活動に行ったごどないがらよくわかりませんが、大石田町、尾花沢市の今年の雪の実態、データ、そういうなものもきちんと示して交渉できる場なのかどうかわかりませんが、全県的に言ってるからそういう発言する場が、町長発言する場がある意味



ないっていうごどもわかるような気がしますけども、大石田どが尾花沢どが特に雪の多いどごろの首長たちは、人をかき分けででもやっぱりきちんと要望していただいだいというふうに思います。再答弁をお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

副町長 横山利一君。

1. 副町長(横山利一君)

先ほども答弁させていただきました。遠藤議員おっしゃるように会社としてどうなんだという話になれば、先ほども申し上げましたとおり、会社としてしっかりと利益を出せということであればそれは手法はあります。ただ、振興公社は町長も先ほど申し上げました。設立の趣旨がいわゆる利益を求めるそういう会社でないことをぜひご理解いただきたいと思います。その分を含めて町のほうになんらかの形で恩恵を今までどおりにやっていきたいというのが希望でありますので、今年度、今期については先ほど申し上げたように、完全に500万程度の純損失というふうになりますが、来年は虹の館を中心にしながらしっかりと営業活動し、町が設定をしておる使用料、この全額に向けてがんばってもらいたいというふうに思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

特交(特別交付金)の内容ですけども、全体でなく大石田町は大石田町としていろんな人に要望活動をしております。今回、先ほども言いましたけども、今回も総務省局長、そしてまた担当次官、そして野田総務大臣というような形で、大石田だけの独自の要望活動をして、大石田の今の実態というものを、きちんと3人で説明している状態です。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

灯油は？町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

灯油に関しては、値下げ、値上がりっていうものが非常にこう1年、1年上がり下がりが多いものですから、そういうものを踏まえたうえで考えていかなければならないんじゃないかなと思っております。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

最後の項目での町長の答弁、そのとおりでとは思うんですけど、ですから、よく需要費の燃料費が不足の場合の補正増、もしくは値上がりの場合の補正増というながあるわけです。んだがらそういうな今町長が言ったとおりのごどで単価を決めで、5,000円なのがあるまらつきり考え直す必要あるんじゃないかて私、上げる必要があるんじゃないかそういうな観点から質問してるわけで、町長もその変動をみるというのであれば、状況に合わせて上げる場合もありますという答弁でよろしいのかどうか。最後に答弁を求めます。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

はっきりいうと、本当に値幅っていうのはものすごく多い、今の世界情勢によってすぐ変わるような灯油の値段なものですから、そういう点を踏まえたうえでかなり大幅なアップとかいろいろなことを

世間情勢を考えながら、今後皆さん方と相談しながらやっていかなければならないと思っております。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にごいませんか。6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

議第3号から聞きます。最初に今関連する形になりますけど、支出の17、18、8款2項3目11節で、これはあの駅前通りって言いますか、南通りの関係。それから、その13節委託料。道路除排雪これに関連するんですけど、南通線が無散水を行って目詰まりをして、今改修を一部しておりますが、南通り、一中のほうから愛宕町、本町通りにかけて、また不具合が出て水漏れ等が発生しているような感じで、このままでいくとどんどん、どんどんまた改修工事もしなきゃいけないというような状況なんですけど、以前からあそこの通りに関しては、今町道になってますけども、あそこを県道に格上げ本来はしたいというのが町の思惑だったと思うんですね。今現在は今までどおりの本町から佐田町、仲通りにかけてのものが県道になってると思うんですけど、今まで考えて県なかなかやらない。やらないっていうか県道にしたいくないという思惑もあるんでしょうけど、要望をしっかりとあそこを県道というふうに格上げしていただく方法は考えてらっしゃるのか。要望をしてらっしゃるのか。そのへんの町長の考え、今後の考えをお聞かせ願いたいと思います。

それからもう一つ。同じ3号で支出の5、6ページ。3款1項5目13節委託料の中で生活管理指導員派遣事業委託料439万7,000円、今回補正が出ておりますが、ご存知のとおり、これは委託をしておりますホームヘルプ事業であります。現在ホームヘルプ事業の場合ですね、ヘルパーさんが3名おります。規約っていいですか、なんか法改正云々があつて、より厳しい資格を持つてる人を配置しなさいというような形になってきておりますが、実際、結局あの需要が最近減っております。国のほうでは在宅介護を中心にどんどん、どんどんやっていきたいというような話をしながらですね、実際はそういう要望が少なくなってきた、3人のヘルパーさんがいてもですね、かなり件数が減っていわゆる収入がない。実際、今村山市のほうに訪問看護の施設が、施設っていうか会社があるんですけども、聞くところによりますと、これも廃止をしていくような話があります。ですので、そちらのほうでのやってたものを引き継いでもらえないかというような話も来てますが、やっぱり大石田から村山のどこまでいって現実的に難しい部分もあります。ですから、流れとしては国は在宅介護でやっていきたい。いわゆる介護保険をいかに削減していけるかということ国は考えるんでしょうけども、実際はそういった方向とは逆にですね、やっぱり施設入所を逆にいうと希望する。家庭で介護していくということが非常に難しい状態。特に、介護するために離職者が増えるとかですね、そういった問題も大分出てきております。

そういった中で、今後ですね、町としてはその介護事業、どういうふうな方向性を持ってらっしゃるのか。以前から介護ケアシステムを構築していくのに、なかなか町のほうでは NPO 法人とかボランティアとかそういったものが不足している、あるいはないということの中で、体系的に整備していくのが難しい状態だという話は聞いておりますけども、そういった中で町は移管されてくる事業に関して、町長も維持していくというふうな話をされておりました。ただこれからこの次に出てきます28号の介護保険特別会計のほうでは、若干ですけどもこれは制度上の問題で値上げをしているというような形にもなっております。果たしてこのまんまで大石田町は介護事業が成り立っていくのかどうか。介護保険料も高くなっていけば当然他市町村への流出も出てくる可能性は大いにまた出てきますので、そういった中で総合的に介護事業に関して、町の介護事業に対してどうやっていきたいのか町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

まずは、南通路線は建設課長から答弁の上、その後答弁させていただきます。そしてまた、今の介護保険に関しても福祉課長のほうから答弁させた上で私のほうから答弁します。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間 宮 実 君。

1. 建設課長(間宮実君)

大山議員のご質問にお答えしたいと思います。町道南通線を県道に格上げというような話、私初めてちょっとお聞きしましたのでなんとも答えようないんですが、現在の県道の状況をお話させていただきますと、尾花沢市と大石田町を結ぶ主要な道路としては新しい道路としてそのウロコヤさんの前ですかね、こちらのほうが新しく道路さらっておりますが、信号からですね、あのローソンのある信号から尾花沢のほうに向かって国道13号までの信号まで、あそこの部分については尾花沢市道になっております。従来から県道として認定されておりますのが、葉山亭のところからですね、旧道ですね、いわゆるね。北村山高校の正門といいますか、あちらのほうを通過して来る庚申町の踏切のほうを通過して来る道路ですね、あれが駅前までずっと県道として仲通り、佐田町のほうに下りてくる。そんなことで現在は認定なってるということです。東町の跨線橋を大石田側のほうに下りてきまして、愛宕神社のところであつちが狭くなっている部分がございますが、あそこも県道として認定なっております、あそこの改良をぜひやってほしいということで、町としては以前から重要事業項目としても上げさせていただいて改良の要望をしておりますけれども、なかなか公共事業が縮小なっている現在においては進んでない状況でありますけれども、県においても様々な手法を捉えてですね、県本庁のほうに要望をしてあげていただいておりますので、なんとか町としても引き続きそれは後押ししていきたいなというふうに思っております。

先ほどの南通線をどういふふうにしていくかという問題については、尾花沢市とのその路線の関係もありますでしょうし、そういったことも話し合っていく必要があるのではないかなとは思っています。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

保健福祉課長 高 橋 慎 一 君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

大山議員のご質問は今後の介護事業、特に地域ケアシステムというそういう方針の、国の方針に従ってどう構築していくのかというふうな問題かというふうに思います。

議員おっしゃるとおり、国では自宅であるべく過ごして日常生活を送りながら生活しようということで、端的に言いますと、自宅で介護できる限度をもうちょっと上げましょうと。ギリギリの線もこれから先は入所ですよというところの限度を上げましょうと。その上げるためには地域コミュニティ、地域の協働、端的にいうとボランティアということかもしれませんけども、そういったことと訪問介護等そういったところを充実して自宅で見る限度を上げていきたいと思いますというふうなことだと思っております。そういう意味で今議員もおっしゃったホームヘルプ事業、自宅に行っているいろんな掃除したり、食器洗ったり、いろいろ買い物したりとかそういう自宅でのホームヘルプ事業でございますので、対象者をきちんと把握したうえで適切なサービスを展開していきたいというふうなことでございます。全体から言わせますと、来年度の事業にもあるのですが、認知症の自宅での対策、あとは医療と介護の連携といったところで訪問介護を充実してケアシステムを構築していきたいというふうに考え

ております。以上でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

まず南通路線なんですけども、確かに去年、今年なんかも特に大雪なもんですからその不備な点が見えられます。あその歩道整備、いろんな点で大変だなあ、お金もかかるなあというようなことで、今後どうしなければならないのかなということを今年度の冬で考えました。先ほど建設課長が言ったように、今までその件に関しての要望活動はしてないというのが現実です。今度、福祉会館も全部なくなる、現在もう一度考え直さなければ、要望活動ももう一度復活し考えなければならぬんだなというような気がします。

また今、包括システムに関しては、今福祉課長がおっしゃったように、確かに働き手云々、そうすると働き手が少なくなるというのが現実であります。そういう点も国の制度と町の考え方とまた違った点が出てきているもんですから、そのへんを今後試行錯誤しながら考え方を、町としての考え方を包括システムの中で取り入れなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

最初にあの南通線に関して。課長はあそこでできてからかなり経つわけで、県道にという話は初めて聞いたと言いますが、副町長あたりは知ってらっしゃると思うんですね。あその南通線を新しく駅前通り拡幅して広い道路にしていくと。んで無散水にするもんですからかなりの費用がかかるだろうと。その費用を確かあの頃4,000万ぐらいかかるみたいな話まで出たんじゃないかかと思えます。そういった費用を県道にすれば県から持っていただけるというような皮算用もあって、道路も広くしますし、県道に格上げをしていただきたいというような考えがあったはずなんですね。大分古くなってきて補修、補修という形になってきた段階で、逆に言うと、県のほうではたぶん今の現状では無理だなと。県に直せっていうことかかっていう形になろうかと思えますので、ある程度、補修もちゃんとした段階でもう一回ですね、県道にしたほうが町としてはメリットがあるのではないかなと。今の本町から佐田町を通して以前の県道、消雪がありますけど、その消雪の電気料云々という形のとこと無散水の経費の差がどれぐらいあるかっていうような、いろいろ計算あるんでしょうけど、総合的に考えれば新しい道路を県道に格上げしていただいたほうが町としてはメリットあるのかなというふうに思いますので、できるのであればそういった方向で町も考えていただければなというふうに私は思います。

それから、地域ケアシステムに関してどういう形で捉えられましたけど、町の介護事業に関しては、国のほうからの制度がどんどん、どんどん変わってきてまして、以前も一般質問でもさせていただきましたけども、町の負担がどんどん、どんどん増えていく可能性があります。ただしその中でこのヘルパー事業に関しては、現状からすればですね、先ほど申し上げた通りないんですね、なかなか。その利用をしようしようという方々が。本来いるのかもしれないけども、それよりも自宅で看るよりもとにかく施設に入れていただきたいというような考えのほうに、より変わってきているのかなと。国とはまるっきり逆行しているような感じ。ですから、待機者に関しても以前は20人ぐらいだったっていうのが、今年は今40人ぐらいっていう話がありました。増えている。で、各町の中だけで済まないのだから新庄とか東根、尾花沢、他市に入ってもらえる方っていうのも結構いらっやいます。それによって町の介護保険もそちらのほうに流さざるを得ないというようなことがあるわ

けですね。ですからそのへんの兼ね合い、国の方針に従って町は介護事業をやっていくのか。それともやっぱり現状に合わせた形で施設重視という方向に持っていくのかですね、そのへんの考え方がしっかりしてないと流されてしまうのかなあ。合わないことをやらせてしまうのかなあっていう気がするんですね。今後のだから町の介護事業に関しては、町としてどういうふうを考えていくのか。今言われている国からどんどん移管されてくるものは、前にも言われましたけど、維持はしていくと。ただ維持していくのはお金がかかります。お金かかるから介護保険料上げますよっていうのであれば、これはまた町民に負担がかかるということです、そのへんをどういうふうにと町としては考えるのか。介護保険料、今回段階的には大体90円ぐらいから100円前後、段階的に上がってはきますけども、このままどんどん、どんどん増えてきたら。いや介護保険料ただ上げるだけですよっていう考えでは成り立っていかないじゃないかな。国保の関係でも利用者がちゃんと負担しなさいよって町長は言うわけじゃないですか。そうすると介護にしてもやっぱり利用者が負担していくっていう形に町長の考えはなっていくのかな。そのへんはどういうふうにお考えなのかちょっとお伺いしたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今、大山議員の話を、話っていうか質問の内容を聞いて、やっぱり介護施設を重点的にするのか、やっぱり自宅介護っていうものをきちっとしなければならぬっていう方向性をするのか、今後検討していかなければならない問題点だなというご指摘があつて、本当にありがとうございました。今後、そういう形の中で今年1年話し合いを続けさせていただきたいので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

6 番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

なかなかこうしていきっていく結論的な話はなかなか難しいのかなというふうに思います。

一つあの参考としてですね、県内でも村山市、先ほど言った訪問看護の部分もあります。それから施設、いろんな施設がございます。そこでですね、月1回ぐらい以前はですね、集まって各施設、たとえば大石田だったら仁風荘あり、ソーレがあり、ももたろうさんもありいろんな施設ありますけど、担当者が集まってですね、実際、自分たちのところどうなんだと。たとえばデイサービス、うちはあの何名空いてます。何曜日は何名空いてますとかってね、そういった情報交換随分やってるんだそうです。ホームヘルプに関してだったらあそこは訪問看護でお願いしたいとか、ヘルパーさんでお願いしたい、たとえばヘルパーで来るにしても生活介護と身体介護とまた分かれますので、そのへんの情報交換ですね、各施設がそれができるかどうかわかんないんですけどね、各経営自体が違うので、ただそうやって情報公開をすることによって、より効率よく各施設も利用できるし、利用者もいろんな自分がやってもらいたいサービスを受けられるというようなことがあるそうですので、そのへん福祉課のほうでもちよつとこう考えていただいて、これは包括ケアシステムなんかもちゃんとすればそういった情報を共有するということが可能になるのかなと私は思うので、ぜひそのへんも考えてやっていただければなと思います。

答弁でゆつてもなかなか出てきづらい質問なので、それは結構にしたいと思います。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にございませんか。4番 関 幸 悦 君。

1. 4番(関幸悦君)

歳出5ページ、6ページ。2款1項16目の19節、先ほどの関連しますけども、空き家対策の件ですが、この空き家対策の中では、これは現在こう使用が可能な空き家を定住対策として利活用するということの補助、交付金ですが、登録促進補助金で5件のやつが2件、6万円。それから空き家バンク活用促進補助金が50万減ていうことでありますけども、私全協(全員協議会)でもお話を聞きましたけども、それよりも私は前から言っておりますけども、危険空き家については全然対策が取れておりませんけども、町長はその危険空き家についてはどのように今現在考えているのか、ちょっとお聞かせ下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

今の状況については、まちづくり推進課長に答弁させていただきます。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

一般会計補正予算の第9号の中で、それぞれ空き家のバンクの登録促進と活用促進ということで、当初予定した補助金の執行額がなりませんでしたので、このような形で減額という形である程度事業の精査という形でさせていただきました。

また、あの先ほど来、空き家バンクの登録状況等という事で町長の施政方針にもありました。状況だけお話させていただきますと、今ホームページのほうにその登録状況と執行状況が載っております。空き家バンクでは総数で14件の件数が載っております、そのうち6件が売却済というふうなことでなんらかの形で町ができていってな形で、そのへんのところを施政方針要旨のほうに盛りさせていただいた、だったというふうなことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、危険な住宅でございます。特定空き家につきましては、従来、一般質問等でお受けいしております。なかなか私のほうで条例に基づく指導・勧告等を行っても、それぞれの所有者の方の都合がございまして、快くといえますか、スムーズに改善はしていない状況であります。そういうふうなところを受けまして、今定例会後に空き家対策審議会という事で進めているところであります。いろんな方の有識者の意見を聞きながら実行力のあるような方策を模索していきたいというふう考えております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 4番(関幸悦君)

今、課長のほうから答弁がございましたけれども、私が聞きたいのは町長の考えはどう思っているのかという現状で、現状。町長どういうふう、その空き家についてはどういうふう思っているのかで私は質問をしたつもりですが、例を上げますと私の地区にもございます。それから来迎寺地区にもございます。岩ヶ袋にもございます。やはりそういう状況の中で、町長はその実態を見ているのかちょっと私は疑問に思います。前に、前例になりますけども、本町ですか、前にそば屋あったんですが、何そば屋だけ、昔のそば屋、山形銀行のそば、そば屋さん、あそこの空き家で倒壊寸前の空き家だったんですが、それが町内で目立つ空き家で、それが改善されておりますが、やはりその町内、本町、大石田の町内でそういう空き家があった場合には危険箇所があった場合

には、それは本当にこう通学路になっておりますので、そこは全然町長は気にもしないということで、これからあの改善、委員会を開いてそこで判断をしますということでは私はちょっとダメなのではないかと思っておりますので、町長そういう考え、危険空き家についての考えについてちょっとお尋ねします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

条例に従って空き家審議会を大石田町でも今回立ち上げたものですから、その意向を聞きながらやるのが当然だなと思っております。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

4 番 関 幸 悦 君。

1. 4番(関幸悦君)

それは審議委員会の中でするのは、はいずは当然だと私は思いますけども、その危険空き家については町長どう思っているのか、私はそれが聞きたいわけです。全国的には強制撤去をやっている市町村もございますけれども、そういうのも含めて町長は全然その対策については、審議委員会の中にお任せしますということですが、やはりそれはリーダーシップ取るのは首長の町長で私はあると思っておりますので、ぜひそこについてはリーダーシップを取ってそういう対策を取っていただきたいと思っておりますけども、町長答弁をお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

初めての審議会の前に、町長の意向云々というのはこれはいかなるものかなと思っておりますので、まずその審議会の話を聞いた上での結論を出すのが首長だと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

暫時休憩いたします。11時10分再開いたします。

休 憩 午 前 11 時 01 分

再 開 午 前 11 時 10 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑の方の質問を発言を許します。8番 齋 藤 公 一 君。

1. 8番(齋藤公一君)

議第3号で11ページと12ページにまたがって、3款1項4目7節。臨時保育士賃金というごどであります、280万ほど減額なってるわけですが、これはあの募集してもこなかったのか、集まらなかつたのか、それとも保育園の園児数が予定よりも少なかったのがなというふうに思いますが、大石田保育園については、早くですけれども、これゆぐゆぐは民間に移管しますよという話を私らは

聞いておるわけですが、今現在ね、当町としてはそういうふうなゆぐゆぐはね、民間に移管するという考えがあんのがどうか、まずそういうごどをひとつあのこの臨時保育士の募集についての考え方についてお聞きしたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

賃金のほうに関しては福祉課長のほうから説明させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

保健福祉課長 高 橋 慎 一 君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

齋藤議員おっしゃる288万6,000円、ずっと募集しておりました。有資格者を募集しておりますが2名分募集したところ、内1名については再任用職員でカバーしております。残り1名分についてはパートの職員をやりくりしながらその分カバーしたわけですけども、実質当初2名分予定していたものが今回補正減させていただくものでございます。中身はそういったところです。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

私自身は、保育園は町立は町立、私立は私立ってということでずっと一貫して言ってるつもりです。

1. 議長(村岡藤弥君)

8番 齋 藤 公 一 君。

1. 8番(齋藤公一君)

町長は民間移行は考えてないと、町立でやっていくという考えであるわけですが、そうしたらね、今保育園に正規社員、正社員というがな、が何人おって、臨時の方はこれあの私もちよっと伺ってるように、何年も臨時でおる方がおりますよと。何年もね。そういうふうな話を聞いてるわけですが、もしほれ、このまま町立で保育園をやっていくとすれば、私はあの臨時の職員何人かこれは聞きますけれども、この臨時の職員をね、何年も使ってるあていうなごどは私はいかがかなと。やっぱり正規社員にして、そしてやはり子どもの教育と幼児教育をちゃんとしてもらうというふうなが必要ではないのかなと思うわけですが、これについて町長。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

私の気持ちとしては、今のままの中での保育園の運営という形を考えております。臨時を正規にするということは考えておりません。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

8番 齋 藤 公 一 君。

1. 8番(齋藤公一君)

これあの正職員と臨時は今どれぐらいおりますかな。今の臨時を正職員にしませんとこう町長なんだげんとも。それから何年臨時で働いてる方がおるのか、そごらも含めでちよっとお伺いします。

1. 議長(村岡藤弥君)



保健福祉課長 高橋 慎一 君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

臨時の数、すごく数え方が難しく、朝の人、要は早番で2時間ぐらい努める人。遅番で2時間努める人。パートの方ですね。そういったものを含めると13名ということで、現在のところ臨時職員ということで賃金で雇用しているところでございます。

正職員で11ですかね。数えるとわかるんですが、同数ぐらいです。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他に。3番 小玉 勇 君。

1. 3番(小玉勇君)

歳出の20ページ。9款1項3目の13節、分署耐震の結果の話です。これあの新しい分署を建築するためにね、補助金を得るためにはこう耐震のどれぐらいのものかを調べて、それを提出してそのいわゆる補助金をもらうための前段階が必要なんだということだったと思うんだけど。先日、どれぐらいの震度で倒れるんだっていったら、よくまだ回答もらってないんだけど、町長これからこれ、どれぐらいのなんていうのかな、新しい分署つくるために、どれぐらいの割合で補助金を得ようを考えてんのか、そのへんのところをそのどういようにその耐震の結果を交渉しようとしてんのか、わかる範囲でお願いします。

もう一つあります。それから同じ14ページ。6款1項4目の19園芸大国やまがたつていうこれの中で、今回アシストスーツを買うっていうんだけど、町長、アシストスーツなんて町長に聞いてわかんのかどうか俺も、なんか。で、課長の話ではこれ、これからたぶん農業の生産者が我々みたいに年取ってきてね、重たいスイカなんか持てないのでロボットアームみたいなものでちょっとやるんだそうだけど、今回10着だけ買うっていう話でした。これ考えてみると、そのスイカだけでなくいろいろね、いっぱい買ってあて変だろうけど、町長この話わかってんのかどうかわかりませんが、農業これから維持していくためにもどうしてもこんなことが必要なのかなっていうその先駆け、一つの実験としてこのたぶん補助金があつてつくってるもんだと思うんだけど、町長のこれからの大石田町の農業の在り方みたいなについて、こんなものを増やししながら、たとえば稲刈りでも、そば刈りでももっと重たいです。スイカよりね。そういうのに使えるような形でやっていこうというような腹積もりあるのかどうか聞かせて下さい。二つです。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

まず、消防分署に関しての交付金云々に関して、まずはまちづくり推進課長のほうから答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

耐震診断の手法と財源の関係ということかと、ご質問にお答えさせていただきます。

緊急防災事業というふうなことで起債事業でありますけども、この事業の前提として耐震診断が必要だということでもあります。今般、29年度予算でその耐震診断を行ったところでもあります。業者のほうから、コンサルのほうから建築士、これは判定委員会ということで、建築士協会のほうに業者さんのほうで行ったやつを協会のほうにおあげして判定をいただくという形であります。要はその判定が正しいかどうかというふうな形であります。その中のコメントを一つ読ませていただきま

すと、縦方向は地震の震度及び衝撃に対して倒壊または倒壊する危険があると判定され補強の必要があるというなことで、縦方向と播磨(はりま)方向について意見がなされたところであります。播磨(はりま)方向については同じように倒壊し、または倒壊する危険性が、これについては危険性が低いというな形で診断されたところであります。

これらを前提といたしまして、なんらかの処置をしなければならないというなことでありますので、緊急防災事業の対象になると。総体では緊急防災事業の対象になるというな形で考えております。

また、補助金については、備蓄倉庫部分については平米いくらということ国基準に従って補助を受けられる要件がありますので、そのへんのところの制度を活用していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

今、課長からあったとおりですけども、そのほかの件に関してこれから課長とも話しながら、もらえるものはもらえるためにがんばっていききたいと思います。

それから、園芸大国やまがたの産地育成補助金云々なんですけども、先日あるところで、あるところっていか勉強会の中で、西郷隆盛の血筋のある人が今農村のそういう偉くなってるんだな。その話をお聞きしたら、やっぱり今農薬も何もすべて枝刈りからできるようなロボットを国でも補助を出して、それを実際に使えるようなことをやってる。これからは、農家数も少なくなるし、農家の能力っていうことも軽減しながらやっていかないと農業は残らないだろうというような話もありました。その中で、やっぱりこういう形スイカの重いという、70ぐらいの人たちが果たしてスイカを持てるであろうかという問題もあります。今、大石田の農業はスイカっていうものが本当にこう高く売れてるような状況です。そういうことを踏まえたうえで、こういう点をきちっと町としても協力をしていかなければならないことであろうかな。そういう点を踏まえて大石田の農業っていうことも考えていかなければならないことで、私自身は賛成するような気持ちの中でがんばっていききたいと思います。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 3番(小玉勇君)

昨日のその課長の答弁だけでも、だってその危険性があるなんて当たり前だべがらね。だからそのどれぐらいで危険なんだがなっていうふうに、こうわかるようなその回答こないんだべがっていう気がするわけよ。これだって、この建物だってもものすごいきたら危険性があるって言えばあるんでしょから、どれぐらいのものを目安にしてこうそういう判断をしてんのかっていうこと、もうちょっと聞きたかったんです。

それから、その今あのそのロボットの話だけど、ロボットではなく今回はスーツでしょうから、先日もテレビでそんな話をしましたね。ロボットでやる農業なんて、それ本当に農業なんだかどうかわかりませんが、やっぱりこれから、一つだけまず、昨日か一昨日、その課の話のときにスイカにしか今回貸さないような話をしてたんだけど、それは町長、そこらへんまでは理解しているんでしょかね。もっと重たいものもあるだろうし、そういうものに使えないもんだらうかというところをお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

まず機械を見て、スイカに使った現実を見たうえで判断したいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

他に。まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

先ほどは判定委員会の判定書というなことでご紹介をさせていただきました。これに至るコンサルからは、現場での調査、またコンクリート剥離の状況、設計に基づく筋交いとかいろんな部材の劣化の具合ということで報告を受けております。それがどれくらいの地震の度数についてどうだということについてはちょっと資料がございませんので、改めてきちんと中身のほう見まして、具体的な数字があればご報告させていただきたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 3番(小玉勇君)

今あの確か備蓄倉庫にだけはこの補助金のなんとかがあっていう話、備蓄ってというのは何？その機械っていかその車を入れるところじゃなくて、たとえば何か水とか食糧を入れるって意味の備蓄倉庫のことですかね。

最後にあと、目一杯そのね、この耐震のその結果をうまく利用して、町長の力でいっぱい貰ってきてもらいたいなという、そのへんだけです。まず答えて下さい。お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

備蓄倉庫というのは、基本的には資材等やら地震とか災害の際に備えておくべき備蓄品というなことでご理解いただきたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にございませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。ただちに採決に入ります。

これより、議案第3号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第3号「平成29年度大石田町一般会計補正予算(第9回)」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2. 議案第4号より、日程第7. 議案第9号まで、以上6件を一括して議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

議第8号介護保険特別会計補正予算であります。今回、先ほども申し上げましたけども、後ほどの条例のほうで幾分か値上げが出てまいりました。その値上げは制度上だという話はお聞きしたんですが、この8号の予算書の最後支出6ページで、基金積立金が2,999万9,000円が出てくると。いくら基金があればいいかっていうのは非常に難しいことなんですけども、3,000万ほどの基金積立ができるような状態っていうことは、介護保険料がちょっと高いんじゃないのかなと。これほどやってく必要があるのか。国保と違まして国保の場合はインフルエンザが流行ったとか、そうい

った突発的なものがあったら一気に費用がかかるということはわかるんですが、この介護に関してはそんなに突発的にバタバタとっていうと大変失礼だけど、介護しなきゃいけない人がどっと増えるようなことはあまり考えられない。その中で基金だけがどんどん、どんどん貯まっていくっていうのはどういうことなのかなと。これほど貯める必要もあるのか、ないのか。できれば介護保険など県内でもかなりの高位置に今いるわけで、できる限りのこと考えるのであれば、下げていってもいいのではないかなっていうふうに私は思うんだけど、町長の考えはいかがですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

まずは福祉課長のほうから説明させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

保健福祉課長 高 橋 慎 一 君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

介護保険の基金、あの大山議員おっしゃるとおり、なんぼが適正だがっていうのはなかなか難しいところは事実でございます。28年度の決算があるんですが、当大石田町は基金約840万、順序で云うと34番目、下から2番目の基金残高でございます。低いほうなのかなと。ただ他市町村との比較なのでこれが適正か、適正でないかはまた別問題なんですけど、今回、補正予算でほぼ3,000万円積み立てることになって、合計、合わせると約3,900万ぐらいになろうかなというふうに思います。議員ご存知のとおり、第6期の計画の時点で3,900万を借り入れたという実績がございます。そう思いますと3,900万は最低基金として積み立てておいて、安定的な運営にしていきたいというふうな、最低限のレベルかなというふうには考えております。以上でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

今、課長が答弁したとおりで、基金というものはいかなる時か必要な時に出せるというような金額の中でやっていかなければならないと思っておりますので、この金額でご了承願いたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

先ほど課長の答弁のこと考えればですね、3,900万の借入れをしてある程度今回それで返せるような基金になると。ただですね、やっぱり去年は840万しかなかったのが今回3,000万出てくるわけですね。そうすると来年もたぶんこのままの感じでいけば、また3,000万ぐらい出てくのかなあ。これをずっと続けていったらどんどん、どんどん逆に言ったら増え過ぎちゃうっていうとおかしいけど増えちゃう。適正なところでこれほど必要なのかなと私は思うんですね。やっぱり、支払をするこれは第一被保険者の方ですよ。いわゆる大石田町のご高齢の方々から、いろんな年金生活者の方がほとんどなのかなと思うんですけど、そこからいただく保険料、それがどんどん、どんどん貯まっていくというのはちょっと私はまずいというか、良くないのかなと。高齢者にやさしい、こころ温まる町政を目指す町長としては高齢者いじめに繋がってるのかな。ある意味で。なんでこんな高いんだっていう、特に健康な高齢者の方は思うんじゃないかなと。そのへんの適正な価格というのが本来どこにあるのかを、やっぱり担当課とも検討していただいてですね、今の介護保険料をどこまで下げてやってもある程度は大丈夫かなっていう線を見出していただいて、やっぱり介

護保険料下げるっていう話題性といいますか、ニュース性でいくと他の市町村、ほとんどはどんどん、どんどんその場、その場で上げていくのが普通なので、サービスは変えません。んだけどもギリギリのラインで町は高齢者のために保険料をここまで下げて、なんとかがんばっていきましていうふうなアピールをしてもいいんじゃないかなと思うんですが、町長いかがですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

大山議員のご指摘のとおりだと思います。今年1年いろんなことを各市町村のことを調べ、そしてまた介護保険の推移を調べたうえで検討させていただきますので、よろしくお願いたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

今答弁された内容としては、検討して、議会での検討っていうのはしないよってよく言われるんですが、実際やっぱりしっかりとですね、それは担当部局と話し合いをしていただいて、こころ温まる町政をするためには高齢者にやさしい政策を出していただきたい。ぜひ検討していただいてですね、今年のはたぶんもう来年度予算これからなんですけど、借金返済、借入れを返済してしまえば基金もだんだんまづはなくなってくるということなので、来年度もう一回見て、また3,000万ぐらい貯まるようであればですね、その次の年はやっぱり少し下げようかということをご検討して、考えていただきたい。その意思をもう一回最後示して下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

大山議員のご指摘ありがとうございます。今年1年かかっているいろんな精査をしながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

他に。7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

大山議員の質問とかなり関連しますけども、最初に議案第4号国民健康保険特別会計の補正ですけども、歳出の3、4ページ、最後のページです。4ページです。ここの9款の最下段に25節積立金2,000万。国民健康保険給付基金積立金2,000万とあります。全協(全員協議会)での説明ですと、本年度末で1億近くの基金になると。課長の話ですと2億ぐらいの基金を持ちたいという話もあったと思います。私はもう18、9年前に議員に当選しましたが、その当時はあの医療費の3ヵ月分ぐらいは基金として持っておいたほうがいいんじゃないかという、県の保健関係からの指導といいますか、そういうのがあったそうです。ですけど今はないんだというごどです。その中で今回は2,000万、そしてさらに2億近い基金を積み立てたいっていう考えって、これ町長の考えなんですか。それとも、ただ財政担当で考えだのが。そしてなぜどういう基準で基金の金額を考えるべきか、町長の基準。

もう一つ、それがら先ほど大山議員からもありましたけれども、介護保険でも2,999万9,000円の積立金が残ると。これ基金になっていくと。来年度予算では介護保険が30円だが値上げするっていう説明は受けてます。まだこれはこれから審議ですけども。これだけの基金あったら30円上げなくてもよかったんじゃないかと。なぜ30円上げざるを得なくなったのか。それについて町長は

どういう考えでそういう予算を出してくるごどを決めたのが。そういう予算出すごどになったのが。私は上げるべきでなかったというふうに思ってるんですけど、この2点について答弁お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

国保に関しては、数年前に1億9,000万ぐらいの約2億近くの基金を取り崩すというような取り崩した経緯もあります。先ほど、大山議員さんのほうから議員のほうからご指摘もありましたけども、国保財政と介護保険は違う。たとえば一つインフルエンザが発生したり、そしてまたいろんな病気が発生した場合における国保財政っていうのは、本当に飛ぶというようなことがありますんで、そういう点を踏まえたくえで基金というものの大切さが私自身も認識しておりますんで、国保財政にとっては基金というものが、ある程度の基金というものは持たなければならないのではないのかなと思っておりますから、当然、値下げ云々ということは国保財政においては考えておりません。

介護を上げる必要なかったっていう点も、同じやっぱり積立っていうことの必要性っていうことを私自身は考えてますんで、それでいくらかの値上げをさせてもらったということです。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

一般家庭ですと、その基金余計あったら安心だということは当然なんですけど、町長の答弁聞いてますと、ただあれば安全だっていう話のようです。それがら過去のそういう慣例というかそれを踏まえればあったほうがいいのかというふうに聞こえるんですが、先ほど言いましたように、県の国保関係の人も、これは15年ぐらい前、15年以上前ですけども、医療費の3ヵ月分、国保の場合、あったほうがいいのかと言っています。医療費年間どれぐらいなのかこの予算書で見ますと、医療給付、医療で支出している金額が歳出のほうの保険給付金ですか、最初に出ますけども、それ12ヵ月で割りますと5,393万、5,400万ぐらいの1ヵ月の給付があるようです。先ほど言いましたように、医療費の3ヵ月積んでおくっていう考え今ないんだそうです。そういう指導もないそうです。ですから、そうした意味でいくと基金は町長の気分で貯めておけばいいっちゃうんじゃないかと、町民のために活かす、使ったほうが生きると私思います。

それから、繰り返しなりますけれども介護保険のほうもただか30円、100万単位だと思いますよ。全額で。それが2,900万もの基金ある中でなぜ予算としてこの基金をセーブして値上げを抑えることができなかったのかっていう、私の疑問でもあり、おそらく町民もそういう疑問持つと思うんですけども。再度、いわゆる一般論と一般家庭のお金ですと、預金があったほうがいいのかという考え方はわかります。それどなぞられた形での町長の答弁のような気がしますので、基金というものは活用すべきものではないかという点で、国保の基金にしても、介護保険の基金にしても、活用してごそ町民に福祉サービスを充実させることができるんじゃないかっていう点で答弁お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

国保税に関してですけども、ここまで基金というものが出た中身については、ここ4、5年、4年、5年ぐらい前からスイカが、要するに国保の家庭はほとんどが農家、商家が中心です。それで、農

家のスイカが本当に高く売れ、農家収入が増えたっていうのが、農家収入が増えると同時に国保のほうも安定してきたというのが事実です。これあの急激にあのスイカが悪かった年は本当に赤字っていうのがすぐ転化できるような状況なんです。そういう形の中でスイカ農家の皆さん方ががんばっていただいた。それで農家の収入が増えた。そしてまた国保税も増えた。だから安定した財源もできるというようなことが今回の結果になっておりますし、もし、その収入減というようなことになれば、本当に積立云々というのはすぐ吹っ飛ぶような形の中で、これは国が持つてっから、町が持つてっから、借金してすぐすればいいんじゃないかっていうような考え方に聞こえますけども、私は国保っていうのはその場のきちとした形の中で捉えるべきであるというようなことを考えていますので、積立っていうのは本当に必要なのではないのかなと思っております。

それとはまた全然、介護保険についてはある程度の積立、また今年1年、大山議員にも答えましたけども、いろんなことを鑑みながら来年度は考えるというようなことでいきますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

国民健康保険加入者の収入増えれば国保税も増える、これは当然増えます。ですけども、そういうその場しのぎの答弁というか、あの今国会も論戦やってますけれども、本当に国会はでだめ答弁、資料出しておるのに資料ないのがって、そのあどがら出できた、いろいろやってますけども、あのもう少しちょっと現実を見ていただきたいんですけども、今度は新しく国民健康保険税県一本化で決まるわけですけども、県で出てきたその国保納付金の試算見でみますと、大石田町の場合は、これまだ試算の段階ですから確定してませんけど、31.2%下げでも納付金、県が求める納付金の金額ど同一金額になると。にするには31%逆に言えば下げる必要があると。こごまで上げでしまったんですが、今の課長ではないですよ。課長の名誉のために言っておぎます。前にほの前に上がったんです。26%どが28%どが上げっだんです。私はそっちのほうで基金が貯まる要因になってると思ひます。これは予算の段階でも審議しなければなりませんけども、町長、それは収入上がれば上がるのは当然です。そして基金も残るのもごく一部の答弁としては正しいと思ひんですけども、全体としてのこの国保、町の国保の在り方は別な面から問われでるど。県のほうでも30%引き下げた額が町の納付金額ですよっていう資料、これは去年平成29年9月11日の「平成29年度第2回山形県国民健康保険運営協議会資料2」。これはあの12月の議会でいただいた資料なんです。それの中を見ますとそういうふうになってるんです。んだがら、議員に対して全く正しくない答弁とは言わないんですけども、ごくわずかの問題どごろのものを、いかにも全体の答弁のごどを言わないで、やっぱり町民にちゃんと立ち向く。大山議員が言われたように、町民とこご通う町政というものを目指すのであれば、事務方にもそうした方向の国保税の額や介護保険料の額を決定でざるように、町長がらきちとっていただきたいと思ひます。

私3回目ですので、最後に答弁お願ひします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今年度から平成30年度から資産割額の廃止という軽減になっております。当町では約1,000万税収が軽減するというような形の中でやらせていただひておりますので、その都度、その都度、もしいろんなことを考えながら1年、1年国保税に関しても考えていきたいと思ひますんで、ご協力

よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にございませぬか。(議員:「なし。」)質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第4号「平成29年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第5号「平成29年度大石田町次子簡易水道特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第6号「平成29年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第5回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第7号「平成29年度大石田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第8号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第8号「平成29年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第4回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第9号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第9号「平成29年度大石田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休 憩 午 前 11 時 49 分

再 開 午 後 1 時 00 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。



次に、日程第8. 議案第17号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第17号「大石田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9. 議案第18号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。7番 遠藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

議案第18号「大石田町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について」ということでございますが、全協(全員協議会)の場でもお伺いしたんですけれども、大石田町重大事態再調査委員会ですか、こういった場合に、あるいはいろんな委員会が3つほど出てくるんですね。そうした場合にこの委員ですけれども、特にあの学校現場で命を落とすような事態もかなり頻繁に起こっている中では、委員のメンバーで警察が必要でないのかなって感じを持ったんですけれども、課長の話ですと、刑事事件としての取り扱いするんじゃないんだから、このメンバーでいいんだっていうことではあるんですけれども、どうもその人命に関わった場合、それでいいのになってという疑問を持つわけなんですけれども、ちょっとそのへん再度答弁お願いできますでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布 川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

課長がたぶん全協(全員協議会)で申し上げたと思うのですが、これは事件を捜査する委員会ではないんですね。ですから、事件の原因があつて、どなたがどういうふうにして、そしてその結果、どういう処罰を与えるというものではないので警察は入れてありません。これは全国的にそうでございます。ただし、法律関係のことであったり、あるいは調査に関わって司法的な判断も必要だということも出てくるでしょうから法律関係の人を入れる。あるいはお医者さんを入れる。お医者さんに限っても当然精神内科的なものを入れるのか、あるいはどういう方を入れるのかについては、その重大事案の性質によるかと思えます。さらに、臨床心理士なども含めているところもございます。そんな関係で捜査ではございませんので、また捜査は別に行われる関係上、警察の方は入れておりません。以上でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

今、教育長の答弁どおりというふうな気もしますけれども、やっぱり死亡事故の場合、それが事件性があるのか、事件性がないのかをはじめ、その専門は警察でないかなという私は気します。そのうえで、これなかなかすぐには理解できないんですけれども、第2章大石田町いじめ問題対策連絡協議会、それから第3章大石田町いじめ問題対策委員会、それから第4章大石田町いじめ重大事態再調査委員会。委員会、協議会っていうのがこう3つも出でくる。そごまでしなければあのないというがな、そういう問題を抑えきれないっていう考えもあるがど思いますけれども、その以前に、こういったものをこう二重、三重につくるっていうのは、非常に教育現場にとって負担になるん

じゃないかなって感じするんです。現行法律のほうを、現在ある教育委員会としてこのいじめを減少、なくす方向をとったほうがいいんじゃないかという個人的な思いがあります。この3つの委員会をつかって万が一重大的な問題起きだどぎに、かえってその調査していく、あるいは捜査はできないと、調査していくてなっど、かえって時間と手間がかかって、いわゆる被害者の本人もしくは家族にとっては非常に長時間の苦痛を与えかねない気もするんです。ですから、現行法律の基で現在の教育行政を担っている教育委員会の下でやれないのかなっていう、極めて素朴な個人の考えではありますけども、そういうな思いもするんですけども、やはりこれは必要だというごどになるんでしょうか。いわゆる単に上位がつくたがらつくらざるを得ないのか、本当に現場がら見てこういう体制が必要だというごどができるのがごどが、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

まず第1点の事件に関わることがあるかもしれないので警察をというふうなお話でしたね。議員のご質問は、遠藤さん。それについては事件に関わりあるかもしれないから入れないというのがこの条例の筋であります。捜査は捜査、調査は調査ということでございます。

2つ目のご質問なんですが、現在もいじめに関しては生徒指導連絡協議会等々で同じような調査をしております。ここで言えば、第1点の連絡協議会的なものに当たるわけですが、それはいじめ対策基本方針の中で、すでに本町では設置をしておりますして連絡調整はしております。ただ、これの趣旨はですね、これまでいろいろ仙台市であったり、あるいは滋賀県であったりいじめによる自殺と言われる事件がありました。その折に最終的にマスコミ等々、あるいは各議会の中で問われてくるのが、果たして教育委員会の調査で良かったんですかっていうことなんですね。したがって、これの第一段の連絡協議会のほうは教育委員会のほうで設置をします。第二段目の調査のほうも教育委員会で設置をします。それで納得いかない場合といいますか、不服があった場合に再調査する委員会を首長部局につくるというのがこの条例の流れでございます。

議員おっしゃるように、教育委員会ではそれこそいじめには大変気を使っております、ないよりに日々努力しておるわけですけども、もし万が一重大事件が起こった場合に、どのような道筋でするんですかっていうのを定めなさいというのがこのいじめ防止対策推進法なわけですから、それに則って各市町村、あるいは各都道府県でこういう条例を今定めておるところでございます。使わないにこしたことがない条例ではございますけれども、そのような形になってるということをご理解いただきたいと思います。

なお、これにつきまして教員の負担はどうなんだということですが、調査の回数が増えますと、当然アンケート等々に対する聞き取りであったりということで、教員の負担は事件が起これば増えます。これは間違いありません。しかし町民、国民の納得いくような調査をするにはこういう段階を踏むべきであろうというのが現在の世論でございますし、対策推進法の趣旨でございますので、各都道府県、市町村に倣って我々もこういう条例を定めたところでございます。使わないにこしたことのない条例でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

最後になりますけど、あのこれはあの山形新聞12月の28日ですね。2017年の12月28日の新聞に、文部科学省の前事務次官 前川喜平さんの記事が出てます。これはこういっていじめ問題

のその委員会のごとについて言ってるわけではなくて、学力テストの問題について言ってるんですけども、この前川さん、いわゆる文部科学省のトップにおられた方が、強制ではないのでテストに参加しない市町村があってもいいって言ってるんです。隔年で参加もあり得ると。最後のほうで任意なのになぜ多くが参加するのか。空気を読むといった悪しき全体主義を感じると。どこに地方自治があるののって山形に来て述べてるんですにや。あえて、あえてでありますけども、私は教育委員会をこのいじめ問題に対する姿勢を信じる、それがら学校の教育を信じるという立場から、この二重、三重の委員会の設置には同意はできないっていう立場取らせてもらいます。これはあえて教育委員会を信じ、いわゆる学校教育を信じる。いわゆる教育の中でいじめが起きなくする、学校現場と教育委員会が力を合わせれば、これは今教育委員長が言うとおりの、無用の長物になるわけでありまして、これ非常に私は負担が増えるような気がしますので、これはあえて同意を避けたいと思います。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

第18。まずは最初のこの条例の文言的にですね、12ページの第6条。連絡協議会は、会長及び委員15人以内で組織するとありますが、4番に委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。いわゆる補欠、補欠っていいですか、予備と言ったらおかしいな、代わりの誰かがなくなったときに代わる方、何の組織だっけ？なんかの組織でも補欠、補欠っていうとおかしいけど、ことあるときは代わりに入るような人ということになるんだろうと思いますけど、これは単なるここに補欠の委員の任期って、補欠って書いてあって人数とかなんかそれは何も明記しなくてもいいののっていうのが一つ。

それからですね、今回のやつはいじめ対策連絡協議会、それからいじめ問題対応委員会、重大事態、この三つの組織を必ずもう全部つくっておかなきゃいけないということなのか、あるいは連絡協議会の中でそういう事案が出てきた場合に対応委員会を開くために、あらかじめお願いはしておかなきゃいけないんでしょうけど、そのあとでまたこういうものをつくっていく。そしてそれでも足りないってなった場合に再調査委員会をつくっていくっていう順序立ててつくっていくっていいものなのか。もう一つは、そのいじめ問題対策委員会といじめ重大事態再調査委員会、この委員は法律・医療・心理・福祉・教育等に関する文言があるんですが、全協(全員協議会)の場での説明ですと、これは別の人を選ぶという話がありました。いじめ対策問題と重大事態っていう委員会。果たしてそれが可能、可能っていいですかね、特に精神科医さんというのは、たとえばそうですね、今水明苑なんかもありますけど、その嘱託医というような形でお願いする精神科医さんも探すのが大変苦勞している状況あります。ですから、この二つ目、三つ目の委員会をするのに精神科医さんを最低2人は探しておかなきゃいけないとかですね、弁護士さんも1人は顧問弁護士もいいのかもしれないけど、別な今度弁護士さんを探さなきゃいけない。臨床心理士さんも同じ。そういう形で簡単に探せるものなのかなあ。お願いして、ただこのお願いする段階でやはり費用もかかってくるのかなど。その場合は費用弁償等に対応するものなのか、別に定める給与規定、特別職とかっていう形に持ってくるものなのか。そのへんちょっとわかりましたらお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

まずあの12ページ、6条真ん中へんですね。その4項の中に補欠の委員とありますが、補欠、

正しくは欠員補充ですね。ですから15人以内で最初組織するのですが、不慮の事故、あるいは個人的な理由で欠員が出る場合があります。それを補充したものを補欠とここでは呼んでおります。補欠ですから元々あるべき職員の、あるべき委員の残任期間ということに受け取っていただきたいと思います。ですから、補欠の人をあらかじめ決めておくではありません。医療関係の人が欠けたら別の医療関係の人をお願いする。そんな形で補充していく。

なお、あのこれは連絡協議会ですからこれはあの本町の生徒指導の連絡協議会を兼ねながら現在運営しているところでございます。

それから、いじめ問題対応委員会と再調査委員会。これは常設ではありませんので、今の段階からどなたというふうに決めてのものではありません。ですから、先ほど遠藤議員にもお答えしましたように、その事件の性質の中でどういう方がいいのかというふうのを選んでいくことになります。

あと、議員おっしゃったように、もちろんあの再調査ですから、前の調査が信じられないということで始まる委員会なわけですね。あの天童の事件の経緯を見ていただくとわかるように、あるいは滋賀県の経緯を見ていただくとわかるように、教育委員会で設置したもので調査をしました。それに対して被害者のご家族あるいは関係者が異議を申し立てて、その調査は信じられないということで、首長部局につくって下さいとなったわけです。当時天童市も滋賀県もそういうふうな条例は持ち合わせておりませんでした。それで急きょ首長さんが音頭を取って再調査委員会をつくったというのが経緯でございます。そういうことのないようにということで、事前にこういう条例をつくりなさいというのがこのいじめ対策推進法の意図でございまして、ですから、再調査委員会は首長部局につくるという形になります。そのときには当然、前のほうを信じてなくてつくるわけですから別の方というふうになります。

議員ご指摘のように、私どももそれだけの人数がお医者さんなり法律化がこの近くにいるかとなると心配なところではございますけれども、そこは県のほうと、もしもそういうふうな事態が起きましたら、県のほうの弁護士会であったり、医師会であったりあるいは精神医療学会であったりと連絡を取りながら、適任者をお願いするという形になるかと思っております。それについては、事件起こってない段階ですので、今のところ誰がどうだということは申し上げられません。

また、あの費用についてもそれ相応にかかると考えております。予算繰りはしてございませんけれども、使うことのないことを祈りながらしたいと思います。ただ、もしそうなった場合には、専決等々で町長の決断でというふうになるようにかなというふうには考えておりますが、まだ具体的な対策等は持ち合わせておりません。以上でございます。

#### 1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

#### 1. 6番(大山二郎君)

なるべくこういう2番目、3番目のやつは開かなくてもいいような体制を取っていただきたい。当然今取ってらっしゃるんでしょうけど、その最初のいじめ問題対策連絡協議会に関しては、逆に言うと今でも各学校、先生方そういった連絡協議会をつくっているのだから、それを充当してるという理解でいいのかなと。んじゃ、実際その中で今現在、そういったいじめ問題とかですね、そういったお話し合い中で実情はどうなのか。いじめっていうのはものすごい規定が曖昧って言えば曖昧、その子がいじめられたって思っちゃうといじめだっていうふうな、中にはその子を気遣って話したことが、その子にとってはプレッシャーみたいな感じでいじめられたとこう感じもするというような事例もあるというような話聞いてます。だからその感じ方、受け取ったほうの感じ方でいじめだ、いじめでないっていう、それもちょっと本来おかしいのかなとは思いますが、そういった事例とかなん

か現在、大石田町の中ではあるのかどうか、話し合われている内容までは聞きませんが、今までの中でもあったのかどうか、そのへんちょっと確認させて下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

件数については、もし必要ならば後で課長のほうに答弁させますけども、あります。いっぱいあります。先生方をお願いしてるのは、できるだけそういうふうな、本人の意図でなくともいじめられたと感ぜられるものをすべて拾い上げて下さいというふうをお願いしている関係上、毎年増えてきます。ですから、新聞報道だけ観るといじめが増えたというふうに書いてありますが、これは違いました、認知件数が増えてるんですね。できるだけ認知して下さい。で、認知をしたらその実情を今議員おっしゃったように、いじめたのか、そうでなくてただいじめだと感じただけなのかをきちんと精査していただいて、それで解決に至っております。本町の場合にも毎年あります。小学校であり、通学中のバスの中であり、部活動であり、あります。でも各々各担当の先生が詳しい状況を聴いて解決して、お陰様で重大な事案になったりあるいはあの不登校になったりというふうには至っておりません。幸いなことであります。これからも、この方式でいきますといじめの件数、認知件数はどんどん増えていることになると思います。しかし、それが我々が生徒を指導する上で、大切な情報でございますので、なるべく多く捉えていきたいというふうに思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

最後になります。いろいろあろうかと思えます。その中で先ほど不登校になるような子がいないというような話、現在はどうか。以前は何人か合ったような記憶もありますし、現在はそういった事案で不登校になってる子どもはいないのか。あるいは、障害を持った子どもさんも今扱ってますので、そういった関係上そのへんの割合というかな、そういった子どもさんたちがいじめられてるようなことが報告とかそういったものがあるのかどうか、そのへんだけちょっと確認させて下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

不登校はいます。しかし、それはいじめに起因するものではございません。しかも先生方の努力で少しずつ学校に向かえるようになってきている。中学校3年のときには全員が受験できる体制に持っていけるように、今がんばっているところでございます。

ですから、いじめというふうなものとその不登校は、本町はお陰様でその因果関係はございません。

また、精神的に弱い子どもあるいは体に不具合のある子ども、皆さんご存知のようにいろいろな子どもがいますけれども、そういう弱者をいじめるような気運は本町はないと私は思っています。実際にいじめの事件を見ますと、そういう弱者をいじめるような事案は出てこない。すごくやさしくてすばらしい子どもたちだなぁというふうに思っております。人間的な成長を確かにこう一歩、一歩遂げている子どもたちだというふうに思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これを

もって討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。

よって、議案第18号「大石田町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10. 議案第19号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。4番 関 幸 悦 君。

1. 4番(関幸悦君)

19号、町長にお尋ねをします。勤務時間の休憩等に関する条例の一部を定める条例ということで、今まで夏期休暇、冬期休暇、4日間が期間をずらすということの条例ですが、その今まで夏期休暇と冬期休暇については状況、その取得状況について話を聞きましたけども、その中で、まだ冬期休暇については3月まであるんですが、状況については平均3.5日取得状況。そして、全然休暇を取っていない方も職員もいるというごどであります。その中身については、やはり現状に多忙な職場があるのではないかと課長の答弁でありました。その中で、前に職場体制の中でグループ制を導入したと思いますけども、その職場内で仕事を補佐するというごどで多忙な時期についてはそういう関係で今までやってきていると思いますけども、そういう状況の中で今の職場体制をどう思っているのか、ちょっとお尋ねをいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

私自身、町長になってちょうど6年、まる6年が過ぎました。7年目になりますけども、今の職場体制でいろんな形の中で町民サービスも行き届いているしいいんではないのかなと思っております。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 4番(関幸悦君)

今の職場の状況については、町長は大変良好であるということでもありますけども、職場の中での各課では多忙なサービスについては、ここ私は違うと思います。今は税務課、3月になっては税務課、そして冬期間になれば建設課が多忙で、ちょうど冬期休暇が取れる状況の時期に多忙になっているのではないかと思います。そういう意味で、せっかく休暇、特別休暇、休暇を条例化して行くわけです。その中身においては夏期休暇においては盆の諸行事、心身の健康の維持及び維持増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であるとしてということで、夏期休暇にはあります。冬期休暇については職員が冬季における諸行事、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが適当であると認められるということで謳っておりますが、そういう意味でこれから3月、冬期休暇については3月まで私はその中で期間があると思いますので、その点については、ぜひどう対応するのか町長お尋ねをいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

大石田町の職員は自分なりの判断によって休暇なり取れるというような心構えでいると思いますんで、きちっとした対応は自分なりでやれるということを思っております。私は職員を信じておりま

す。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 4番(関幸悦君)

そこは職場体制ですので、職員を信じていうごとでなくて、やっぱりそのことについてはある程度首長のその対応が、対応ていうがそういうことをやるていうことで、指導するていうごとでの私は答弁がほしかったんですが、ぜひこれから今後、まだ期間があります。そういう意味でぜひ職員の健康状態を考えてやってほしいなと思います。答弁はいりません。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にございませんか。6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

これは、別に私反対するものでもなし、いいことであろう。いわゆる休暇を取れない実情をなるべく取りやすいように広げると。ただですね、あの町長の認識がどうなのかなと。職員体制やり方っていいですか、仕事が順調にいつてるよと、今はいいよっていうふうに認識はされてるんでしょうけど、毎年去年からストレスチェックをされてます。今回も高ストレスと判断された方が何名いるかご存知ですか。ちょっと理解、たぶんその数字まではわかんないんでしょうけど、11名というふうに報告受けてます。高ストレスをやっぱり感じる職員が11名もいらっしゃるということは、その職場自体の、部署によっても違うんでしょうけども、あまりいいことではないのかなあと。やっぱりストレスなるべくない職場で快適に働いていただくほうが、病気やそういったものに繋がらないことになろうと思いますので、改善のためにこの条例をやってくんだってという認識でおられたほうがいいんじゃないのか。今まで6年間やってきて今の職場はすごくいいですよってうだけの話ではなくてですね、やっぱりこういった高ストレスというような職員も出てきてるということであれば人員配置、あるいは異動とかそういったいろんなことを考えながら職員の健康を守るため、そのためにこういう条例でお願いしてるんだという認識でいていただかないと、ちょっとどうなのかなと思うんですけど、そのへん町長どうですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

ストレスに関しては私も勉強不足でしたけども、各課長のほうから問題点があったならばいろんな形で話は受けてます。そしてまた、課長会でもなるべく休暇を取るよとというような総務課長の指示によって出しております。

今後、今大山議員から指摘ありましたような形の中で、どこまでその内部にストレスの内部に入っていけるかどうかは個人的な問題もありますんで、入れるようだったらその指導を課長からさせるような方向でいきたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

それは当然のことだと思うんですけど、この条例を出すという意味合いをですね、これ当然、担当課が出しちゃうもんでなくて、最終的には町長がこれ今出してるわけですから、この条例改正を出す意味合い、これは取りも直さず職員の健康とかそういったものを守るためにお願いしているものですっていうふうな言葉がないと、ちょっと違うんじゃないのかなと。自分の考えではもう良好

な職場ですよ。高ストレスがある場合は課長から聴き取りしてなんとかしますよ。そうじゃなくてこの条例を出す意味合いというものをもうちょっとしっかりと持っていて、出していただかないと、我々も何の意味で出してくるんだっていうのが、なんかちょっとおかしいんじゃないのってなっちゃうとまずいので、そのへんの認識これからもしっかりと持っていたきたいということです。どうですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

ご指摘ありがとうございます。今後、勉強しながらやらせていただきます。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他に。7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

ちょっと今、質問なり町長の答弁聴いててなんだかわげわがらない条例なってきたんですけど、これはあの変更はそれぞれ夏期、冬期1ヵ月ぐらいつつ取得期間を延ばしていると。休暇を取りやすいようにするための条例化というふうに見えます。積極的に休暇は与えていくという姿勢がないとちょっとおかしいんじゃないかと。本人が自主的に取りますと。今まで取れていなかったがゆえにこういう期間を延ばして取りやすくし、そういう条例じゃないんですか。これ条例提案したの町長ということになるんですけども、これ条例出しながら本人が勝手にやって下さい、ちょっとどうなのかなと思うんですけど、答弁お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

本人が勝手についていうじゃなくて、本人が休暇を取りやすいようにということなんです。勝手に云々という私の言葉が悪かったとは思んですけど、延ばすことによって休暇の取りやすいようにした条例だと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

管理職のほうが私は取らせる必要があつて出したのがなっちゅうに思います。あのごちょっとしばらく前ですね、電通の若い職員がかなり長時間労働で自殺するという事件ありましたけれども、私が若い時代、あの労働組合と管理職側ときちっと36協定、まだ24協定、残業協定がきちつとあつた時代ではあり得ないようなごどがそれぞれの現場で充満してるのかなと。そういう中で今働き方改革なんていうのが国会でガダガダやってますけども、どっちが言ってるのが正しいのが全然わがらない議論やってます。働く時間が短くなるんだて政府側は言うだろうし、賃金は同じまま無制限に働かせる法律じゃないかって野党側は言うし。んだがらこのそういう中での出できた条例であつて、職員の健康管理それはもう管理職、執行部にとって極めて重要なことであると思うんですけど、そのうえでこの条例を基にただ課長に任せます。本人に任せます。では、ちょっと違うんじゃないかと。そのへん、ちょっと質問変えますけれども、36協定の協議は毎月行われて、ちゃんとこの残業時間、月々協定合意して結んでいるものなんでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。



1. 町長(庄司喜與太君)

総務課長のほうに答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

職員の健康についてご心配いただきまして、誠にありがとうございます。今回の冬期、夏期の延長については、当局と、当局と申しますか、町側とそれから職員労働組合との年4、5回の交渉あるのですが、その際に交渉の中で、ぜひ取りやすく、要は仕事によっては夏期に休みにくい、仕事によっては冬期に休みにくいという職種があるということで、事前に自分の都合付けやすいように1ヵ月ずつ広げていただけませんかという状況の中で、そのとおりと、ぜひ取っていただきたいという趣旨で行ったところでもあります。もちろん健康管理、そしてストレスのないようにという趣旨であります。

あと、時間外の36協定については、現時点では特に結んではおりません。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

総務課長の答弁の全体がよくわかりやすいんですけども、そのちょっと私もわからないんですけど、36協定っていうのは、ないだや、昔ですと毎月やっただよな気するんですけど、今は労働基準法上、毎月結ばなくていいのか。あるいは一定期間結べばいいのが。そういった労使間の在り方がちょっともう少し詳しく説明していただきたいのと、今あの取りやすくする条例をつくったんですよってうだけじゃなくって、やっぱり町長はじめ総務課、いわゆる人事管理の部署ではやっぱりこの条例を活かすようなごどもしていぐ必要があると思うんですけど、36協定の件と条例を活かしていく件で、ちょっと答弁お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

夏期、冬期休暇の取得の推進については、全協(全員協議会)でもお話しましたように、取れるその月になったら今月から取れるのでぜひ率先して取れるように推進してくれというふうなことで、各課長には申し上げています。たとえばで申し上げましたけども、総務課については、職員の一欄表、3ヵ月間の一覧表をつくって自分で休むところは丸付けて、いわゆるそのグループで調整取ってくれというふうなことで、あらかじめ丸付けなさいというふうなやり方をやっています。その他の課ではどういうふうなやり方をやってるかはわかりませんが、取得期間3ヵ月だったのが今度4ヵ月に延びるわけですから、もっとまばらになって休みが分散して取りやすくなるのかなというふうに思っています。そういうふうなやり方を全課、全庁できるようにしたいと思います。

時間外につきましては、今般、時間外の補正増なんかさせていただきまされたけども、多々やはり集中的に無理するところがあります。全般的に職員の1ヵ月の時間外手当については、時間外の時間については60時間になるとレッドゾーンですよというふうな目安がありますので、そういうふうにならないように総務課で毎月管理しながら、逆に増えたところは注意を促しながらやっておるところでございます。

(遠藤議員:「36協定の扱いは前ど違うながっす。」)組合との36協定というのは、特に、以前から当局と組合とは結ばれてはおりません。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

夏期、冬期休暇においてのその後のないようについて、課長会において提案いろいろな形で協議したいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にございませんか。1番 岡 崎 英 和 君。

1. 1番(岡崎英和君)

それでは、ちょっとお伺いします。これ、この目録19ページには変更になる文言だけが載っておりますが、ちょっとお聞きします。これ夏期、冬期共に4日間の範囲の期間で休暇を取ることができるのか、取らなければならないのか、どちらかちょっと教えて下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

取ることができます。が、ここにあるように、原則として4日連続、要は4日まとめて取って体を、根っこから休みなさいよという趣旨なんです。が、やはり4日まとめて休むと逆に今度仕事が溜まって職員のストレスになるということで、その4か月間でバラバラ取ってもいいよと、できるだけ職員本位の使いやすさにしてるところです。

1. 議長(村岡藤弥君)

1番 岡 崎 英 和 君。

1. 1番(岡崎英和君)

私が聞こうとしたことを先に言われてしまった感があるんですが、やっぱりあの実情において4日連続でたとえばね、休暇を取るとなると、今課長がおっしゃったとおりに、業務上大きく支障をきたす場合が多々あるのが事実でございます。なので、とりあえず取ることができるとしてもなるべく業務に支障のないように、他部署、他人に迷惑をかけないように4日間を有効活用してねというのが趣旨だと思います。ただ、やっぱり今言ったとおりに実情的にはね、業務量もある、必要量も追われるというのが実情でございますので、そのへんは過剰に休めっていう促す、過剰に促すようなことのないように、当然ストレスとか本人のモチベーションもあると思いますけども、中にはやっぱりあの世の中いろんな職業、職種の中には、仕事におもしろみを持って当たってる業者も人もいるわけです。なので、取らなければならないんじゃないんであれば、取ることができるのであれば、あくまで各個人の状況とかあのストレス、表情なども目を配りながら、より効果的になるように管理していただきたいと思います。答弁は結構です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第19号「大石田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11. 議案第20号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。6番

大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

20号。全協(全員協議会)の中で中身をちょっとお聞きしました。今まで週3回だったのを週5回、ということは毎日ということなのですが、授業3、4年生と5、6年生がちょっと違いますけども、その部分の授業を受け持つために週5日かかると。週5日間学校の先生と同じように8時から5時までの勤務時間ということでもいいのか、それを一つ確認させていただきたいというのと、英語教育に関してその国際理解専門員の方にお任せだけではどうなのかなという気もします。やはりあの元々の先生方もこれからやってかなきゃいけないことであろうと思いますので、国際理解専門員の方のいわゆるレクチャーといいますか、指導というか、それは先生方にも教え方とかそういったものやっていたほうが私はいいと思うんだけど、そのへんまで入っているのか、どういうやり方、内容をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

お答えを申し上げます。まず1点目、5日間勤務になるのかということはそのとおりでございます。ただし、勤務地はここでございますので、教育委員会に来てそしてたとえば月曜日は大小に行く、火曜日は大石田中学校に行く、水曜日は南小に行く、木曜日は北小に行く、金曜日は次の週の準備をするとか、そういうふうなローテーションになっていくんですね。大石田は大変恵まれてまてですね、ほかの市町村のALTたとえばジェットっていう国の規格があつて、東根市は来年5人から7人にするのかな、ジェットの職員というのは1人30万でございます。外国から来た職員は日本語は話せなくてもいいんです。何をするかっていうと、英語の担当の先生、あるいは小学校の先生がここを発音してほしい、ここを生徒と一緒に会話してほしいというその補助をするんですね。別にネイティブスピーカーと話をするために雇ってるんです。もちろん、本来は本町もその筋で専門員を雇いました。ところが本町の専門員は、大変優秀で自分で授業を組むことができるんですよ。日本語ペラペラ。ですから、子どもたちの困り感が大変わかる。高校のALTのある先生はですね、ほとんどそれはできませんので、スピーカーの代わり、リスナーの代わりしかできないっていうALTも全国にはいます。そういうことから考えると、大変あのすばらしい国際理解専門員をいただいているというふうに思います。ジェットの大体基準が月額30万ですが、近隣の市町村では40万から50万払ってるところもございます。そうやって外国の指導者を雇ってるというのが現状でございます。

それから、お任せなのかっていうとそうではなくて、先ほども言ったように、月曜日大小に行ったからといって、大小の授業が月曜日にだけ英語があるわけではありませんよね。主は学校の先生がやります。ただ、こういうふうに教えたほうがもっといいんじゃないとか、ここはこうやったほうがいいんじゃないっていうことを、本町の専門員は先ほども申しましたように、大変英語も教育学についても堪能でございますので、一緒にやれるところがすごいメリットです。それを北小でも大小でも南小でも同じレベルのことをやることによって、中学校に入ったときに中学校の先生方が何を習ってきたかわかるわけですよ。同じALTが全部を回るわけですから。5年前からそういう協議会をつくりまして、各小学校、中学校の先生とALTと、それから私どもも入って授業の研究のための協議をしています。大体年間に6回ぐらいしています。先日も終わったばかりですが。それをもとにして次の年はどうやって教えていこうか。教科書づくりをやっていくんです。そんなふうなことですので、主は先生方には間違いありません。ただ先生方を伸ばすためにALTを使いたい。専門員を使い

たい。生徒を伸ばすためのただの補助ではなくて、一緒になって町の教育をつくっていく専門員を置きたいということで、今回お願いしたところです。大変本人悩みながら、今、来年4月からの指導案と一緒につくっているところでございます。そんなところでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

大変あの長く大石田にもずっといらっしゃるので、非常にやっていくのはスムーズにやってらっしゃるんだろうなと。この間の全協(全員協議会)の中でいくと、現行35単位が32年から70単位まで上がるということは、授業時間もどんどん増えていくのかなと。果たしてその学校の今の先生方が指導要領変更によって英語教育というものをしなきゃいけなくなってくる。それに果たしてついていけるものなのか、そこに専門員の方がどの程度関わって、よりスムーズに英語教育をやっていくものなのか。

もう一つは、あの学校指導要領に従って形になるんでしょうけども、今まで我々たとえばずっと中学、高校とかこう大学やってきた、ほぼ文法が中心みたいな感じの中でやってきたんだけど、最近はどうちかという会話中心とかですね、そういった形に変わってきてんのかなと。その内容なんか指導要領の中で会話重視になってきてんのか、まだやっぱり文法も必要なのかもしれないですけど、どういった形になっていくのか。

あと、専門員1人で果たしてこれから間に合うのかなと。今後単位数もさっき言ったように、35から70と倍になっていくというような形になれば、1人で今のところ3校、中学校も入れて4校を指導してくるというのが大丈夫なのかな。足りなくないのかなという気もしてるんです。そのへんは、今後の方針として教育委員会としてはどういうふうにお考えになっているのか。町長部局には結局足りないよっていうふうになれば、もう1人誰かっていう形に今度なってくるでしょうからね、そのへんはどういうふうにお考えなのか、お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

まずあの中身なんですけど、これまで本町では5年前から小学校1年生から英語をやってます。それは、時間にカリキュラムの時間に入らないという形で、総合的な学習の時間とかいろいろ使いこなしながらですね、やってるんですが、本来は5年生と6年生35時間ずつでよかったですけど、でもそれだと5年生、6年生にしわ寄せがき過ぎるので、5年生、6年生の教材を6年間に分割したんです。それは国際理解専門員と私と指導主事でした。で、分解して1年生のときはここまで、2年生ここまで、10時間ずつやってきました。4年生まで。ですから、5年生、6年生の時間数を35時間の中でかなりこう発展的なところまでできたわけです。今度は同じように1年生からやるのですが、1年、2年は10時間しか取れません。あとは3、4、5、6は1時間ずつ増えるわけです。先生方はとても、とても時間なくなります。それで、今それを1年生からに分けられないか検討中です。内容については大変難しくなります。今の小学校でやっている英語の教材の比ではありません。小学校5年生で中学校1年の半分ぐらいあります。小学校6年生で中学校1年終わるぐらいまでできます。ただし、文法的なものはありません。ほとんど会話です。今あの大学入試もそうですけれども、訳しなさいあていうのはほとんどないです。長文がバーっとあって英語の質問があってここに書いてあるものを英語の質問に英語で答えなさい。あとリスニングについてもバーっと聴いてって、英語の質問があって答える。要するに一語一語きちんとわかってるかよりも、大意が取れるかどうか

なんですね。我々が新聞を斜め読みすると同じように、英語を斜め読みにして読めるかということになります。そのような訓練ですので、小学校5年生で一番最初リスニングが出てきますが、5行ぐらいの英語がザッと出てきます。聴いたことのない。「わかりましたか、はい、じゃ、次いきます。」そういうふうなのがどんどん、どんどん出てくるんですね。ですから耳に慣れたり、そういうふうな形になります。いずれなんかの機会に議員の皆様方にも授業を見ていただきたいというふうに思います。そんな方法でありますので、文法中心ではないということは確かなんですが、最終的に文法を知らないと誤解するんですね。訳し間違ふと言葉が反対になったり、あるいは意味が通じなかったりします。そのようなことがあるもんですから、最終的に文法は大変大事になります。そこはまた高校で、あるいは中学校の3年生までの中で教えていくという形になっております。

2つ目の1人でいいのかっていうことなんですが、本来は2人ほしいところですね。でも財政的なこともありますし、ALT にすべてを任せるわけではありませんので、今私どもで考えているのは、ALT を中心にしながらかつて授業づくりはします。その中で大石田の先生にどこにも負けないようなプロになってほしい。先生方伸びれば子どもは確実に伸びます。教える方が伸びれば一番いいんですね。ですから、ALT に頼って ALT がいなくなったらできないというふうな教育はしたくない。先生方を伸ばして生徒も伸ばしていきたい。そんなところから今のところは、本町の外国語教育の専門員には大変他の市町村に比べると倍以上の仕事をしていただいておりますけれども、ご苦労を掛けながら先生方を育てるような、そして子どもたちにいい影響を与えるような指導を考えているところです。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

ぜひともですね、いい教育をしていただきたい。英語と日本語の違いっていうのはものすごくありますよね。日本語っていうのはものすごく複雑なもので、たとえば「なでる」と「さする」と「こする」、ちょっと違うニュアンスだけど、英語で言うともう一文字でしてしまうっていういろいろな違いが出てくるので、そういったニュアンスの違いとかそういったことまでも教えられるような先生だと思いますし、できればもう一人いたほうがいいのか。そしてもう一つは、大石田はいいけどっていうのも先生方も転勤されますので、その他市町との連携ということも当然考えていかなきゃいけないのではないかなど。東根でやってるのはこの程度だよ、大石田はでもこんな感じでやってるよとかいう、その差が本来はないほうがいいのか。町外との連携、そしてもう一つ、もう1人いたほうがいいなって私も思いますし、そのへんは将来的な子どもたちの教育という観点から、町当局はどういうふうにも、もし教育委員会でもう1人お願いしたいってゆったらどう思われるか、町長の意見も聞いてみたい。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

まだ町長部局とはそのような話はしておりませんので、急に聞かれても町長も困ると思いますので、私のほうから答弁させていただきます。

人数は、教員の人数はいたに越したことはございませんし、ALT も多いほうに越したことはございません。ただ、与えられた資材、与えられた教材、与えられた教員の中で、どこまでのところをできるかというのが教育委員会の工夫だと思うんですね。したがって今はとにかく1人でどこまでできるかをやってみたいと思いますので、いずれの機会にやはり2人ほしいなというときにはまたご相

談申し上げますので、今のところは1人というふうなことで私は考えております。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。3番 小 玉 勇 君。

1. 3番(小玉勇君)

全協(全員協議会)でもちょっと話あったんだけど、その図書館長の話です。たった半年ぐらいです、この随分の図書館長の役職のなんか重さが軽くなってしまったのかなあという。もうちょっとこれあの図書館長って重職なんじゃないかなっていう意識で、最初教育長もそんな話したと思うんです。本当にこんなあの年間30万ぐらいでその大石田の図書館長としてね、どうなんだろうかっていうそのこういうふうにして決定した理由をまずお聞かせ下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布 川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

本来、3年ぐらいかかるかなあというふうに思ったんですよ。常勤の図書館長さんを3年ぐらいいていただいて、図書館のこれからの方向性、それから図書館運営協議会の運営、そして貸出しのあり方とか、あるいは本町の目指す図書館、まだ7万冊にはほど遠い冊数でございますので、そのへんを思っていたところですが、大変あの優秀な館長さんに半年いていただいたお陰で、スムーズに業務が流れるようになりました。館長というのは基本的にカウンター業務はいたしません。方向性を出してそして町民の意見を聞いて、それを図書選定であったり、企画であったりというものをしていく職務でございます。そんなことから大変スムーズにこうできるようになりましたので、じゃ、3日にしようか4日にしようかということも話したのですが、毎年図書館長の職務が変化するのもいかなんかだろうということもありまして、最終的に落ち着くとすればこれぐらいの時間なんではないかと。出張の回数等も調べたり、会議の回数等も調べました。その中で今足りないのは何かというと、町民のニーズにあった図書の選定、それから図書の独自企画、そして大石田図書館の特徴を出していくような図書館運営だというふうを考えております。最初、この予定した業務よりも多い時間働いてもらうことになるかもしれません。しかし、基本的には週半日2回ぐらいの平均でできるかなと。忙しいときには集中して一週間なり、二週間なり来てもらうという形になるかもしれませんが、平均的にはこんな形かなあと思ったところです。そんなことで今回5年後を見据えたような形の予算取りをさせていただいたところです。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第20号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。2時15分再開いたします。

休憩 午後 2 時 05 分

再開 午後 2 時 15 分

## 1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

次に、日程第12. 議案第21号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第21号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13. 議案第22号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第22号「大石田町国民健康保険特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14. 議案第23号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第23号「大石田町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15. 議案第24号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第24号「大石田町児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16. 議案第25号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第25号「大石田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17. 議案第26号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

この議案第26号は、大石田町国民健康保険税条例の一部を改正するということですが、ちょっと条例が多すぎて中身がよく理解できないままの質問で大変申し訳ないんでありますけれども、この条例を基に平成30年度の国民健康保険税額が決められることに深く関わる条例なのかという思いの中で、ちょっと2、3お尋ねいたします。

次の次の議案第28号ではあの、介護保険税についてはあの1人当たりの税額も事前の説明ありましたから非常にわかりやすかったんでありますけれども、この26号どの関わりの中でですにやっす、平成30年の国民健康保険税の1人当たりの税額、平均税額がどうなるかということは、町長は知っておられるのかどうか。1人当たりの。もしわがれば答弁お願いいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

ちょっと平均の額はわかりませんので、福祉課長のほうから答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

保健福祉課長 高橋慎一君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

すみません。ちょっとあの国保税の30年度についてはデータちょっと私持ち得ていないので、平成28年の決算で申し上げると、1人当たり確か23万4,000円でしたか、一世帯と言ったほうがいいのか、そのような金額だったというふうに記憶してます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

これあの昨年の12月にすでにあの12月の定例会で資料いただいておりますけど、これもあの先ほど補正予算の国保税のときでもちょっと述べさせていただいたんですけども。平成30年度の特別会計、国民健康保険税特別会計の段階で具体的に数字出でくる中で議論すればいいのかもしれませんが、もしこの議第26号が即国保税の金額に関わる条例であるとする、これに賛成してしまうと私なりの考えですけども、平成30年度の予算がこっから当然導き出されるという関係で、条例に賛成したのに予算に反対になるみだいごどなったらつじつまが合わなくなるので、これまだあえてでありますけれども、ちょっとここの26号の条例が理解不足のため、まるまる反対ではないんですけども、一応保留させていただきたいなと思います。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。3番 小玉勇君。

1. 3番(小玉勇君)



この26号、あの町長にお伺いします。今回あのたとえば山形市なんかでは資産割という前は前からやってなかったと思うんだけど、今回町でこういうふうにして決定、これは上位法からの要請もあったんでしょうけども、これによってどのようにこのなんていうのかな、住民生活に影響があるというふうに町長は考えておりますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

先ほども遠藤議員の質問にお答えしたんですけども、資産割の税収が約1,000万ぐらい町には入ってなくなりますので、約1,000万程度の減収というようなこととなります。特に、大石田町の場合ですと、農家、田んぼとか山、そしてまた商店の土地、家屋いろんな形の中での資産という形で評価されますので、1,000万の減収というのは大きいんじゃないのかなと思っております。

減収っていうのは、結局保険税が下がるっていうことになる予定になっております。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 3番(小玉勇君)

だからそれはあの町側から見た場合にね、下がるわけだろうけども、住民にとってはもしかするといいことかもしれないし、誰かが得して誰かが損すんのかかもしれないけども、そのへんのところどう考えているかっていうこと聞いたかったわけです。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

住民にとっては値下げになるというような形になるんで、いいことではないのかなと思っております。(小玉議員:「いいです。わかりました。」)

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

資産割がなくなることによって、大体割合でして25%減ると。その総じたものが大体約1,000万ぐらい下がるというふうに言われるんですけども、実際んじゃ、今までその1,000万がなくなってしまう、いわゆる原資がなくなる。んでも医療費っていうのは今までもこうかかってきてるわけですよ。一つになったから医療費自体が減るわけではない。同じ医療費だとすれば、県のほうからたとえば同じ、去年と今年と同じだったとすれば同じものが請求来るんじゃないでしょうか。そこで1,000万町で収入が減ったとなれば、当然基金取り崩し云々となってきて間に合わなくなってくる可能性が出てくんのかなと。保険料自体が下がることは我々払うことがないので喜ばしいことだけど、結局医療費の支払い分が向こうから来たときに、払えるだけのものが果たして用意できるのか。結局できないっていう状況になれば、んじゃ、資産割の関係なしに税率をまた上げていくのか。その1,000万を補うためにですね。そういう考えになってござるを得ないのかなっていうふうになんか考えちゃうんだけど。そのへんはどうなんですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

今年度はそういうことはない聞いております。(大山議員:「いやいや、今年度じゃなくて今後で

すよ。】来年度はそういうことはないということです。その単年度、単年度あれですけど、来年度はそういうことはないってということで、値下げと同じような形になるのではないのかなと。(大山議員:「1年、2年の話じゃなくて長いスパンでいった場合に、かかる医療費は同じだと。3年も4年も5年も一緒ですよ。だからそうやってかかる医療費が一緒だったら請求くるものも一緒なわけ。で、税収が減って1,000万減ってくる。毎年減ってくんだってたとえばなったら、基金取り崩して払うもの払って基金もなくなっちゃった。そのあとんじゃ、どうすんの。やっぱり基金も必要だから税率をまた上げて、そのお金を集めなきゃいけないんじゃないかっていうことですよ。】)

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

今、大山議員の言うとおりで、(大山議員:「言うとおりの?」)そうです。認識しております。だから今回は大丈夫、県の単位になりますんで、県のほうからそういう指示の中でこれぐらい大石田町は集めて下さいという形になるような形に。んじゃ、課長のほうに答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

保健福祉課長 高 橋 慎 一 君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

大変申し訳ありません。税率上げる、下げるっていう答えは私の立場からできませんので、事情だけ説明させていただきます。

28年度に一旦税率を上げました。上げたということは、平成30年度からの資産割を県に合わせてなくしますよという目的を持って、ほかの分を上げて資産割分もほかの税率上げることによってカバーできるであろうという見込みを組んで、税率を改正したところです。実績、28年分、29年度なんですけど、それ見る限りではほかの税率上げたことによって資産割1,000万、総たる金額ですけれども、その1,000万の税収が落ちたとしても、十分ほかの分の税率でカバーできるというふうな判断で、平成30年はそういった措置を取らせていただいたところでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

6 番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

今回のやつを見越して国民健康保険をぐっと上げた。だとこれは大体30年から32年までの間隔でしょうから、そこまでは大丈夫だと。33年度以降はまだわからないよというのが結局は担当も町も一緒。あとは医療費どれぐらいかかるかによって、やっぱりもうちょっと上げなきゃいけないのかというふうになるのか。ということですよね。ただ、資産割がなくなることによって30年度から実質1,000万ずつ減りますよね。だから30、31、32か。この3年間は町民にとっては大体固定資産税も払って、保険料払ってる方にとっては25%ぐらい下がりますよという説明でいいわけですね。ただし、33年からはその動向を見てまた資産割分ぐらいは保険料上げなきゃいけないかもしれないし、そのまんまでなんとか推移していけるかもしれないしというふうに理解していい。そのために、町としてはできればみんな健康でいてほしいということが第一で、そのための方策をこれから一生懸命取っていただきたいというだけの話ですね。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。

よって、議案第26号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18. 議案第27号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第27号「大石田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19. 日程第28号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。6番  
大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

全協(全員協議会)中でも大分聞いたんですけど、今一つだけちょっとわからない点、確認させて下さい。

全協(全員協議会)の中で示された資料、保険料第3章のところには1から9までの区分けがございます。そうすると、1から大体60円、96円、96円、98円に120円、156円とこう上がっていくんですが、基本的なところは第5号、真ん中で120円上がる、月10円上げて75, 600円に合わせたい、いわゆる6, 300円、月の徴収にしたい。この微増っていうのはなんか説明だと上位法といふのかな、法律改正っていうか、その率によってこういうふうになら若干上がったんですけどっていう説明があったように思うんです。それちょっと確認させていただいて、このまま32年度までは、あとは上げないで、サービスも変わらずこの額でいきたいということによろしいのかどうか。上げたきっかけ、きっかけっていうか、その法律によってのこの微増だという確認をさせていただきたい。それでよければそれで結構です。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

福祉課長のほうに答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

保健福祉課長 高 橋 慎 一 君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

ただ今のご質問にお答えしたいと思います。単純に言うと3年間の総サービス料を計算いたします。いろんな要素があるんで一概に言えないんですけども、それを計算式で人数で割って、12か月で割って、3年で割って、すると6, 300円という数字が出てきました。ただ正確には6, 300円ではございませんで、6, 471円分でしたかね。ただその6, 471円だと思いました。その分は、その分の料については基金を充当するので、それは個人の負担から省きましょうというふうなことで、6, 300円という数字を設定したところなんです。設定するにあたって高くなる要因しかないんですけども、一つは介護報酬の値上げ、もう一つは利用できる施設の拡大、あとは利用者、お年寄りの方が増えてくるといったところで、全体のサービス料が低くなるということはないので、上がる要素しかない

ところを基金を投入させていただいて6,300円に抑えたというのが6,300円でございます。ここで記載されている(1)から(9)までの数字なんですけれども、6,300円は(5)のところに該当いたします。ですので、75,600円を12で割ると6,300円になるのがなっす。のはずです。ただあと(1)から(9)それぞれ所得によって国で9段階に分けなさいと、9段階に分類して所得に応じて月額を設定しなさいというルールがありますので、そのルールを適用して(1)から(9)までの金額になったところでございます。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

この介護保険については議会始まる事前の資料において、今大山議員が言われたように月額で10円のアップという金額になっております。それでですねっす、これもあの補正予算でもちよつと質疑させてもらったんですけども、結局この3月定例会の補正は年度末でございますので、介護保険料の最後のページ、2,999万9,000円だかの基金に積み立てる金があると、残っていると。これあのいろいろな、元々のその事業の計画からすれば今課長が言われるように、月額で言えば6,471円かかるやつが実際は6,300円という額を平成30年度から3年間議会に提起されるんだと思うんですけども。この町長、この金額ですと月額で第6期の、今度7期になるわけですけれども、6期の6,290円から7期の額が月額で10円アップ。これ町長としてこの金額で了承したがゆえにこういう金額提示されてるとは思うんですけども、6,290円、いわゆる全員同額と、引き上げしないという手もあったと思うんですけども、そのへんは町長自身、10円アップするのはしょうがないということなのか。私は引き上げなしの同額ということにすれば、事は適切かどうかわかりませんが、非常に町長のメンツが立ったんじゃないかと思うんですけどいかがですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

基金ということも考えながら10円アップ、それからわかりやすく、そしてまた集めやすいというような金額の中で6,300円というような形の中で設定させていただきました。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

今の世の中いろいろな税金類、あるいは税外負担、教育の現場でもそうですけれども、こういう介護福祉の現場でも何から何まで非常にこう値上げせざるを得ない状況がずっとあるわけですけども、この先ほど言いましたように、今年度最後の補正予算、介護保険の補正予算を見る、さらには再度申し上げますけれども、2,999万9,000円もの基金に回せる金があると。であるならばこれは据え置きということが私は望ましかったんでないかなと思うんです。いわゆる上げるやり方というのは、上げでしまうということはもう課長の事務方の説明で言えば、それはその数字ですよということで数字でいわゆる介護保険加入者にポンと上乘せすれば予算組めるわけですけども、これまた前の話になりますけども、町民とこころ通うとそういう形の町政を進めるとするのであれば据え置きと、これが望ましかったんでないかと。事務方は計算上これだけ増える、それを受益者の負担にすると、これは介護保険、国民健康保険あるいは学校給食においても極めてないというがな、やりやすいというか、あなた方が利益を受けでいるんだがあなたが出すのがいいですよというのは、理屈としては通りますけども、そうした人たちに対して、いや実は会計上、基金が残ってる。あるい

は別の基金からの繰入すると。そういうごどで値上げしませんというやり方、これは町民にとって本当にやさしいと思うんです。ていうのは、基金類というのはたとえば財政調整基金なんかも町にありますと、国のほうはあなた方は裕福なんですって見る。地方交付税を減らす口実に使われるんですねっす。基金は活用してごそ基金ではないかなと。あらゆる基金は活用してごそ基金。活用するごどによって住民、国民の生活がある意味守られるというふうには私は思うんです。本当はやっぱり据え置きをしてほしかったんですけど、最後の答弁をお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

基金が他のものに使われる云々ということではなく、この介護保険というものに関して基金が使われる。もし基金がなければ値上げしなければならぬなんていう事態も生じるかもしれないので、基金はある程度の基金は私自身は必要なんではなからうかなと思ひ、もしこれが10円云々ということにはなるんですけども、基金ということの大事さを私自身は考え値上げに踏み切りました。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にございませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。

よって、議案第28号「大石田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20. 議案第29号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第29号「大石田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21. 議案第30号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第30号「大石田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22. 議案第31号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第31号「大石田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23. 議案第32号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第32号「白鷺辺地に係る総合整備計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24. 議案第33号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第33号「過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25. 議案第34号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第34号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第34号「町道路線の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26. 議案第35号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第35号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第35号「町道路線の認定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27. 議案第36号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案

第36号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第36号「大石田駅都市施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28. 議案第37号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第37号「大石田町クロスカルチャープラザ「桂桜会館」の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29. 議案第38号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

従来はこういった方の略歴等を配布しておったような気がしますけども、今回はなしでしょうか。もらた?失礼しました。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論であります。人事に関する案件でありますので、これを省略いたします。

ただちに採決に入ります。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第38号「人権擁護委員の推薦について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第30. 同意第1号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論であります。人事に関する案件でありますので、これを省略いたします。

ただちに採決に入ります。採決は起立により行います。お諮りいたします。同意第1号は原案のとおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、同意第1号「大石田町監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第31. 予算特別委員会の設置を議題といたします。お諮りいたします。議案第10号より議案第16号までの7議案については、議長を除く9人で構成する予算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、関係議案の審査することに決定しました。

日程第32. 議案の解く米委員会付託であります。ただ今設置されました予算特別委員会に、議案第10号から議案第16号まで、以上7件を一括して付託の上、審査していただくことにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号より議案第16号まで以上7件は、予算特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ご苦勞様でした。

散 会 午 後 2 時 54 分



## 第6日目 平成30年3月7日(水) 本会議 午前10時 開議

### 1. 議長(村岡藤弥君)

おはようございます。

本日の会議に欠席の届出がありました議員は、10番 星川 久 君であります。

なお、総務課 二藤 部 課長が都合により欠席となりますので、八 鍬 主幹が出席いたしますので、ご了承を願います。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日、町広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

日程第1. 町政一般に関する質問を行います。先に通告を受けており、発言の順序も決めておりますので、その順序により発言を許します。2番 村形 昌一 君。

### 1. 質問者(村形昌一君)

おはようございます。

今年の冬はかなり雪が多かったと思っております。ここ数年来の豪雪でありましたので、忘れると雪がなくなると忘れちゃうもんなんですけれども、忘れないうちに雪に関連して通告させていただきました。その中で冒頭にはありますけれども、この例年より多い豪雪の中、建設課の皆さんをはじめとしてですね、ご尽力いただいてがんばっていただいた姿も多々見受けられたところあります。心から敬意を表しまして感謝の言葉を申し添えたいと思います。それでは、通告により質問させていただきます。

豪雪に強いまちづくりをということであります。県では、消雪道路の考え方をあきらめたというようなことでお伺いしました。併せて、じゃ今度町道の部分はどうするのか考えておいたほうがいいのかというようなことを県会議員のほうから言われましたので、通告させていただいて、町道の消雪道路はどのようにしていく考えか、お伺いさせていただきます。

また、この豪雪の中で問題となったことはいろいろあったと思いますが、今のうちに一応出させていただいてこれから対応できるような体制というのが必要だと思いますので、その問題部分答弁いただきたいというふうに思います。

排雪場の拡充が必要ではないかということでもあります。この冬は各箇所の排雪場が閉鎖となりました。丹生川の排雪場なんかはあつという間に埋まったというようなイメージでありました。最近では、自分でタイヤショベルだとか、ダンプだとかお持ちになる家庭も非常に増えてきているのかなというふうに思います。そういった中で、今後、排雪場所を拡充する必要があるのではないかと感じております。また、最上川への排雪場の設置、これは大石田町内から下河原に行かないで最上川に排雪できるような場所があったらなというようなところで質問させていただきましたが、そういった対応、どのような状況なのかお伺いさせていただきます。

流雪溝新設の課題はということでもあります。毎年、重要事業とか要望活動などで全町すべてに流雪溝の設置というのは、この町の当町の課題として毎年上がってはくるんですが、遅々としてなかなか進みません。新町・今宿・小菅・駒籠の流雪溝計画、これはなぜ進まないのか、こういった課題があるのか質問させていただきます。

なお、答弁をいただいたのちに、再質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

### 1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司 喜與太 君。

### 1. 町長(庄司喜與太君)

おはようございます。

村形議員の質問にお答えしたいと思います。まず、消雪施設に関する質問であります。現在、町に整備されている消雪施設は、整備されてから相当な年数が経過しており、年数の経過とともにかなり老朽化してきております。

しかし、消雪施設で直接雪を溶かすということは、除雪をした雪を流雪溝に捨てるよりも労力がいらぬということから、力のない高齢者の方々や女性の方々にとっては、大変力強く有効的な施設だと考えております。

このようなことから、消雪施設については井戸が枯れたとか、井戸そのものに問題が起きた場合は別として、修繕をしながらできるだけ長く使用していきたいと考えているところであります。

また、この冬、問題となったことはあったのかというご質問ですが、この冬の雪の特徴としては、降雪が早く、そして連続して降り続き、また、近年にない低温になったということではないかと考えております。

このような気象状況から道路は狭くなり、また、圧雪により路面は固くでこぼこになり、車の通行にも大きな支障が出たものと思っております。

また、隴気川、丹生川、筋川などの中小河川においては、いわゆるザイが発生したことから取水口をふさぎ、流雪溝に水が流れないこともあり、また、雪つまりも発生いたしました。このため、町民の方々は大変な思いをしたものと認識しております。

改めて自然の力を見せつけられた思いをしているところでありますが、ザイに対応するための改善策はないものか、いろんな方々と話し合いながら対策を検討してまいります。

次に、排雪場の拡充が必要ではないかのご質問にお答えします。

今年の冬は降雪量が多く、昨年の約1.5倍にもなっております。このように大量の雪が連続して降り続いたため、準備した排雪場所があつという間にいっぱいとなり、次々に閉鎖しなければならない状況になったところです。

排雪場所がないと不便をおかけすることになりますし、降雪が落ち着いた後も、なお排雪作業は続きますので、いろいろな場所を検討し、新庄河川事務所と協議してまいりました。その結果、花火大会の敷席を設置する場所一帯を借りることができ、新たな雪捨て場として開設したところでございます。

ただ、県道からの入り口が狭いため10トンダンプがすれ違いできず、県道にダンプが並んで待機する状況が出てくるのではないかと心配しております。

そのため、一般車両の通行に支障をきたすのではないかと考えており、この場所を今後も雪捨て場として指定するかどうかは、今年度の状況を見て考えていきたいと思っております。また、新しい雪捨て場はないものか現在も探しているところでございます。

次に、流雪溝新設の課題はについてお答えいたします。

これまで準備を進めてきました大石田地区、横山地区、岩ヶ袋・海谷地区、鷹巣地区、この4つの地区につきましては、いずれも取水口の整備を国土交通省の直轄事業として整備していただいたものであります。このため、町では水利権の取得をすることなく、側溝等に面的整備をすればよかったということで大変大きなメリットがあり、スムーズに整備を進められてきたものと思っております。

しかし、国は今後、直轄での整備を行わないこととしているため、町が直接水利権の取得をしなければなりません。水利権の取得には多大な労力と時間を必要とし、思うように進まない現状にあります。また、県道と町道の流雪溝整備を一緒に進めなければなりませんので、山形県との協議

にも時間を要しております。

現在は、新庄河川事務所に水利権取得に関する技術的な指導をお願いしている状況にありますので、この結果を受けて今後、準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

それでは、再質問させていただきます。

今朝の山形新聞にもですね、村山市の一般質問の記事が載っております、その中で井戸水での消雪道路というような項目で、答弁は使えるだけ使っていく。壊れた場合は、様々な直すかどうかはそのときになっていろいろ検討しながらやっていきたいというような旨の答弁を見ました。

当町はどうかというようなことでの答弁をいただきましたが、やはりあの修繕をしながら長く使っていきたいということでもあります。もちろんそのとおりなんです、私もおそらく6年ぐらい前にですね、散水型消雪道路についてこれからどうしていくのかというような質問をさせていただいたときに、井戸が枯れたらもう終わり、ポンプが壊れたらもう終わり。あとは機械除雪にしていこうというような答弁があったと思います。それからいろいろ状況変わって、八幡町の消雪道路が壊れたときに直しましたし、来迎寺の消雪道路も壊れたときに県道部分、県の協力を得ながら消雪道路として維持していくというような形になっていたのかなというような見方をしております。

そうしますと、6年前の答弁とはまた違った形になってきたのかな。なるべく延命化していくというような考えになったのかなとも思いますが、そのへんの考え方、まずお聞かせいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

先ほども答弁しましたけども、町の考え方としては延命するような方向の中でやっていきたいと思っておりますし、また詳細はわかりませんが、各町内によっては、もし壊れた場合の対応云々で積立なんかもやってるような話も聞いておりますので、そういう話を聞きながら延命という形の中でやっていかなければならないと思っておりますし、やるつもりでおります。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

おっしゃるとおりかなあというふうには思います。やはりあの答弁にもありましたようにですね、お年寄りの方なんかは、たとえばスノーダンプに雪を入れて流雪溝に入れるのが大変な時代にもこれからなってくる中で、この散水型消雪道路の維持というのは、これはやっぱり町を上げてしっかりと考えていかなきゃなんないことかなとも思います。

そうした中で今回質問したのは、県道もかなり老朽化してきている中で維持していきたい。ただその中で道路もずーっと何十年も水を出していると、水の流れるところがもう決まって道がついて、そこしか水が流れない状況が多く発生している。それを解消してなるべく多く雪が融けるようにしていきたいというような、県側の考え方を聞いたわけですけども、町としてもそういった部分で、経年劣化によるそのいろんな不具合というのがあるのかなとも思います。そのへん情報集約してですね、たとえば道路工事、町道部分なんかする場合に消雪道路なんかと合わせて、見据えて工事

なんかもしていかなきゃなんないのかなというふうな思いもするんですが、そういった消雪道路と町道に関しての考え方、どのようにお考えになれるかお聞かせいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

町道の部分に関しても修理っていうか、直して補修している部分がかなりやっってるつもりでおります。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

しっかりとお願いしたいというふうに思います。今年はですね、やっぱりかなり多くてですね、雪が多い中でいろいろ不具合も出てきたのかなというふうに思います。流雪溝だよりなんか見ますと、土曜、日曜の流雪溝の時間延長するっていうようなことで出てますけど、この中に16時から18時まで、電力休止に伴う投雪禁止というように載っております。これ消雪道路も同じように、私の佐田町のところは止まるんですね。朝までずーっと雪降るときなんかこの2時間止まると、町長ご存知かどうか知りませんが、朝の6時ぐらいになるとかなり雪もボゴボゴなって、除雪しないときれいな道にならないというような状態なるわけです。

そこで思うのはですね、あの東北電力との絡みもあるんでしょうけれども、たとえば雪降るときは手動、自動で消雪道路を動かしてる中で、この時間停止できないように、ずーっと動きっぱなしに出しっぱなしにできないのがなという素朴な疑問があるわけです。出せば雪も積もなくなるっていうのが見受けられますが、そのへん時間は変えられないのか、お伺いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課長のほうに答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間 宮 実 君。

1. 建設課長(間宮実君)

止めることなく出せないかということですが、できます。できますけれども、東北電力との契約を変更しなければなりません。今、契約しているのは融雪用の電気の契約でありまして、非常に安い契約になります。通常の出しっぱなしにするような契約になりますと、数倍におそらく跳ね上がるだろうと思います。基本料金そのものですね、たぶん跳ね上がるだろうというふうに思いますけれども、お金があればそういうこともできるのかなというふうに思います。そういう契約の仕方はあるかと思えます。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

契約も細部にわたるオプションなんかつくのかどうかわかりませんが、やはりあの雪が降るときは止めないで使えるほうがいいのかというふうに思いますので、ぜひ検討していただければというふうに思います。

あと併せてですね、これを見ますと、土日の流雪溝利用時間を延長するというようなことでありま

す。これは、働きいって、になる方が休みのときに除排雪できるような配慮でのことだと思いますが、やはりあの除雪というのは雪が降るときにするものでありまして、今年なんかですと60cm、60cmというふうな、2日続けて降ったときなんかはいくらやっても追いつかないくらい降ってくる状態でありました。そこであの各区長さんなどからも、土日するんじゃなく平日でも雪が降るときに通水したらいいんじゃないかというような声があったと思いますが、そういった部分、どのように考えてらっしゃるのかお伺いさせていただきます。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

その件に関しては、国交省から多大なる援助もいただいておりますので、国交省との話し合いをしなければならぬ問題がありますので、こうする云々ということははっきり言えません。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

高桑川水系などでずっと流れているわけですがけれども、やはり町民として一番必要なのは雪が降ってるときに、その邪魔になった雪を片づけたいという思いなのかなというふうに思います。**土日に仕事が休みだから、今日一生懸命除雪しようっていう町民よりは、家にいる人が降った雪を片づける需要のほうが多いのかなと私は思います。**そのへん情報を集約してより良い形にしていいただければなというふうに思いますので、ご検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

その豪雪の中ですと、ちょっと良くない話を聞きまして、県道、町道など除雪機、公的な除雪機あるわけですが、これを使って自分家の軒下の除雪してるなんていう話も聞きました。そういったごころの対応、町、把握してらっしゃるのかちょっとお伺ひします。もちろんダメなごどだど思いますけど、そのへんどう考えてらっしゃるか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間 宮 実 君。

1. 建設課長(間宮実君)

私は聞いておりません。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

亀井田地区のほうでそういう話があったというようなこと聞いておりますので、ないように指導していただければなというふうに思います。これやっばり町民見ると、おもしろくないと思いますので、もしそういただければなと思います。

この雪の中ですと、いろいろこの新聞なんかでも大分ありまして、福井だとか東京だとか降ったという中で一番降ってるのが肘折っていう話もよく出ました。その肘折が注目を浴びたのが、4m超の積雪深の中でどかゆき、大雪割キャンペーンとかとあって、過去最高の積雪量を超えたら温

泉1泊無料だとかといって、またこの観光課にですね、電話が殺到するようなんまいような考えしたなというふうに思います。そのあともですね、あの4mの雪下ろしを、雪を掘って土を出して春を早く出すみだいなワールドカップなんていうのをやって、うまくこの雪と付き合っているのかなというふうに思います。肘折は山地での積雪量が一番多いということですけど、大石田・尾花沢は平地部分で一番多いそうです。豪雪を利雪に変えるような手立て、ほかこの肘折ではこういうごどやっています。そういったもの何がかにかが頭を絞って考えてみる必要もあっていいのかなと思いますが、町長いかがお考えですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

温泉のキャンペーンに関しては、温泉組合自体の入湯税なんかの使用によってたぶんできるんではなからうかなと思ってます。

それから、大石田でも尾花沢でも利雪っていうものに関して、大石田で言えば雪灯ろうまつりとか、みんなからの業者さん、そしてまたライオンズの皆さんからも協力を得ながら雪まつりをやる、これが利雪ではないのかな。たまたま今回はタイヤですべり台でやるような形での、新聞には取り上げられなかったんですけども、そういうことをやってるということが利雪だと私自身は思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

この雪との付き合い方も長年の課題なのかなというふうに思います。この雪をうまい具合に使えるような手立て、今後もしろいろ検討していただければなというふうに思います。私も勉強していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

答弁の中では、道路が狭くなって、路面は固くデコボコになって車の運行にも大きな支障が出たというようなことでありました。今年、マイナス15℃なんかなりまして、大分被害もあったのかなと思いますけど、その水道管なんかの被害状況なんかも含めて凍上債、なぜ適用ならない方向なのか、そのへん状況ちょっとお知らせいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

先月の町村会でも問題になりました。凍上債の問題なんですけども。県としては、豪雪対策云々という形は雪に対してはなんですけども、まだ豪雪、凍上債に関しての要望云々というなまだやってない状態で、なんとか私自身もやってくれというような方向の中で凍上債を下さいというような方向の中で、県そして町挙げてやっぱり国のほうにしなければならぬのではないのかなあと思っております。そういうことです。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

路面がボコボコになったのも見てる中で、その対応もまたすばらしかったなあと私も思いますので、そのマイナス何度っていうデータもあるんでしょうからうまく使ってですね、あのいっていただければなというふうに思います。

この雪の件なんですけど、よく見えたのが空き家の前の排雪がならなくて車道が確保難しくなっているような状況とか、あと空き家の屋根の雪下ろしがならないままずっと積もって誰も雪下ろししないで、隣り近所の人心配になるようになっていたのがあったのかなあというふうに思います。そのへんの対応は今年はどのようにしていただいたのか、お聞かせいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 吉田茂君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

今般の豪雪によりまして、空き家の雪下ろし等の注意喚起の件でなことかと思えます。豪雪対策本部が出来上がりましてから、私のほうでは町内のほうを2回から3回巡回しまして、例年の方もおりますし新たな方もおります。極力電話、文書で雪下ろしの催告をしますし、極力電話で直接本人のほうにということで、した事例もあります。また、あるところでは雪の雪塊が落ちてきて隣の家に悪さをしたという事例もありましたので、そのへんについてはきちんと本人にその旨を伝えるような形で注意の喚起を図ってきたところがございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

ちょっと考え方、じゃ、お聞かせいただきたいんですけど、空き家バンクなんかにあの積もった雪なんかは、これ町対応になるのか。あと所有者がいる屋根に雪が、行って管理する人が誰も見てない状態の屋根は、誰が雪下ろししなきゃなんなくなるのか、そのへんの考え方ちょっとお聞かせいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 吉田茂君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

空き家の管理といいますのは、基本的には所有者の私権に関わるものでございますので、管理はきちんと所有者が行うというのが大原則かと思えます。

空き家バンクに登録しているというのも、基本的には所有者が管理を行うという形になっております。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

名前を言うのはちょっとあれなんですけど、今年もあの本町あたりで心配なされる声がありまして、以前ですね、あの山崎肉屋さんの屋根の雪下ろし、消防団がした経緯があります。基本的に消防団はそういったことはしなくていいのか。そのへん、私はあのたとえば本町だったら消防団が

出るのかなあというような思いでいたんですけど、そのへんはどのような解釈なんですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

そのような事例もあったかというふうに記憶しております。ただその事例の際には、地域の中で、支援団体という地域の中で放置できないというな景観の中で執り行ったというにして記憶しております。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

空き家の雪下ろしなども、やはり今後しっかりとした対応策を講じておかなければならないのかなというふうに思いますので、そのへんのことをよろしくお願ひしたいと思います。

あと、ちょっとまた悪い話のほうでちょっと聞いたのが、道路除雪をする上でクレームをする町民のリストがあるというふうに聞いたんですけど、あるんでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間 宮 実 君。

1. 建設課長(間宮実君)

そういうものはございません。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

こういう公の場での答弁ですから。ただあるというようなことで、「それさ俺の名前載ってんのよ」どがって言う人もいて、あの非常にですね、そんなことないんじゃないかなと私も言ったんですけど、そういうクレマーになってる自覚をする町民の方もたぶんいらっしゃるでしょうから、失礼のないように対応していただければなというふうに思います。

次の質問に行きます。排雪場の拡充ということで通告いたしましたら、あっという間にできまして、すごいなあ、ゆったかいあるなという質問になりました。この答弁ですと、10トンのダンプがすれ違いできないというようなことでありまして、私がこの通告したのは、町民の方に雪捨て場を提供したい、できないかというようなつもりでのことでありまして、現在、建設業者だけなのかなとも思いますが、町民は捨てられないものなのか、そのへんの対応どうなってるのかお聞かせいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。



1. 町長(庄司喜與太君)

私も昨日、現場を見てまいりました。今のところ3カ所です。丹生川に関してはどこでも捨ててもいいですよというような県のほうからは来てますけども、場所がやっぱり自分で町民がたとえば行く場合に、捨てる場所はどこでもいいといっても、今もう満タンになって捨てられるような場所はもう満タンというか、そういうふうになってまして、今の状態では丹生川はほとんど使えないような状況でした。また、今言った栈敷席の件に関しての場所のあれは、昨日から県の排雪が入ってるものですから、ダンプが多く行き交えるものですから、2人の監視員というか交通整理をしている人が2人がいて、ものすごくスムーズなことでした。また今まで投げている黒滝のほうに関しては、交通整理をしている人がいてスムーズな中でのですけども、建設省では対岸が見えるような状態にして下さいっていうようなことなものですから、やっぱりそのへん、やっぱり除雪機を押し出した形の中で高く積み上げられないというようなネックになっているようですけども。昨日なんかはそういう県のほうの対応がうまくいったものですから、かなりスムーズな排雪、捨て場所になりました。

今後、町民が利用する場合もたぶんその2カ所が中心になると思いますので、注意をしていきたいと思います。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

対岸が見えるまで雪積んじゃダメだっていう基準を聞いたんですけど、これ去年までより厳しくなったんですか。そこだけちょっと教えて下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課長のほうに答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間 宮 実 君。

1. 建設課長(間宮実君)

えーっとですね、基準そのものは変わらないというふうに思います。ただ、そこに来る担当者の方によってやはり指導が厳しかったりする場合はあります。今年は特に厳しい方が来ておられるようなんですが、時々見られましてですね、少し高くなってるという注意を受けるものですから、ドーザでまた均しながら使ってきたという経過がございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

今年は本当に丹生川なんかあつという間にダメになったというようなイメージでありましたので、ちょっとお伺いさせていただきました。

担当者によってその、言えばその雪捨て場を使える、使いこなすそのキャパが全然違ってくるのかなとも思いますけれども、そのへんも頭を絞ってですね、なるべく多くの人が見えるように、長く使えるようにしていただければなというふうにお願いをしたいと思います。

今年はですね、その豪雪なんかもありまして、ダンプが足りないという話もよく聞きました。人もいない。単価も高い。そのへんの状況と、併せて今まで除雪をやってきてこれから排雪なんかも

やっていくんですけれども、例年排雪のほうがやはり高くなってる中で、今年の、今年のっていうか、来年度予算なんかも含めましたこの今シーズンの除雪費と排雪費の多寡、多い、少ないそのへんちょっと見込みをお聞かせいただければと思います。2点。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課長のほうに答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間 宮 実 君。

1. 建設課長(間宮実君)

除雪と排雪の割合っていうことですかねっす。月によってやはり除雪のほうが多かったり、あるいは排雪のほうが多かったりするわけですけども、12月、1月なんかについては除雪のほうはかなり多かったということです。多いときには1ヵ月5,000万以上、ひと月ですね、支出する場合もございました。今回の請求はですね、2月分、2月分の請求を見てみますと、逆に排雪のほうが多かったというようなことにもなっております。排雪といいますとちょっとイメージあれなんですけど、その除雪をして雪押し場のほうに雪をどんどん溜めますよね。そうすると押す場所がなくなってしまうので、まず除雪ができなくなってしまうので、その雪山を排雪すると。その排雪がある程度終わればまた除雪で押しやれるようにできるというようなことでの排雪でありますので、かなり連続して降雪があった場合については、排雪のほうもかなりの回数で行うというようなことです。春先に行うあの排雪業務とはまた別の意味でのその排雪を行って、除雪のために準備をするというようなことで排雪を行うわけですので、そういった割合で除雪と排雪が出てくるということです。

割合といいますかですね、例年のちょっと状況の資料が確かあったと思いますので、ちょっとお待ちいただきたいと思いますが、28年度の決算でちょっと申し上げさせていただきますと、除雪の業務で支払ったのが約8,800万です。排雪業務が約5,300万ですね。そんなふうなことです。ちなみに、27年度についてもちょっと申し上げますと、除雪のほう約7,000万、排雪のほう約4,000万と、こんなふうな割合で大体推移していくのかなと思っております。30年度の予算につきましては例年ですね、この実績に基づいて本当は置かせていただければ大変ありがたいんですが、町全体の予算の組み方もございまして、毎年同じ額を当初は置かせていただいていると。気象状況なものですから、どのように降雪があるかわからないという意味から、割りとなめに置いているような現状にあります。例年同様、来年度についても同じように置かせていただいているというようなことでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

排雪の要望もいろいろ出てくると思いますし、今後、排雪作業さまざま出てくると思います。しっかり対応をお願いをお願いしたいというふうに思います。

流雪溝にいきます。水利権の取得がやはり課題で県との協議、国との協議が課題というようなことでもあります。この町長の施政要旨の中にもですね、「安定した水量の確保に向け、水源と流末の整備など国県及び関係機関との連携をより一層強化してまいります。」というようなことで載っているわけですけども、逆な見方をしていきますと、国や県と一緒に進めようとするれば、いつになっても進まないんじゃないのかなあというような気がいたします。たとえば、富並川伊蔵堰から水を

引いて、新山寺地区なんかは水を流してるわけですけども、最上川とか隴気川とかの水利を考えるよりは、そうした土地改良区なんかは田んぼに農作業するときに水流せるわけですから、そういった部分、冬期間流雪溝としてというような、素人考えになっちゃうんですけど、できないものかなあとも思うんですけど、考え方とすればやっぱり国・県にお願いしてからしかできないものなのか、そのへんどのような考えなのか、お聞かせいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

ひとつあの、隴気川、今宿地区の流雪溝のときにも、県のほうで町もそうなんですけれども、隴気川から取れば簡単じゃないのっていうような声もありました。3年水の状態を県と町とで、冬の水の状態とかいろんなことを考えながら3年間やってきたんですけども、やっぱりどうしても隴気川から取り入れる、取水する水でも足りないというのが結論です。たとえば今回の先ほど答弁しましたけども、隴気川から高桑堰云々という形の中で取り入れているのも、結局はザイとかいろんな形の中でそこで詰まってしまう。水量が足りないかどうかはザイの場合だと違うんですけども。やっぱりたとえば伊蔵堰あるんじゃないか、今流れてるんじゃないかといっても、やっぱりいろんな水量、冬の場合だと水量が足りない。特に伊蔵堰の場合は村山市も考えてる云々ということもありますんで、その下降にある大石田でそれを使えるか、水量が十分であるかというような問題が、やっぱりある程度その問題があるものですから、どうしても最上川を中心とした形の中で取水しなければならないのが現状ではないのかなあと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

やはり、町の単独事業よりは国や県がいてくれたほうがそれはありがたいのはわかりますけれども、現状のその中で今、新山寺に流れてる水は富並川伊蔵堰の水でありまして、その流末やザイを取りに行くのは地区民が毎日交代で取りに行ってるというような状態で流雪溝の水を確保しているという状態です。で、その水を見ていきますと、結構な水がまず大堤に行きますけど、新山寺に行く水はそこから新堤のほうに持っていく。その中で新山寺に行く水よりも、新堤に落ちる水のほうが圧倒的に多い。新山寺に行く水の一部が今度は来迎寺に行ってるというような水路の関係かなと思いますけど。水が一番多く行くのが大堤で、2番目に行くのが新堤。だったら小菅とかにも流せるんじゃないかな。来迎寺にも流れてるんですから。そういったあの管がですね、形を変えれば水の量なんか調整できるじゃないかなと思うわけです。今、町長の答弁で隴気川の水では足りないということでありましたけど、高桑川の水よりは隴気川の水のほうが多いような気がしますし、なんとかできないのがなとも思うわけですけど、もう一回そのへん、水の利用でお聞かせ下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

高桑堰は隴気川から取ってます。なもんですから、それまでの3年間のいろんなデータが、水が不足っていう形で出てますんで、もう一回建設課長のほうから答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間宮実君。

## 1. 建設課長(間宮実君)

このあとですね、関議員の質問にも大分関連してるかなというふうに思いますけれども。議員さんおっしゃるとおり、小菅とか田沢、里地区ですね、流雪溝整備をするにあたっては、そういったため池などからの取水、これも非常に有効でありますので、もちろんその基本計画の中ではそういった水利も含めて考えております。特に、田沢と里地区においてはですね、最上川というものではなくて、やはり小山ヶ沢のため池とかですね、それから檜ノ沢、これは檜ノ沢はいわゆる小山ヶ沢ですね。あと里の堤ですね、そっちのほうのそういったため池を活用して計画を立てていかなければならないんじゃないかというような計画で、考え方でいるわけです。ただ小菅地区につきましてはですね、今現在その高桑川伊蔵堰のほうから来てはおりますけれども、これがあのかなりの延長距離で来ているわけです。途中、村山の富並地区も通っております。富並ではいろんなところで分水がありまして、田んぼにかけるためにいろんなところで分水するわけですけども、そういったところ全部把握しなければなりません。それをですね、途中それからきているところがほとんど開渠で来てますので、それがその雪庇などで詰まった場合の維持管理をどういうふうにするのかっていうものをきちんと申請書に書かないとですね、まず許可がもらえないというようなことですので、それスノーモービルで行って誰かがこうつついて水が流れるようにできるようにするのかとかですね、そういった案とかいろいろなものを考えなくちゃならないということになります。現在来ているものを、自然流水で来ているものをただ使えば流せるのかということに考えられるわけですけども、事業を行う場合については、やっぱりその流雪溝用に使う水ですので、きちんとした手続きを踏んで水利権というものを確保しなければならないということになりますので、その水利権を取るにあたっては、今言ったような管理をどういうふうにするんですかという部分をきちんと説明する必要があるというようなことで、そこが非常にネックになるということです。高桑川伊蔵堰については確かにかなりの水の量が来てますし、それを使ってそれでまた、それだけではやはり足りませんので、もう一回それを循環させてまた利用するとかですね、そういった方法も加えながらやっぱりしていかないといけないという感じでもありますし、ほかの地区についてもいろんな水利を合わせて、1つの水利だけじゃなくてため池の水利と、それからたとえば下の川に流れている排水路、それからもう一回ポンプアップして補給をしていただくという感じですね。いろんなことを複合的に考え合わせて水利をやっぱり確保しなければならないのかなというふうに思っております。最上川から直接汲み上げられればそれ一番とやっぱり簡単ですし、同じ水利権を取るにしても同じような手続きになりますので、いろんな角度で考えていると。固執しないですね、最上川だけを考えるんじゃないなくて、やっぱり伊蔵堰もため池も考えながらそういったものをトータル的に、どちらの方向性がいいのか今一生懸命考えているところでございます。

## 1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

## 1. 質問者(村形昌一君)

富並川伊蔵堰はですね、私もあの様々な分管というか、その分かれるところを見て覚えておけるというふうに地区の人から言われて見に行った経緯があります。その他も含めてですね、あのいろいろその私でできることがあればあの協力もしたいと思っておりますし、新山寺地区なんかですね、あの伊蔵堰の役員だけはなっておがなきやなんないどがていって、長い時間の中で培ってきた経緯もあります。

次の関議員の質問にもかぶってきますので、私はこのへんで終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

以上で、2番 村 形 昌 一 君の質問を終わります。  
暫時休憩いたします。11時ちょうどに再開いたします。

休 憩 午 前 10 時 50 分

再 開 午 前 11 時 00 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。4番 関  
幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

先に通告しておりますので、それに沿って質問したいと思います。

3点については、前に何回も質問しておりますけれども、前に同じ質問については遠慮してほ  
しいこと、のことが私が言われたことがございます。

私は、本当に町民から付託をされまして議員活動しております。町長は、安全・安心なまちづ  
くりを公約にしています。私も同じ考えです。

この3点、同じ質問ですが、検証する意味で町長に質問したいと思います。

1点目は、流雪溝整備についてであります。先ほど、村形議員の流雪溝の整備については、ほ  
とんど私が質問する隙間がないほど町長と課長のほうから答弁がございました。私なりにあとで、  
最後に質問したいと思います。

2点目に、大石田町鳥獣被害対策実施隊の充実を図れないかという質問でございます。近年、  
隣接する尾花沢市・村山市・東根市で、イノシシ・熊・サルの農作物被害が多発していると聞いてお  
ります。当町ではカラスの被害があります。特に、去年は熊の出没が3件ほど私は耳にしております。  
実施隊の協力団体である猟友会は高齢化傾向にあります。猟友会を育成していく考えはないのか、お尋ねをいたします。

3点目ですが、福祉バスの見直しについてお聞かせ下さい。今年に入って老人クラブの総会が  
ございまして、ぜひ福祉バスについては不便です。見直しを考えてほしいということで私は言われ  
ました。利用者の声をどう受け止めているのか、また、見直しの考えはないのか、誠意ある答弁を  
よろしくお願いします。

答弁によっては再質問させていただきます。よろしくお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

はじめに、流雪溝についてのご質問にお答えいたします。

流雪溝未整備地区の水源につきましては、最上川だけを検討しているものではなく、近くにあ  
る水利を含め幅広く検討しております。

田沢、小菅、里地区の流雪溝の整備にあたりましては、最上川と富並川伊蔵堰のほかに、下ノ川、檜ノ沢、大堤なども水源として検討をしております。最上川以外は、いずれも特に寒さが厳しい時期には、安定した水量が確保できるのかなどの心配があり、また、一つの水利だけでは必要水量を確保することはできないような状況にありますので、不足する水利を補充し合うということも検討の一つとしてしているところであります。

いずれにしても、「水源をどこに求めるか」につきましては、必要な水量を安定して確保することと、雪づまりやなんらかの原因で水が来なくなったときの管理についても、検討課題の一つであると考えております。今後とも、引き続きいろいろな角度から問題点を見つけて、最善の方法を導き出していきたいと検討しているところでありますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、鳥獣被害対策実施隊についてのご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、全国的には近年鳥獣による被害は農作物のみならず、人身事故までも発生している状況にあり、被害は地域を問わず住宅地まで出現しております。しかし、当町では幸いにも農作物の被害は隣接する自治体に比較すればまだ少ない傾向にあるようです。

お尋ねの「鳥獣被害対策実施隊」ですが、当町では、平成26年4月に設置要綱を定め、現在その運用を行っております。状況を申し上げますと、現在19名を任命し、猟友会に所属する隊員が16名、町職員が3名となっております。

また、猟友会に所属している隊員は平成29年4月1日現在、38歳から76歳までで平均年齢が63歳となっております。会員の異動状況については、平成28年に2名の加入があり、その後退会者もなく、現状維持を保っております。

当町では、猟友会の会長をはじめ、農協、農業共済組合、県農業技術普及課の関係者により協議をいただき、「大石田町鳥獣被害防止計画」を定めており、それらを基本にして活動を展開しているところですが、平成28年に7回、平成29年に3回の捕獲許可を出しているところであります。

また、その他の活動として、町民から寄せられる熊・サル等の見かけ情報による状況確認調査は、山形県鳥獣保護管理員と協力して対応しているところであります。

なお、猟友会の育成、いわゆる実施隊の育成については、平成30年度から全隊員の生涯保険に加入を町予算で手立てするなど、足りない部分については逐次、段階的に活動の支援を行っていく考えであります。

続きまして、福祉バスについてご質問にお答えいたします。

福祉バスは、平成24年度から本格的に通行を開始し、町内前医院で診察可能な月曜日と年金の振込日である15日に運行を行っております。近年、空席が目立つというご指摘でございますが、利用者数の推移をみると、毎年1,100人から1,300人とほぼ横ばいの状態であります。

停留所の場所については、毎年、各区長さんからの要望を聞きながら設定してきている経過がありますので、ご理解をお願いいたします。

また、不便という声があるということですが、どのような方が、どのようなご不便を感じていらっしゃるのかは把握しておりませんが、本来は福祉目的のバスでございますので、その方、もしくはその方の家族も車を持っておらず、通院や買い物も支障をきたしているのであれば利用できるように見直しも考えていかなければなりません。

そして、町ではそういった方を対象にした高齢者タクシー制度もありますので、ぜひ利用していただき、不便を少しでも解消していただきたいと考えております。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

前からみると誠意ある答弁でした。本当に。私また質問しますので、それ以上の誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

んじゃ、鳥獣被害対策実施隊についてからのご質問をさせていただきます。先ほど猟友会のメンバーについてあの今答弁がございました。16名ということですが、その中で30歳が1名、それから45歳が1名、50歳が2名、60歳が9名だそうです。その中で役場職員も入っての、3名が入っての19名だと思いますけども、その猟友会の会員の方の話を実際に聞くことができました。

町長、私ちょっと腰が悪いので腰が曲がっているのではありませんので、ぜひご了承のほどお願いします。

直接話を聞くことができました。60歳の会員の方から私は話を聞いたんですが、前は趣味でやっていて何の猟に行くにも何も違和感がなかったということでした。今現在、駆除の要請が出ても気が引けるとも言っておりました。

30年度の予算にはイノシシ10頭捕獲、8万円の予算化をしていますが、今まではカラス、鳥の鶉(う)、ウサギの駆除の要請には弁当ぐらいは出せないかと私は質問していますが、なかなかそれも実現しなかったと思います。

1点目、30年度の予算にはイノシシ10頭捕獲、予算していますが、1頭当たり1万円の計算になりますが、予算を見てもみますと4万となっています。具体的にはどのようになっているのか。

それから2つ目として、さっきこの答弁書の中では熊、猿の情報があるということ、見かけたということですが、現在、次年度子地区にイノシシが出没しているという会員の方からの情報があります。このイノシシ10頭捕獲というのは、イノシシ被害を認識しての予算なのか。

3点目、その他カラス、鳥の鶉(う)、ウサギの駆除の要請にどう対処するのか、町長答弁をお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

産業振興課長から答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

産業振興課長 井 莉 清 隆 君。

1. 産業振興課長(井莉清隆君)

30年度の予算についてのご質問がありますが、これは、その説明の段階になって説明申し上げるべきところですが、ご質問がありましたので、お答えさせていただきたいと思います。

イノシシの捕獲に対する助成金であります。内訳といたしましては、1頭当たり県が4,000円、そしてそれにあの町が4,000円を上積みするということで、1頭当たり8,000円ということで、それを10頭見込んでいいるということで8万円というふうになります。

それと、次年度子地区でイノシシが出没しているという情報だということですが、我々のほうもそういった被害については承知をしております。これも平成30年度に係わることなんですが、やはりあのイノシシについては次年度だけでなく、住宅地にまでも出没しているということですので、それに関連する予算を計上させていただいたところでもあります。

それから、あのカラスの駆除等についてもなんですが、要請があった場合、これまでも町長許可ということで実施隊の出動をいただいて対応しているということですので、ご理解をいただ

きたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

私あの予算書、これから特別委員会の中でそれはなると思いますが、私ちょっと質問されないのではないかと先質問させていただきました。あと、井苺課長にはいろいろと通告前に行き話を聞いて資料などをいただきまして、本当にありがとうございます。

んじゃ、3点先ほど質問したんですが、イノシシ10頭捕獲というのは予算化というのはわかりました。次年度のわらび園については認識を承知をしているということであります。3点目の私が言ったカラス、鳥のウサギの駆除の要請に対しての、それに対して弁当代とか報酬というのは、どういう形で出すのかお尋ねをいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

産業振興課長 井 苺 清 隆 君。

1. 産業振興課長(井苺清隆君)

1番目の内容については、イノシシとご理解をいただいた。2点目の次年度については認識をしているということで、ご質問は3点目のカラスのことだけかと思いますが、弁当代ということでこれまでも関議員からはご質問あったわけなんです、町の手立てとしてはですね、有害鳥獣駆除の実施隊のほうに、いわゆる猟友会となりますが、年間4万円の委託料を交付して。なおかつ実施隊員おひと方年間2,000円ということで、人数分の16名分の予算を計上しているということで、これについては報酬なんです、というふうな手立てをしているところであります。ただし、おっしゃられる弁当代等々については手立てはしてございません。我々として、その報酬それから委託料の中で、活動に実際に従事した方々に対応していただければというふうな話でございまして、具体的にはあの猟友会の会長さんともお会いする機会あるんですが、猟友会としての要望ということにはそういったあの弁当代を出してくれというふうな話は一切ないということ、できればいわゆる猟友会の組織としての要望があるということの合意形成をいただければ、当然我々も当然育成という立場でありますので、そういった段取りが必要かなというふうな思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

猟友会の会費は年間5,000円取られているそうです。そして、報酬は総会のときに2,000円だけいただくそうです。あとは要請あっても何も出ないということでも話をされておりました。そういう意味で私もその会員の方に、会長さんを通して町にそれを要望してはどうかということを行いました。でもそれはなかなか会長さんのほうになんか伝わらないようです。そういう意味で、ぜひ猟友会のほうから要請どうんなくて、やはりこうそういう声もありますので、ぜひそこについてはこれから出すような方向でしていただきたいと思いますが、町長、どうですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

去年、初めて猟友会の総会に出席させていただきました。今、関議員がおっしゃったような要望云々はなかったです。そういう点で猟友会の皆さんと、またたぶん今年も総会あると思います。



で、そのときにまた関議員からこんな話がありましたというふうなことをお伝えし、またいろんな形の中で話し合いをしたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦君。

1. 質問者(関幸悦君)

んじゃ、さっきほりや町長、猟友会の方でなんかほりや連携が会の間で、会長さんのほうにこう出ていないということなんです。そういう意味で弁当代ぐらいは出してはいかかかという事で町長に今質問したんですが、それもやはりこう弁当代ぐらいにゃ、1回出で1,000円ぐらいの、私なんかほりや会議で出席しますと報酬がこの前国保で3,200円ほどいただきましたけども、やはりそういう意味である程度の報酬は、報酬ていうどなんかちょっとあれなんですけど、弁当代ぐらいは出しでもいかがですかという事で私質問したんです。もう一回お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

猟友会云々という、そうすればたとえば先ほど流雪溝の質問にもありましたとおり、たとえばザイをなんとか「何々して下さい。」云々で町で頼む場合もあります。それからいろんな点でボランティア的なものもたくさんあります。そういう点にもすべて弁当代云々なんていう要請はないような形の中で町で頼んでいる部分もありますんで、もし猟友会一つの中でこういう場合はこうして下さいってなれば考えなくっちゃいけないんですけども、個人的な形の中で、「はい、これする。」「はい、やります。」っていうことは答えられないと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦君。

1. 質問者(関幸悦君)

町長、それは個人的でなくて実施隊の中で猟友会に要請してるんだべつ。個人的でなくてそういう実施隊として出動している会員にそのくらいはしてほしいこと、ではということで私はしたつもりです。そういうのにこれから対応をお願いしたいと思います。

んじゃ、次にあのこれが私の質問なんですけど、猟友会育成についてお尋ねをいたします。本当に会員の高齢化している現状で、これも猟友会の方から言われました。現状で16名、60代の会員は今9名。ある会員は猟に出るのも気が引けますってこと私さっきも言ったんですが、本当に60歳の会員が抜けると実施隊は持つのかと心配しております。会員の育成として先ほど役場職員の方が3名実施隊に入ってるということでありましたけども、その会員の方言うには、役場職員そして農協職員の狩猟免許取得を勧誘すべきではないかということをお聞きしました。町長どう思いますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

確かに勧誘すべきだと思いますし、その勧誘はこれからやっていかなければならないんですけども、私もこの前総会に参加して言いましたけども、狩猟免許証の講習会ってあるんですね。その講習会が8月の第一、確か土日なんですね。そのときに大石田町はスイカとかお盆、いろんな形の中で商業なんか忙しい時期であるもんですから、まずそういう点で講習、そのあとが確か庄内のほうであるのが確か2月のそれぐらい、雪のときだったと思います。そういう点で改善しなければ

ならないんじゃないですかある人から言われたんです。講習会云々という、行きたいんだけどこの時期ではねっていうような。そういう時期も、講習会に行けるような時期も講習していただかなければと私は思って県のほうに要請しなければならなかったところなんです。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

尾花沢市さんでは、市職員で持ってる方がいるそうです。そういう意味でぜひ今考えているていうことの答弁がございましたので、ぜひ実施隊に入ってる方が取れるような状況をつくっていただきたいなと思います。

あと、何年か前か実施隊の農産物のパトロールを実施した時期がありました。その会員の方、私が話を聞いた会員の方も私がやった時期がありますということでありました。それも、最近なんかこうないような、ありませんけども、実施隊に要請していないのかどうかありませんが、農協と密にして、連携を密にしてパトロール隊の計画をしていただきたいなと思っておりませんが、町長、答弁お願いします。村山市では現在やっておるそうです。答弁お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

産業振興課長にまずは答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

産業振興課長 井 莉 清 隆 君。

1. 産業振興課長(井莉清隆君)

農作物被害の防止のための実施隊のパトロール。私も経験はないんですが、村山市でやるといふことのようにあります。私が考えるには最初にはやっぱり生産者が自らやはりそういった防除をするべきかなというふうに思います。スイカを例に取れば、あのスイカを藁で覆って見えないようにする。あるいはあの適化したスイカを放置しないで、これもあの見えないようにするとか、いうことで、第一義的には生産者が自助そして共助、次に公助という形の中で展開するべきものだというふうになっております。

なお、あのパトロール等については、我々猟友会、実施隊とも情報交換しておりますが、そういったあの要請があるともやはりまだ聞いておりませんので、今後、そういったことを実施隊の方々にお話を申し上げまして、集荷団体とも連携を取って情報交換しながら、必要とあれば検討していくということで対応していきたいと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

今、課長のほうから、その農産物についてはその生産者が自ら防除をすべきということでありました。私は生産者部会に入っているんですが、私も私なりに全部会員ですが防除はしております。でも、それが被害が出るというのは、やはりそれなりのカラスが、カラスも熊も多いのではないかと思います。そういう意味である程度は防除のためのパトロールをしてほしいということで、検討しますということで今ありました。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。それでは、実施隊についてはこれで。

次、福祉バスについての再質問させていただきます。福祉バスの答弁ですが、やはり乗車率的

にはほとんど、1号車、2号車合わせればほとんど変わりはないのかなと私も思います。でも、1号車、2号車の乗車の総括費用、課長のほうから先だって資料をいただきました。ありがとうございます。かなり1号車と2号車の乗車が違います。2号車の3倍が1号車、亀井田方面がごさいます。そういう意味で、やはり先ほどの答弁をいただきましたけども、福祉バスについては補助をもらってやってるわけです。そういう意味で、その中でいろいろと今現在不便を感じてる人がおるわけです。ということは、その中で答弁書の中でどのような方が、どのようなご不便を感じていらっしゃるのか把握しておりませんということで町長、今答弁がございました。私も前に何回もその福祉バスについては言っております。夏は大丈夫です。冬期間、老人の方が停留所に行く際に杖をついて行ってる状況であります。そういう意味で不便であるということを私は言われました。

それはそれとして、手上げ方式、私は前提案しました。あとはあの私たちが行政調査にいろいろと何か所か行ってきました。その中でデマンド型乗合タクシーという、やってるところがございました。前に北広島安芸町、そして世羅町にデマンド型タクシー業者に行ってきました。その中で私は質問したと思いますが、新しいそのデマンド型タクシーの考えというのはどう考えてますか、町長。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今ところ考えておりません。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

んじゃ、町長、質問しますけれども、デマンド型乗合タクシーというなはどういうなか理解してますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

乗合バスって、そのその都度、その都度止まって、要望あったら止まるというような形の中での乗合バスだと聞いてます。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

今そしてあの考えていませんてはっきり言われましたけども、前はデマンドタクシーはいいんですが、その見直しについては検討することで何回も町長から答弁をいただいております。ぜひ、福祉バスとデマンド型タクシーは違います。新たに、新たにこれからあのそういうタクシーはどうですかとあの質問したつもりですが、もう一回町長お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

高齢者タクシー制度もありますんで、私自身は考えてないです。今後、町民のほうから要望あれば検討するってまでは言えませんが、考えてるような形の中でしなければならぬような分野にあったら、ただ、人数がどうのこうのっていう形になればあれなんですけども、横山地区

に関しては今のところ月平均3人というようなデータもありますんで、そのへんを考えながらやっていかなければならないと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

実際に行政調査行ったのをちょっとお話してみますと、今先ほど私が言ったように、広島県の安芸町については、そこについてはバスも公共バスも運行している中で取り入れております。それはなんでかっていうと、そのその首長がリーダーシップを取ってやってると私は聞いております。ぜひ、そこについてはやはり町長の町民は不便だということで声があります。ぜひそこについては私は考えてほしいと思いますけども、担当課長とも相談して、頭からどうだてんなくて、これから検討していただきたいと思いますけども、町長お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

いろんなデータ、いろんな要望をきちんと聞きながら対応していきたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

検討するということについては、なんか私は信じられないんですが、もう少し担当と町長の考えだけでなくて、副町長、教育長ともあとは担当課とも相談して、それは私はやってほしいと思いますけども、もう一回町長お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

んだから、対応をこれから考えていきたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

ぜひ、検討、検討ていうなはしないということじゃなくて、する方向で検討してほしいと思います。

それでは、最後にですが、流雪溝の件でお尋ねをいたします。先ほど村形議員のほうの答弁では、ほとんど間宮課長から答弁をいただきました。でも、私も何回もこれやっております。質問しています。そして、地区民からも言われております。なんでできないのかと。そこに今現在、小菅では13人が伊蔵堰の水を利用して排雪をしております。16人。ほして水もゴンゴン来てます。そういう意味で、ぜひそこについてはなんかほれ、県との整合性どが村形議員の質問に答弁していましたが、やはりこう町の姿勢ていうなは私は出してほしいと思います。何回か私、県の方とお話をさせていただきました。そういう意味で県の方は町の考えはどうすんなだと。最上川がら持って来るんだが。それともどうなんだということの話をしていました。先ほどあの村形議員も言うておりましたけども、伊蔵堰そして里地区については里沼がございます。そして今も里地区については里の沼から取水しております。檜ノ沢からも出してきている水を使用しております。そういう意味で、私は里地区については最上川から関係なくて町単独で私はできるのではないかと思います。田沢

地区についても檜ノ沢から今現在取水しております。そういう意味で町長の考え、私は一つと思いますけども、答弁をお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

この2年間、関議員が副議長としての立場、そしてまたいろんなところの要望活動と一緒にきました。その中でも一番の大石田町の要望は流雪溝問題ということで行きました。んだがら、関議員も内容自体、どういう大石田町の流雪溝の要望に関しての、それから国、そしてまた県が今どういう対応をしているかっていうことは、関議員自身がわかると思ってますんで、そういうことに対して、この流雪溝に関しては今までどおりの形の中でまずは要望活動、要望していくっていう姿勢は変わりないです。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

町長、去年、私と町長と前芳賀議長と新庄の河川事務所、そして国の国土省にも要望活動に行きました。その中で私はその説明の中では、私は見通しが立たないような気がします。そういうな私がわかっているような話をされましたけども、私は見通しが立たないような気がします。そういう意味で、できることから私はやってほしいとことでございます。里地区にしても、あとは小菅で使っている伊蔵堰にしてもやはり県と話をすればある程度の方向性は出てくるのではないかと思いますけども、私はあくまでも最上川からでことではなくて、できることから私は質問しているところですが、町長、もう一回答弁をお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

詳細について建設課長のほうから答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間 宮 実 君。

1. 建設課長(間宮実君)

お話のとおりですね、いろんな地区を整備していくわけでありますので、それぞれに、それぞれの地区にそれぞれの水利がございます。一つ、一つを具体的に話していかないとなんか一緒になってしまうような感じもございますけれども、関議員がおっしゃるようになりますね、里地区なら里地区においては、里独自の水利が今あるわけですね。里のその堤のほうから流れてくるきいている水を利用して、活用して今実際に地域住民の方も利用されているということであります。ただ、整備する、しようとしている部分も含めて、それではそれで足りるのかと言えばそれでは足りないので、またあるところから補給しながら整備をしていくと。整備する延長もですね、非常に短いわけでありますので、里地区の場合はですね。そして、最上川とか伊蔵堰と違ってため池からのその水利ですので、水利権の取得申請はいらないというように私は理解しております。ですので、その水の管理をしているところと協議をしながらすれば、もしかしたらその小菅地区よりもですね、早く整備が始められるのではないのかなという思いはあります。田沢地区につきましても、これはちょっと微妙ですけども、伊蔵堰の水が一旦大堤のほうにも一部入ってますので、その水を利用したり、檜ノ沢から来ている分についてはそれは水利権とは関係ありませんので、そのへんも里地区と同じよ

うにですね、なんらかの協議をすればもしかしたらそちらのほうも早くできる、一部できるんじゃないかなというふうに思います。ただ、どこから整備をするのかというふうになりますと、非常にあの気を使う部分でございます。ですので、繊細な部分になりますので、慎重に私は検討していきたいなと思っております。しかし、町で今行っている流雪溝の整備が鷹巣地区を今やってる状況で、平成32年の完成を目標にですね、やっておりますけども、それが終わってしまうと、どこも流雪溝の整備が途切れてしまうようなことになりますので、そんなことをしておかないようにでもするためにもですね、どこかにかか着手できるような、事業開始できるようなことを考えていかなければならないというふうに私は思っているところでございます。ですので、もし仮に、そのこれまで小菅地区、小菅地区と言ってきたところではございますが、関議員さんのおられる地区を後回しにしても、もしかしたら里地区とか田沢地区が早くしなければならなくなってしまうのかなと、そんな思いも少しはありますけども、着手できるところから着手するという考え方は、確かにそれも一理あるというふうに私は思いますので、いろんな方々でご相談しながらこれは進めていきたいなというふうに思います。以上でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

町長、私は、にや、あの何回も言いますが、できるところから整備をしてほしいことで質問したつもりですが、間宮課長はできるところからしなければならないという答弁はいただきました。そういう意味でぜひ、小菅地区よりも先になってもそれは私はしょうがないと思います。今の実情です。私は地域帰って怒られるだけですが、やはりぜひそこは伊蔵堰の、県も、県についてもやはりあそこは県の管轄ですので、ぜひ県とも私は整合性を取っていただきたいと思います。最後に町長、答弁をお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

私も関議員の質問に対して勘違いした点もあります。関議員が小菅地区よりという方向、里のほう及早云々というような考え方もありますので、まだそういうことの中で今までは小菅地区、今宿地区というようなことも頭の中にもありましたので、いろんな点を踏まえたうえでこれから検討していきたいと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

ぜひ、そのできるところからやってほしいと思います。そして県とも協議をぜひ、前向きな検討、検討というなはやらないでことではなくて、前向きな検討をしていただきたいと思っております。

最後にしますが、答弁はいいません。私の要望をお願いします。聞いていて下さい。町長は、流雪溝整備全町にと、あるごとに会議、会合で言っております。ぜひ最上川からの取水にこだわらず進めていただきたいと思っております。

あと、実施隊については町の実施隊については、町内の農作物のカラス、熊などが未然に防ぎ、そして生活できるような環境をつくっていただきたいと思っております。

あと3点として、福祉バスの見直しについては、福祉バスは国からの補助で運営していると取り組んでいると思っております。現状を見て町民が利用しやすい、新しい取り組みとしてデマンドタクシーな

どを前向きに検討していただきたいと思います。そういう意味で、ぜひ、これを私の今日の質問がこのまた、この次に質問するかもしれませんので、それ以上な答弁をしていただくようお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

以上で、4番 関 幸 悦 君の質問を終わります。  
暫時休憩します。午後1時再開します。

休 憩 午 前 11 時 51 分  
再 開 午 後 1 時 00 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

なお、総務課 二 藤 部 課長が午後から出席となります。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。7番 遠藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

事前通告しておりますとおり、ご質問を申し上げます。

全町民が、この町に住み続ける価値があると実感できる施策はないか、ということで、

①としまして、流雪溝整備進捗、屋根の雪下ろし支援、通学路や高齢者宅の間口、あるいは軒下の除雪対策の強化が人口流出の歯止めになると思うがどうか。

②福祉、医療、教育にかかわる負担が青天井で増えている。各種特別会計の基金や財政調整基金の活用、一般会計からの繰り入れなどで財源を確保し、町民負担を県内市町村の平均以下にする気はないか。

③県内市町村では、学校給食の部分補助や全額助成、高校生までの医療費の無料化を進めている。町の考えは。ということで質問いたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

はじめに、人口流出の歯止め対策についてであります。私の政治信条である「こころ通う あたたかい町政」の目標は、議員がおっしゃるとおり、全町民が幸福感を持って大石田町に住み続けることです。その目標を達成するため、近年は特に定住という観点から克雪対策を進めております。それらの趣旨と背景、そして効果等をお答えします。

先に行った地方創生に関するアンケートにおいては、雪対策の要望が多く、具体的には除雪の支援サービスの要望が一番多いところでした。その背景は、高齢化の伸展があると思われます。せつかく整備した流雪溝も高齢により使いこなせないとか、自力で自宅の雪下ろしや屋敷の周りの雪片付けができなくなったなど、高齢化により新たな支援を求める声が多く寄せられました。

そのような声を受けて、昨年より NPO 法人による新しい除雪支援制度を実施したところです。

昨年度の受託件数は80件で、受託額は50万円ありましたが、本年は2月末で200件、受託額は270万円となり、受託件数並びに受託額は2倍そして5倍を超えました。また、NPO 法人からは、利用者からは大変感謝されやりがいも感じているとのことで、サービスを提供する側、受ける側、双方に効果が生じております。

また、シルバー人材センターへの雪はきなどの依頼件数も本年は約80件であり、年々増加する傾向にあります。さらに、平成30年度予算においては、小型除雪機購入助成なども盛り込んでおります。人口流出の一因が雪に関する諸問題であることは先のアンケートからも推察されますので、今後とも、社会変化に対応しながらきめ細やかな除雪支援を実施したいと考えております。

続きまして、福祉、医療、教育に関する負担の軽減とのことですが、事前の通告のみではご質問の範囲が非常に多岐にわたりますので、一般論として申し上げます。

行政の施策として、居住環境や道路などインフラの整備から保健衛生、教育などサービスの提供、産業の振興など多岐にわたる行政需要のなかで、遠藤議員のおっしゃるのは「町民負担の軽減」という町が受益者負担を肩代わりするとか、低廉化するなどのことであると理解しております。

町で対応している町民負担の軽減措置としては、子どもの医療費の無料化、出産一時金の増額や保険料の無償化、割引の実施など総合的に実施しております。また、まちづくり部門では各種の助成金や補助金など直接町民に現金を交付する事業も実施しております。

従来より議員が要望される国保事業については、再度申し上げますと、国保会計は特別な歳入をもって特別な歳出に充てるために、一般会計とは切り離して行政事務を明確化しております。

議員もおっしゃるように、一般会計からの繰出も可能ではありますが、これまで何度も申し上げているように、それは、

- ・国保事務を行うための経費
- ・出産育児一時金に係るもの
- ・国保財政の安定化のための経費
- ・保健基盤の安定化のための経緯

の4つに限られており、それぞれについて計算式や限度額が設定されております。

一般会計からの繰り出しについては、一般会計が特別会計を補助することを是認するものではありませんし、さらには、保険税の容易な引き下げに充ててはならないとされておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、平成30年度から国保事業自体が山形県との共同運営となり、先の条例改正にありましたように、国保税の計算が変わりますので、当面、新制度での安定した運営に専念してまいりたいと考えております。遠藤議員もぜひ今後の財政運営を見守っていただきたいと考えます。

財政調整基金を含めた各種基金を取り崩すことについて申し上げますと、各基金ともその基金の設置条例において処分の条件が定められておりますし、基金は基本的に緊急避難的な財政出動に備えるべきものでありますので、容易な取り崩しは難しいと考えております。

町民生活は、その生活様式や環境が多様化するなか、福祉、教育など各分野において、町民の負担が年々増加しているのご指摘は否定できないと感じておりますし、景気が回復しているとはいえ、可処分所得が増えないなかで、町民負担の軽減については私も異論はございません。

しかしながら、限りある財源と法律上の制限等の中で精一杯行っていることをご理解願います。

続いて、学校給食におけるいわゆる給食費ですが、学校給食法では、給食の経費については



給食提供のための施設設備や人件費以外については保護者負担とすると規定されておりますので、本町においても保護者に対して材料費相当分の負担をお願いしております。

保護者にとってはいつの時代でも負担は少ないほうがいいわけで、給食費の軽減は実現できれば非常に望ましいことではありますが、これも財政的な観点に立って判断をしていかなければならないと考えております。

県内においても、ふるさと納税などを財源として学校給食の無料化を実施した自治体もあるようですが、本町としては、将来にわたる安定的な財源の見通しが立たない以上、現在のところは法律に定める保護者負担は必要であると考えております。

続きまして、高校生までの医療費の無料化についてですが、これについても、これまで再三、遠藤議員の質問に答弁しておりますが、当町において安定した財源確保の目途が立たない以上は難しいものと考えております。

以上、何とぞご理解のほどよろしく願いいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

再質問をさせていただきます。

私どもは小中学校の入学式や卒業式、あるいは運動会などに招待いただきます。出席いたしますと急激に子どもが少なくなっていることを実感します。私が議員に初めて出させてもらった18年前は、町の人口は初めて1万人を切る状況でありました。当時は、今になって思えば時代認識は甘く、人口1万人を復活はできると信じ、活力ある町づくりを目指すべきと当時の町長に質問で迫る場面が数あったように記憶しております。しかし、現在は活力あるまちづくりはもはや夢物語であり、言っているのか悪いのか永遠の彼方に消え去る、消え去りつつあると。今現在、町で暮らす町民とともに、いかに人口を維持し住み続けることができるか、こうした観点から考えていかなければいけない時代かなと思っております。人口減少は町存亡にかかわる死活的問題だと思います。やはりそうした中で、先ほど町長からいろいろ答弁いただきましたけれども、全体を考えましても他の市町村と比較して、子どもも大人も高齢者も住みやすさを実感できる施策を考えだし、実行し、人口流出に歯止めをかけなければ急速に町の活力が失われる気がします。町長にはそうした危機感はあるでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

危機感を持って毎日の町政にあたっております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

おそらく、県内の各市町村も同じような状況でやってると思われれます。そうした中で、ちょっと質問の後先を考えまして、福祉や教育の関係のほうから最初にお伺いさせていただきたいと思えます。

教育分野でありますけれども、真室川町も現在議会が開かれております。高校生のまでの医療費の無料化が議題とされており、ほぼ実行に移るらしいという情報を私聞いておりますけれども、町長はそうした情報を得ていないでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

聞いております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

これは、あの真室川町では去年に町長が変わりました。元教育長の方が現在町長をやられてるようです。で、学校給食の無料化とさらには副教材費の無料化も進めるという状況もきてます。そうした点、町長なり教育長なり、なんか情報得ておられますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布 川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

残念ながらその件に関しては情報を持っておりません。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

今、議会の最中でありますから、議決したのかどうかも私もちょっと情報を得ておりませんので、議題にはなってるらしいです。

その他にも去年来申し上げておりますけれども、学校給食の部分補助、全額補助、寒河江ですか、寒河江市あたりもそうしたものが進んでおるようです。町長なり担当課長あたりでこの今言いました、給食の無料化と高校生の医療費の無料化である程度まとまった情報をお持ちであれば、町長なり担当課長なりお知らせ願いたいと思っております。お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

総務課長にお願いしたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

給食費の無償化については、昨年来、若干2、3増えてきたように思います。ふるさと納税の関係を財源にして寒河江市とか、それから鮭川でしたっけがな、今年の新年度予算で尾花沢市も半額などと5団体ほどあったように伺っております。(遠藤議員:「医療の関係はなんかありますか。」)医療費はちょっと詳しいことはわかっておりませんが、尾花沢もやりたいというふうな話も今やっていると、そういう状況です。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

あの町長、人口減少に危機感を持っておられるということで先ほど答弁いただきました。そうした中ではやっぱりそうした子育てに関わる問題で今言ったような点、さらには、もっと多岐にわたるのかもしれませんが、そういった点で私は高校生の医療費の問題や給食の問題を私は中

心に考えてますけど。ここ危機感を持つということであれば、そういった情報を町長自身集める、あるいは職員に対して集めて検討するとか、そういうことを職員に命じる考えはないですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今、総務課長が答弁したような市町村は私も認識しております。ただ、給食費に関してはそういう話があることは事実なんですけども、高校生までの無料化っていうのはそのあと天童がやるような形になってるのか、そのへんぐらいだと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

結局、暮らしやすさ、住みやすさというのは絶対的なものではなくて、近隣市町村との比較で住みやすいとか、暮らしやすいですが、この町はいい町だどがっていうことになるのではないかと思います。そうした意味ではそうした教育環境について、他市町村より確実に他市町村並みあるいは他市町村より上だという教育環境をつくるという考えはございませんか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

たとえば、給食費が無料とか高校生の医療が無料だから暮らしやすいというような判断ではなく、町政、町民からの要望に応じて町政をやるのが町政だと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

要望があればということのようですが、要望に応えるということは重要でありますけども、現実的には学校給食費は県内一番です。高いです。比較で第1位なんです。そのへんは全く苦になりませんか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

先ほど答弁したように、材料費をいただくというような形になりまして、地産地消ということでより良いおいしいものを食べさせる結果が高くなってるといような、だと私は認識しております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

町民は負担の重いこと苦にしていらないとお思いですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

町民の負担でいうんでなくて、やっぱり子どもにおいしいものを食べさせるのが親の務めではなかろうかなというような気がしております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

高いお金取ってたら他市町村よりおいしいものができるごどもはまちがないです。他市町村並みの給食費でおいしいものと、つくれると。この大石田町の場合は一つの給食センターを持ってらるわけですから、他市町村並みでもおいしいものをつくるという考えはありませんか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

他市町村並みにおいしい、各、代わってきた先生なんかからは大石田の給食はおいしいというような評判も取ってますし、値下げして云々、今までどおりの急激によその市町村よりも高いつていうことではないと思います。そういう点で今までどおりに、より良いうまい給食を食べさせるのが務めではなかろうかなと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

ですから、県内で一番、給食費お金取ってると。いただいと。おいしいものつくれて当たり前でないかと思うんです。負担が同じでおいしいものじゃなくって、高額の料金をいただいておいしいもの出してるっていう形になるわけです。ですから、負担が同じでよりおいしいものを出すっていうほうがいいんじゃないかっていうことですけど、もう一度答弁お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

1食いくらぐらいになつてるかちょっと私計算できませんので、教育委員会のほうから答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育文化課長 荒井義孝君。

1. 教育文化課長(荒井義孝君)

1食当たりの単価ということでしょうか。で、よろしいですか。(遠藤議員:「いや、俺は町長に質問してんだけど、町長があなたのほうに、」)ですから確認してるんですが、1食当たりの単価ということでもよろしいでしょうか。(遠藤議員:「県内で一番給食費が高いつていうごどもは事実ですか。つていうごどもねの。」)高いレベルには達してると確かに認識をしております。ただ、高いといつても何十円高いつていう範囲ではないといふふうに認識をしてるところです。現在は小学校が290円、中学校が320円といふふうな設定になってございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

ですから、今の単価の結果、全町35市町村ありますけども、その中で小学校も中学校も全県一番に給食費が高いと。そしてそれに合わせて保護者が給食費を納めてる。その高いのを平均並みにする考えはないですかという質問なんです。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

それは食材費の計算でございますので、私から答えさせていただきます。

今、議員おっしゃるように、一番高いレベルにあることには間違いありませんが、じゃ、2番はいくら違うか議員ご存知でしょうか。(遠藤議員:「5円か。」)いや、そんなには違いません。1円、2円の単位だと記憶しております。また、あのこれは完全給食の中の比較でございます、たとえば寒河江であったり、尾花沢であったりはご飯をもってきてるんですね。だから徴収しているのはおかげ分だけです。本町はご飯分も徴収しています。ですから、一概にその徴収金額だけで一番高いかどうかというのは比較にならないかなあというふうに思っています。

また、先ほど来、議員ご質問のように、一番高いお金を取って一番おいしいものを食べさせるのは当たり前だと。安い値段でおいしいものを食べさせる工夫はできないのかということだと思いますが、工夫してまいりました。大変工夫してまいりましたが、残念ながらそれでも肉は鳥以外は出せませんでした。魚も一番その時期に安いものしか出せませんでした。やはりもう少しおいしくて、しかもカルシウムとかビタミンとか摂れるものを出してやりたいということで計算した結果がこれでございます。年間にして200円から多くて500円の差でないかなあというふうに考えております。大体200食ですね。年間。1円だとして200円、2円だとして400円、3円だとして600円というふうな年間の徴収額の差でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

教育長から具体的に言われますと、私もちょっと比較が完全にできてるわけではないので、給食費が完全給食費のところの給食費と、部分給食費のところの差というものは当然ですけど、だとすればちょっと35市町村の中で完全給食がどれぐらいあるのか、部分給食がどれぐらいあるのかもしわがれば知識として教えていただきたいと思えます。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

以前は私も確認してたのですが、ここ10年ぐらいのは確認できておりません。あの今寒河江のが話題になってるように、新しく給食に取り組むところも出てきますし、またあの村山市のようにある部分は学校独自、ある部分は共同給食というふうなことで違っているところもございまして、数については正確には把握しておりません。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

給食にしても、子どもの医療費にしても先ほど現実に子どもの医療費の場合は無料化が動き出しております。こういう方向が県内、あるいは全国的な流れになるかと思えます。ですから、学校給食なども食材費は条例だが法令だがなんら規則で食材費は保護者が負担するて条例化があるわけですけども、そうした中でそういった流れは流れでありますので、部分補助あるいは全体で無料化すると、そういったことについては、ぜひ考えておいていただきたいと。そしてさらにはこの学校給食費の徴収方法であります、これは学校の仕事になってますけど、これまたあの一般事務ていうんですか、教育事務から一般事務にという流れがあり、教師の負担軽減、仕事の負担軽減もあるかと思えますけども、そうした流れについてはこれは町長に質問？んだら、教育長お

願います。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

今、学校の働き方改革の中に、給食費あるいはその他の学校徴収金の集金についても、どういうふうにするかということが全国的に検討されております。本町でも検討はしておりますが、幸い本町は遅延者がいないということですので、先生方の負担はお陰様で少なく済んでおります。

働き方改革で問題になっているのは、給食費等々の納付してない人に対する催促業務、再徴収業務、これが膨大な作業になるんですね。そこをどうするかということで、だったら最初から学校で徴収しないほうがいいんじゃないかというふうな議論があります。そのへんについては、全国の様子を見ながら本町でも考えていくべきだなと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

次にちょっと医療費関係でお伺いします。この前2月中でありましたけど、私も町の職員の方の協力を得まして申告終わりました。人のこと言うんじゃないかって自分のごとく言うわけですから差し支えないがご思いますけども、私は給与として町から395万4,300円をいただいております。それさ年金があります。年金はあまり多くありません。400万前後です。その結果、所得が262万1,000円です。こうした収入、所得あるわけですけども、これは国保の、前年度の納付書であります。私と妻、パートでやっております妻がおりますが、42万5,600円です。議員報酬でいいと20万、21万ありますけども。年間収入、所得、それがら月21,2万。それに対して国民健康保険税2人で42万5,600円。この数字、私は高いと思うんですけど、高いってみますか。それはしょうないてみるのが、町長ちょっと所見をお伺いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

それは高いかどうかは、私自身答えられません。国の法令によって、国、町、県の法令によっての所得なんです。ちょっと高い、安いってのがわかりません。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

議員報酬はご存知ですよ。24万。実際いろいろ差し引かれまして20万、21万もらいます。国民健康保険税が42万です。月報酬2ヵ月分が国民健康保険税だと。こういうのは常識に比べて高いと思いませんか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

税法上によって、私もずっと今、社会保険にはなってますけども、国保税のときには最高額ずつとなつてたもんです。高い云々っていうのは定められたものはしょうがないんじゃないのかなという形の中で納めていました。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

町長、そういうなこの場だけの話で、巷に出たら通用しないと思いますよ。

それで、新たな国民健康保険制度始まるんですけれども、30年から始まりますが、これまだ補正予算の審議の中でこの国保税と介護保険料についてお伺いしておりましたけども、果たしてこの国民健康保険税、平成30年から1人当たり、もしくは1世帯当たり平均でどれぐらいなるかというごとき、町長は担当者にお伺いしたり、報告を求めたりはしたことがありますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

1世帯当たりに関してはちょっとまだ聞いておりません。福祉課長のほうから答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

保健福祉課長 高橋慎一君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

平成30年度については承知しておりません。補正予算のときにもお答え申し上げましたけども、28年度の実績で24万3,000円ちょっとというふうな平均額でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

予算書はもうでぎでるわけでありますから、予算書のこの国保税の町民の負担分、名称がちょっとわかりませんが、町民の負担分金額出でるはずですよ。世帯数で割れば1世帯の平均額、国保加入人数で割れば1人当たりの金額が出てくると思いますけど、これをどっかの時点で出していたらいいと思うんですが、町長いかがですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今度のどっかの時点で、今回の議会でなくて、予算審議の中で出したいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

すでに出ていてしかるべき数字だと思っているんですけど。それは審議がありますからねっす、新年度予算。その中には確実に出してもらう必要がある数字かと思えます。

そうした中で、これは先一昨年ですか、国民健康保険税を引き上げたわけですけども、新たに県一本の国民健康保険税にするために、この県の国保機関に各市町村から納めていただく金額というものを試算したというのが、平成29年9月11日の平成29年第2回山形県国民健康保険運営協議会の資料2というのでありますけども、これでいいですよと平成28年度、あるいは29年度までの1人当たりの国民健康保険税、30年からこうなりますよという金額出てるんですけども、平成29年度までの1人当たりの保険税額から見ますと、これはまだ途中の資料だと思いますが、大石田町の場合は31%減でその県の国保会計のほうに納めてもらえる金額ができるという数字となっております。これは12月に担当課からいただいた資料であります。そうした中でいきますと、これはもう県一本ですからこれまでのような形ではなくて、この県の表に沿った形での国保税になるかという

ふうに思います。今さらそういった県の表を尊重しますかというごど聞くのも変ではありますが、こういった指標に従った形で国保の町民負担金額が決められると思いますけど、そういうことでよろしいですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

福祉課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

保健福祉課長 高 橋 慎 一 君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

県で行った試算と申しますのは、所得も一定、医療費も一定、被保険者の数も年齢構成も一定、国・県からの補助の入り方も一定、国保連合会の支出、収入も一定というふうな条件のもとに机上の上で弾き出した数字というふうに私認識しております。県も言ってるんですけども、それぞれの財政事情に応じて納めるというふうなこともありますので、これまでも申し上げてきましたように、これまでの基金の経過等、あとは現在の財政状況というふうな判断をさせていただきまして、条例のほうを設定させていただいたところがございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

あの、こういったいろんな町民負担、全体でありますけども、先ほど町長からいただいた答弁書の中でも、全町民が幸福感を持って大石田町に住み続けられるようにするということを言っておりますが、この数字的な幸福感と言ったら変でありますけれども、他市町村に比べて負担が多いと、今のところわがるのは国民健康保険税と学校給食費でありますけども、他市町村に比べて負担が多い町で幸福感を持つことができるとは思いませんか。私は平均ぐらいしてもらわないと幸福感、平均に持てないような気がしますけども、いかがですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

幸福感というのは金額だけで国保税云々、そしてまた給食費云々だけで決まるものではないんではなからうかなあ。大石田町に住んで良かったっていうのは、また別の意味からも出てくる人もいるのではないのかな。ただ多いから云々っていうことは決して私はないと思ってます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

私は他よりも負担多い、特に所得が低い方からみれば苦痛になると思います。ちょっとこれだけに時間取ってるわけ行きませんので、次にちょっと移りますけども。

前の2議員も雪の関係で質問されております。ちょっと雪のほうの質問に移ります。

屋根の雪下ろし、あるいはその軒下の除排雪で、豪雪のときには過去においては必ずと言ってどうか分かりませんが死者が出ています。けが人が出てます。これは雪下ろし中に屋根からの転落事故や、屋根から落ちた雪の下敷きになると。議員の方も屋根ではありませんけど雪の下敷き



になる事故が起きております。これ絶対に死者を出さない対策を、地方行政の責任として取るべきではないかと私は思いますが、町長どうですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

雪下ろし時の事故という点なんですけども、まずは私自身、屋根にも上ってますけども、昔と雪下ろしの自体が変わった。それは屋根の形態が変わったのが一番だと思いますけども、前は必ずさぶろで上の段階から下ろしていくというのが雪下ろしの鉄則だと私自身聞きました。屋根の一番上に登って、そこから順々に切ったうえで雪を下ろすというのが鉄則だと私は聞いております。今現在の雪の下ろし方は、スノーダンプの普及率が高いもんですから、スノーダンプで下のほうから下ろす、まるっきり形態が変わったというような形で事故、死者が多いのではないのかなあというような気がします。たぶん家族の皆さん、「気付けろよ」「こうこうこうだよ」って言っても、やっぱり年寄りの人はどうしても雪を下ろさなければならない、雪もない、ある云々という形の中で下のほうから下ろして、下には転び落ちたときには雪がないような状態という昔の形態と雪下ろし方が違った形態が、こういう事故に繋がってるのではないのかな。やっぱりいくら危ないよっていう必ず声掛けの中でやってると思うんですけども、そういう点があるのではないのかな。そしてまた今年の雪は冷え込んだ雪ですんで、滑りやすくまた下におこった雪も固いってというのが今回の事故に繋がって、大きな事故に繋がってるのではなかろうかなというような気がします。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

事故の起きる現状をお伺いしたんでないんです。死者を出さないような施策を、行政側が責任を持って取る考えはないかということです。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

行政側はいろんな区長会、いろんなところでいろんな雪下ろしの事故云々は合わないように、こういう形にするようにという形の中で取っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

私もこれはなかなか難しいことだとは思いますが、これちょっとたとえにはなるか、ならないかわからないんでありますけれども、交通事故に関してはこれ事故出さないということで、警察なども中心になっていろんなやり方やるわけです。町でもおこの交通安全週間になりますと多くの方が街頭、道路に立ち並ぶ、あるいは子どもが交通事故に会わないようにということで、見守り隊というのが街頭に出ます。そうしたことが果たして参考になるのかどうかはわかりませんが、豪雪対策本部も設置するような大雪の事態になった場合に、対策本部の中でこの今やったような雪害事故撲滅見回り隊などが、監視隊などを配置するなど、これは将来の課題としてでありますが、こういったごどは考えられないでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

啓蒙とか広報なんかではお知らせしてと思います。詳細についてはまちづくり推進課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

そうじゃなくて、そういう方向、啓蒙活動やってるのはわかります。実際、注意も町の広報に挟んでいろんなチラシ等でやってるのは十分承知のうえで、今年は実際、死者出ませんでした。良かったです。けが人が、しかも大けが人が出たのは事実でありますけども、んだがら、そうした中でなんかこうこの豪雪に対して、そして死者が頻繁に出でるのに、なんか変な感じするんですね。死者が出る、大変なごどになるわけです。それを絶対出さないと、そういうごどを大石田町からはじめていただきたいと。そのための今までの啓蒙活動のほかに、実際にはこの交通事故の対策、対応というものがそういうなものがあるが、そういうなを参考にしたものを将来的に庄司町長が考えていただきたいと思うんですけど、どうですかという質問です。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

ご意見ありがとうございます。今の意見を尊重しながら来年度から考えていきたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

先ほどの答弁の中で、さらに除雪の町のやり方は他よりも進んだ面が多いかと思うんですが、さらにその高齢化が進む中で、この NPO 法人の除雪であります、これはあの去年よりもかなり利用件数が、前年度よりも今年度さらに利用件数が増えてきているようでありましたが、そうした中でこれもまだ、これでもう NPO ですべて対応されでるのがどうがっていう、もっと対応すべきごどがあるて思っているのか、ほぼこれで大丈夫と思っているのか、お伺いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

あともう一つはボランティア活動によって、いろんなところで活動なされてる点は本当にありがたいと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

NPO のほかに、あの各地区ごとに貸出用を目的としての小型除雪機の購入があったと思うんですが、小型、中型の除雪機があったと思うんですが、これの稼働状況なんかいかがですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 吉田茂君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

小型除雪機の貸出につきましては、個人ではなく団体、地区ということ用途を定めているところでございます。29年度の貸出申込み件数はございませんでした。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

申込みない。いやあの、今の NPO 法人それがらこの貸出の機械で足りてるというごどであれ  
ばいいんですけども、さらになんかもっと要望が多いのになっていう実感あったんですけども、足り  
てるということであれば結構なことだと思います。

最後になると思いますけども、流雪溝整備についてお伺いします。これ3人ともお伺いして  
おりましたが、私ちょっと3人の方と違う考え持っております。というのは、これまで町が進め  
てきた流雪溝の整備のやり方は、最上川の一級河川、丹生川の一級河川からの取水のもとで、  
県道、町道への流雪溝を敷設するという事業でありまして、ただこれ町長の答弁にありますよ  
うに、平成27年か26年にこの事業メニューがなくなってる、国が直轄の事業として取り  
組まないという方向になったんだということ、大石田町の河川事務所の所長さんからお聞  
きました。ですから、この一級河川からの取水はできないから、別の道に進めようって  
いう考えも前の議員の方が言っておられましたけども、私は逆に、やっぱりこれは  
国の事業として、この豪雪地に対する対策を再度取ってもらう必要があると。いわゆる  
政治です。こっから先は政治の話です。政治的にこれはやらなければならないと。国土  
交通省のほうでは、あの事務方としては主要なところの流雪溝整備はほぼ終えたとい  
わないでしょうけども、進んだという考えであります。まだまだやっぱりやら  
なければならない豪雪時期というのがあると思います。それであのぜひこの点を踏ま  
えてですね、町長部局も私どもも議会側も豪雪地域の行政の長、議会一丸となって  
この流雪溝を整備し、冬期間の暮らしを雪の苦勞を少なくさせるということを取  
り組んでいかなければならぬというふうには思うんですが、いかがですか。町長。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

私も遠藤議員と同感でして、大石田町だけではなく、やっぱりこのへんの豪雪地帯、  
流雪溝の必要性を唱えているのが新庄市そして最上郡一帯が主なものですから、  
そういう最上郡の首長さんたちと議長さんたちなんか一緒に、この問題を取  
り組んでいかなければならない。国に対してお願いしなければならぬい  
んではなからうかなと私自身も思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

この1月4日新春のつどいで、たまたまありますけれども、新庄の河川事務所の所長さん  
と同じテーブルになりまして、ぜひ大石田の流雪溝、かなり大規模なわけですけど見  
ていただきたいと思って、「見だごどありますか。」って言ったら「見だごどない。」  
というごどでしたけども、そのあど大石田の河川事務所の所長さん来て  
言っておりました。そもそもあの施設は国側がつくったわけですから、  
国のつくった施設を自分たちだけで見ていくのは結構ですけど、さら  
にやっぱり末端の流雪溝、県道、町道の流雪溝なども本来ならね、  
見でてもらいたいわけでありまして。やっぱりそうした現場の方の生の  
感じる方、そして、ことにありますけれども大石田、尾花沢の首長、  
庄司町長はじめ尾花沢代わりますけれども、そうした方を先頭にして、  
我々議員も先頭にして、そしてこの地を地盤とする国会議員と  
ともに動かしてもっと進めていぐと。これにもかなり力を傾けて  
いただきたい。私も国会議員の中にも働き掛ける国会議員お  
りますので、そうした方向、力入れ

てもらいたいと思うんですけど。でないと、今のままだと全く進みません。あの国がもう事業止めだと。メニュー立ち上げてもらわなければ進まないと思います。そごちよつと、時間も時間ですので、町長、最後のところで答弁お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

この前も新庄の河川局長とも大石田のを見ていただきました。この前のそれからまた横山地区の流雪溝の水揚げポンプ云々に関しても、いろんな形の中で協力をいただきました。そういう点で、親密にいろんなことを検討しながら一緒になって流雪溝に取り組みたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

最後の最後の質問なりますけど、町のこの流雪溝の設備なり、流雪溝なり、県知事は視察に来られた経過はあるんですか。なければぜひ来てもらうように働きかけていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

わかりました。吉村知事にも見ていただくような努力をしたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

以上で、7番 遠 藤 宏 司 君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後2時5分より再開いたします。

休 憩 午 後 1 時 53 分

再 開 午 後 2 時 05 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。6番 大山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

通告に従って質問させていただきますが、今回も町民がきつと知りたいと思っていることをまず質問いたしますので、町長と教育長の考えをしっかりとお話いただきたいと思います。

手始めに、太陽光発電計画、その後ということで、去年の6月に太陽光発電計画について、ユニバージー75合同会社の説明を受けました。成功すれば町にとっても大変良いことではないかなと説明を受けた段階では思っております。

しかし、現状はどうなっているのかお答え下さい。わかる範囲で結構でございます。

次に、消防分署建設計画ですが、昨年から用地選定、用地買収を始めておりましたが、現在の進捗状況をお答え下さい。

次に、小中学校の学力と部活動についてですが、全国学力テストの結果を見ますと、本県は厳しい結果と報道されました。当町の現状はどうか、教育長にお伺いいたします。

また、今年4月から当町での総合型スポーツクラブが始まりますが、今後、部活動、中学校の部活動との関わりはどう考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

最後に、昨年9月の一般質問で小学校統合についてお伺いしましたが、教育長は当面白紙と、町長は今年度中に方針をまとめるとしておりました。1月に新聞報道で「小学校1校は先送り」と出ましたが、未だに議会にも町民にもなんの説明もありません。新聞報道がなされたからというお考えなのか、だとすれば、あまりにも町民不在、議会不在、軽視をしてるのではないかとと言われても仕方がないのではないかと。町の宝である子どもたちの将来に関わる重要な方針だと思いますが、なんの説明も未だされてないということに対してどういうふうに思っているのか、町長、教育長にこれらの質問をお伺いしたいと思っておりますので、答弁のあと再質問させていただきます。

#### 1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

#### 1. 町長(庄司喜與太君)

はじめに、太陽光発電計画についてであります。まず、町及び県などの行政側の動向についてご報告します。

昨年6月の小玉議員による一般質問を受け、6月16日に起業者による事業説明会が、町議会並びに執行部に対して行われたことはご案内のとおりであります。その後、7月には横山・豊田・次年子地区において、住民向け説明会が開催されたところです。3地区での説明会では、太陽光発電事業への賛否以前の問題として、豪雪地や急峻な地形において事業実現の可能性を問う質問が大方を占めたところです。

このような説明会の疑義を受けて、9月15日に副町長が座長となり、課長が構成員となる庁内連絡会議を対象にした、「林地開発に係る事前説明会」が行われました。

その事前説明会は、4つの項目について起業者の考えを問うものでした。

1つ目は、大規模開発に係る災害防除計画

2つ目が、急峻な地形と土質を考慮した架台の施工計画

3つ目が、冬期間の維持管理計画

4つ目が、町との調整事項の確認 でありました。

住民向け説明会での疑義や庁内連絡会への回答により、現在、次年子地内の県道沿いに実証実験施設が施工され、雪対策や架台の強度などがどうか具体的に見ることができます。町としては、実証実験の結果や4項目への具体的な回答を待っているところです。

県の動向について報告いたしますと、昨年、事業者が計画策定のため作業道を開発した際、県の林地開発許可が必要な面積の伐採を無許可で行ったことが判明したため、県からは復旧計画を立てたうえで、融雪後に復旧するよう指示されているということを知っております。

また、昨年12月の県議会において、「山形県環境評価条例」が改正され、「発電用施設の建設事業」が新たに環境評価の対象となりました。これにより、現時点では当町に計画されている太陽光発電事業も環境評価の対象になろうかと思っております。一般的に今回の県条例の改正による太陽光の環境評価に要する期間は、3年と言われております。

続きまして、尾花沢消防署大石田分署の整備に関連するご質問ですが、消防分署については、先の議会答弁や振興実施計画でお示ししているとおり、平成31年度に開所予定として諸般の事務を進めております。候補地については、昨年11月に消防委員会の答申をいただきました。これまで、買収単価の調整等事前事務を行ってきたところですが、今後、年度内に用地交渉を進める予定であります。

なお、平成30年度一般会計に分署改築工事設計や測量並びに地質調査業務委託料及び用地購入費を計上しておりますので、ご審議方、よろしく申し上げます。

続きまして、小学校統合に関するご質問ですが、大山議員からは、先の昨年第3回定例会にてご質問をいただき、その際の答弁として、「平成33年度統合の是非を含めた今後の方向性を平成29年度中に蹴ってしまいたい」とさせていただきます。

そして、昨年12月18日に総合教育会議の開催し、教育委員との意見調整を図ってきたところでもあります。この結果についてはご指摘のとおり、新聞報道されておりますが、「平成33年度という統合の時期についてはこだわらない。」という総合的な意見としてまとまったところでもあります。理由については、町の財政事情、当面の児童数の推移、複式学級に対する対応、地域の活性化事情などなどを勘案したものであります。

ただし、今後とも統合の方向性は変わるわけではなく、施設の老朽化や児童の減少が続く限り、将来的な統合は目指していくものであります。統合の時期については、今後とも総合教育会議の場で地域の活性化等、情報交換をしながら、さらに町の財政事情を踏まえ、総合的に判断していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川 元君。

1. 教育長(布川元君)

それでは、私のほうからは2点についてお答えを申し上げます。

1点目の小中学校の学力が報道によると落ちているように思われるが、今後の学力向上の考え方は、ということについてお答え申し上げます。

本町の学力は山形県と同様、全国に比して下位でございます。なかでも小学校においては国語 B、いわゆる国語の応用的な問題、それから算数の A、算数の基礎的な問題が、今年度については大変悪かったというふうな現状でございます。

中学校においては、数学 A・B が大変悪い結果でございました。その結果を踏まえて、先生方とともに研修をしたり、あるいは先進地に行って先生方が研修を積み、7月の末には全町内の先生方が一堂に会して研究についてさらに討論をし合い、2学期から対策を練った方策を各学校で取っておるところでございます。詳しいことについては追加質問があれば答えたいというふうに思います。

また、外国語については学校と連携を図りながら、小学校の5、6年生については年間70単位時間、3、4年生については年間35単位時間の授業を確保し、外国語活動を指導するというようにしております。

このように、平成32年度からの新学習指導要領の全面実施を見据えて、英語教育の充実を図りながら英語力を含めた学力の向上に努めてまいります。

2点目の部活動と総合型スポーツクラブ及びコミュニティ・スクールの関わりはどうかとの質問についてであります。運動部活動は学校教育活動の一環として行われており、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒によって自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する

中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であります。また、運動部活動は体力・技術の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒が自発的・自主的に活動を展開することにより、自主性・協調性・責任感・連帯感などを育成するとともに、生徒同士や教師などとの密接な触れ合いの場として、大きな教育的意義があるものと考えております。

この度、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子(案)」が提示されました。ガイドラインでは、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備の地域との連携等において、運動部活動を持続可能なものにするため学校や地域の実態に応じて、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等、地域のスポーツ団体との連携や保護者の協力や民間活力等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めるとしております。

今後、ガイドラインを踏まえて、学校教育の一環として教育課程との連携を図りながら、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図りながら、生涯にわたって心身の健康の保持増進し、豊かなスポーツライフが実現できるよう、学校と地域・保護者がともに、子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の整備に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

ありがとうございます。

最初に順を追ってお聞きいたしますが、まずは太陽光発電に関してお伺いいたします。

先ほど町長の説明があったとおりですが、現在ですね、実証実験を行っているわけですが、町長は見られますって言うけど、今現在4m以上の雪で道路からも見られない状況になってるそうです。一番心配していたのがやっぱり雪の問題で、本当にできるのかということ。それとですね、最近の報道を見ますと、かなり厳しい状態に発電業界が来てるのかなと。一つはですね、いわゆる電力の買い取り価格ですね、これが当時、当初は40円からスタートしております。それが説明会ではですね、38円という説明があったと思います。ところが昨年から見ますと、また今回、新聞報道も出ましたけども、下がりましてですね、18円、2018年度からは18円になると。当初、説明会の前、最初の当初40円からすればもう5割以上、売電価格が下がっているという状態。そうした説明会でも38円と言っておられたところから比べれば、もう20円も下がっている状態。果たしてこれで採算性が合うという計算をまだ立ててらっしゃるのか。こういう売電の変化に伴ってですね、太陽光発電の関連業者等の倒産も増えております。前年比でいきますと、2017年、去年ですね、去年前年比でいきますと35.4%増の88件がもう倒産をしているというふうな状況が出てると。町としては当然、大規模土地開発の関係で意見書を付して県の許可を得るために提出するということは、決して町が関係ないということは言えないのではないかと。当然関係あることですので、どういふふうな今町に対しての話が来てるのか、何の話もないというような状況だとすれば、果たしてこのままでいいのか。かなりの部分用地買収はされておりますし、さっきの話で環境アセスの話がありました。ちょっと県議会で可決された話がちょっと私知りませんでしたので、私が調べたところでは環境アセスには、これまで太陽光発電は入ってなかったんですね。いわゆる水力、火力、原子力、風力かな、この4つが入ってたんですけど、太陽光発電は環境アセスには入ってなかったもんですから、これはどうすんのかなというのは思ってたんですけど、県議会でそういう形になった。そして先ほど説明だと環境アセスの評価云々で3年ぐらいかかる。業者の思惑とは大きくかけ離れた状況、そして違反したという、造成で違反したということで、それをまた復元というか、直

しなさいという指導もきてると。今現状でこのユニバージー75ですか、合弁会社。なんの連絡も取れてないという状況の中、今の現状はいかがなんでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まず、売電価格の件に関しては賛成意見とかそういうあれでなくって、売電価格は東北電力で計画立てた時点で売電は38円で計画なってるのがそのままなんです。まず、それは38円で計画なされてるってことです。大石田の場合ですと。今、その後のいろんなユニバージーとの話し合いについては連絡会議の座長の横山副町長から答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

副町長 横 山 利 一 君。

1. 副町長(横山利一君)

さっき町長も答弁しましたように、9月に6月、7月以降の進展がなかなかないということもありますし、また町民の皆さんから様々な問い合わせをいただいておりますので、町内のいわゆる関係課長含めて連絡会議を設けました。と申しますのは、やはりあのエネルギー関係はまちづくり推進課、同様に大規模土地取引の届出等の受理もまちづくり推進課。ただ、実際の林地で開発にあたっては産業振興課の林務の関係。さらにはそれに至るまでの林道も林務。併せて、事業者の考えでは次年度集落から旧小平集落への区間の町道の使用もしたいということもあります。これも当然ながら建設課。建設課においては、さらに急傾斜地の対策、地滑りの対策ありますので、併せてこれも町民の方から申し出を受けておりますように、一部にはギフチョウ、ヒメギフチョウの生息地に係わるんじゃないかということがありますので、当然ながらそういう面では教育文化課。そういう関係課長。さらには適正価格も含めて、今の買収の単価、あるいは固定資産税の評価等も含めて、町民税務課長ということで連絡会議を設けました。

それ以降ですね、先ほど町長が申し上げたように、その時点で、実はユニバージーのほうから説明を受けました。町としてはその次のステップに進むために、先ほど申し上げた4項目について、ぜひ会社の回答をお願いしたいというふうな状況なんです。部分的に時折、そういう報告は受けておりますが、少なくともその4項目については前進がありません。一つはやはり冬期間の実証実験はどうなんだということがありましたので、それは次年度地区に施設をつくりましたということで、それ以降ですね、担当課長のほうが何回か現場に行っておりますが、降雪以降は大変な状況だと。ただし、昨日、一昨日あたりの情報を聞きますと、地元の業者が駐車場部分については除雪をしているというふうな情報をいただいておりますので、設備自体は見えるかどうかわかりませんが駐車場には車が止められるというふうな状況です。

それ以外のですね、実はその今、議員おっしゃったユニバージー75の合同会社って、私もそこが、その会社がというふうな認識をしておりましたが、実際はその会社は受託をしている会社なんです。んで、実権はそこに投資をする会社、ソネディックスという会社がありますので、それが後で私どもに報告ありましたが、去年の4月の段階でユニバージー75の全体のをですね、ソネディックスが全部買い取って、今はメインがソネディックスという投資会社になってます。そういう大事なこともですね、こっちから問い合わせしてどうなんだと言って初めて返ってくる。それ以後はですね、県の林務森林整備課との関わりで、先ほど町長申し上げました、いわゆる林地開発の許可を取らないで作業道を開設したということがありまして、今はその段階で止まっております。それ以降について、当然ながら春には改めて計画を立てて復旧をするわけですから、その復旧を



するにあたって林道を使わなければなりません。その林道を使うにあたってどういう方法でやるのかについてもですね、まだそこからですね、進んでおりません。ですから、今申し上げたようにですね、そこからどうなっていくのかというものについては今現況ではそのとおりです。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

そうするとですね、ソネディックスという会社が変わった、今後どうなっていくのかなあというのが皆さん関わっている人は特にそうなんですけれども、次年度地区の山、環境保全云々、そしてさっきの環境アセスに関してもどうなっていくんだろうという心配をですね、かなりしてらっしゃる人もいますし出てくるのかなと。先ほど38円で言いましたけど、説明会では32円という説明会をなんかしてるそうですね。これはある方がネットに載せておったんですが、横山ですかね、これあの説明会に行って聞かれたときには32円で買い取ってくれるというような話をされたということでした。私もちょっとびっくりしました。訂正いたします。32円でもあとは冬の間本当に発電できるのかというのが一番心配なところでありまして、成功していただければ、町長も以前1%でもなんとか成功してもらえればいいのかって話をしてきたことがありますけど、成功してもらえればいいのか話なのかもしれませんけども、名前を出していいか、以前のバブル時代の八千代鉱産のような二の舞にならないようにですね、町もやっぱりある程度関係をしているわけですから、注視をしながらですね、ぜひ誤りのないように行っていたきたいなところだけです。

それについてどうですか。今後の対応はどうされるっていうか、対応できるのかどうかよくわかりませんが、どうお考えになりますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

昨日、私、実はその現場に行ってきました。次年度の現場に行ってきました。半分は完全に雪の中、半分の急傾斜の屋根のところは雪がないようでしたけども。そういうことで、たぶん私自身もするほうがおかしいのかなというような、感じてきたところです。

これからは、県との対応、県の対応を考えながら町も一緒になって県と一緒にこれから、今後の対応を考えていきたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

間違いのないようにぜひお願いしたいというだけです。我々としては。

次に、消防分署の建設計画に関してはですね、順次進んでいるのかなと。ただ、どこまで進んでいるのかというのがなかなか説明もないわけで、先ほどの報告の中で一つ、ちょっとどうなんだというところございましたので、そこだけお聞きします。

お答えの中で、「これまで、買収単価の調整等を事前事務を行ってきたところですが、今後、年度内に用地交渉を進める予定であります。」この年度内について、課長書いたのかわかりませんが、年度内っていったら今月中ですね。用地買収等々もうかかってらっしゃるのかと思いますけど、どの程度までの進捗状況なのか、これは課長のほうがよくわかるでしょうから課長からちょっとお願いしたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 吉田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

消防分署にかかる建築の進捗状況でなことで、私のほうの現課のほうでの対応はどうなんだというご質問かと思えます。

11月末に消防委員会のほうから答申をいただきまして、町長のほうへ報告してその旨ということなどで指示をいただいたところでもあります。その間、関係者の相続関係やら抵当等々の地権者の内容等について調査をしているところでもあります。それらを踏まえて庁舎内での買収の単価の調整を行って、現在、用地交渉を進めるために地権者のほうへ協力の依頼をしております、個別の訪問、要請、要は用地交渉でありますけども、議会終了後にかかるという形で進めているところでもあります。あらかじめ文書をお出しして留守にならないような形で、時間の調整を今、依頼の文書を出しているところでございます。以上でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山 二郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

それだとやっぱりこれから用地交渉は始めると。今までは下段階だと。ようやく整ったのでこれからはと。だと、今んとこ予定どおりだという形で捉えていいんですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 吉田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

29年度では用地の選定と交渉ということなどで予定しております。実際の締結については、30年度予算で今予算化しております、これからご審議いただくこととなりますので、予算の契約の締結は30年度、並びにそれらに付属するいろんなボーリング調査やら用地調査等についても30年度でということなどで予算化をお願いするところです。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山 二郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

ぜひ、予定どおりですね、できれば予定よりも早く立派なものをつくって、町民の生命、財産を守る施設を立ち上げていただきたいなというふうに思います。

次にまいります。小中学生の学習と学力についてお伺いいたします。

先ほど、教育長からの答弁ありましたけども、新聞にかなりでかく本県厳しい結果というふうなことが出ました。これまでいろいろと本県としては、特に算数とか数学が課題となってきたというふうな話の中で、取り組んできたはずなのに平均を下回ったと。差、自体も一番大きいというふうなことで、かなり厳しい結果だという認識を持ってらっしゃる。大変な深刻な状況であるというふうに県の教育委員会ですかね、どっちかっていうと、思ってたらっしゃる。そのへんでですね、町として町の現状はということで先ほどお伺いしたら、町自体も多少下がってますよと。特に国語B、算数A、数学A、B。国語Bはまあまあなのかな。も、下がってるってことですかね。そういう形で今まで取り組んできたにもかかわらず、なかなか成果が上がらない。そこで今回、英語教育というのが入ってくるんですけども、教育長からわざわざ現在使っているものと、これから使う教科書をちょっと読んでということでお預かりしましたけれど、内容ずっと見させていただくと、やっぱり私中学校入ったのがもう50年前という形になりますので、当時の英語教育との差は歴然とあろうかと思えます。ただ、中学校1年で我々のときは初めて英語を習うというところですが、ほとんどこれを見ますと、この小

学校の段階で中学校1年ぐらいのものはかなり入ってきて勉強するのかなあというのがわかる程度、わかるっていいですか、これがやる科目なのかなと。かなり今まで教育業界っていうのは、昔は詰め込み教育と言われて、そこからいろんな問題があつてゆとり教育になって、ゆとり教育をしてみたらまた学力下がったからってまたこれからがんばってやらせていかなきゃいけない。そして国際的な教育という形で英語教育ということも入ってきたんだろうなあというふうに思うんですが、本町に関しては、英語教育に関しては国際専門員の方を、今までもやっていますしこれから充実して全協(全員協議会)でも話いただいた、本会議でも話していただいたような形で万全の体制を取っていくんだろうなあというふうに思っておりますが、英語教育の場合なんかもそうなんですけど、昔から三つ子の魂100までと言われるほどにですね、いかに小さいころからそういう外国語、あるいは英語ならそれに触れさせていくことが大事なのかなあ。だとすれば、より大石田町の特に今度英語教育といった場合は、言われたことだけを先んじてやっつけていこうという形だけじゃなくて、じゃ、もう一歩進んで幼児教育からも触れさせるような、なんか考えられないのかなと。そうすると教育委員会だけでなく、今度保健福祉課といわゆる保育園との兼ね合いとかですね、そういうところまでこう踏み込んで、本当の一貫した幼・小・中という町で教育できる課程の活かした教育方針といますか、やり方をですね、考えていってもいいのかなあ。他市町、他県、私立とかなんかはもうやってるもうすでにやっけてるところは当然あるかと思いますが、特に本県の中のまずは一番になろうかというような中での教育方針。英語教育ならばそういう形も考えていく必要があるかとは思いますが、そういう考えとしてはどうなんでしょうね。教育長。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

質問が多岐にわたっておりますので、端的に答えられるところから答えますと、一番最後の質問の保育園、小学校、中学校と一貫した教育をしてはどうかということなんですが、あの保育園に関しては私どもの管轄ではないんですけれども、そういう意味から言うと困り感のある子どもたちについては、同じような臨床心理士を町で雇い、町でっていうか教育委員会で委嘱して来ていただいて、その方に保育園も小学校も中学校も見させていただいております。ですから、支援が必要な子ども、あるいはあの困り感のある子どもについては、保育園からずーっと引き継いで中3までその改善状況に手助けできるような手立てをやっております。

また、英語についてはですね、本来ならば今は5年生、6年生しかする必要がないところを1年生から本町はやってます。それを見てふたば保育園などでは、小野専門員を時々委嘱して英語的なことも遊びをやってるようでございます。ただあの保育園でありますのでカリキュラムがあるわけではありませんから、そのへんはこちらから強制することもできないので、今こんなことをやりますよっていう情報提供ぐらいしかまだできてないところであります。いずれ、そういうふうな時代が来るかもしれません。

それから、ついでですから英語がなぜ導入なってきたかということ、ちょっとお話させていただきます。よろしいですか。

英語はですね、実は寺子屋と同じなんですよ。江戸時代寺子屋ができましたね。それは何故かという武士だけが文字を覚えてても、一般の人間が貧困から脱出できないんですよ。文書を書いても全国に情報が渡らないわけです。それを防ぐためにすべての日本人が読み書きそろばんができるようにしたらいいだろうということで寺子屋が始まったわけです。それで今、ちょうど日本はどのような状況にあるかという、世界の中で日本人だけが英語文盲なんですよ。日本人以外、韓国

人もフィリピン人もみんな英語できます。日本人だけがどこに行くにも通訳がいるわけです。そうすると、交渉力、競争力もそう、交渉力がないんですね。あの外国との国連の会議なんかを見ててもわかるように、日本人だけです。イヤホンしてるの。ああいう状況ではどうしても欧米コンプレックスから立ち直れないだろうと。さらに欧米人コンプレックスから逃れられないだろうということから英語文盲をなくそうというのが、この英語教育の根本にあります。

同じように私も、本町の教育の根本はどこにあるかという、貧困からの脱出だと思っております。学力をつけて、問題解決力をつけて、そして誇りと絆と向上心を持たせることが本町の教育の目的であります。んじゃ、学力が低くて大変問題なんでないかというふうにあの県議会でも言われてますけども、じゃ、低いといってもどういうことなのか。本町はですね、たとえば先ほど中学校で数学が低いという話になりました。低くて50点の半ば以上なんです。全国はどうかというと60点ちょっとぐらいです。低いというのは0点とか30点じゃないんです。小学校の算数70点ですよ。約70点。全国が70点の上のほうなんです。30点とか20点の話じゃないんですね。ですから、あのそういう面からいうと、私どもはあんまり焦って全国学テの対策はしてきませんでした。ただ、私の指導力の甘さとそれから先見の明の不明な点があったかなと反省して、私の指導力不足だというふうに思っております。ただあの先生方に、昨年先生方もショックを受けて、私もショックを受けて、んじゃ、もうちょっと上げようかということで秋田県に視察に行って現在対策を取っております。以上でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

努力なさってることは重々わかりますし、英語に関しても前町長は大石田町から世界へというふうな話、要は英語をしゃべれるか、しゃべれないかによって職種、仕事の分野も広がるよということも当然確かなことでありますので、そこに力を入れていけるのはすばらしいことだなあと。今後とも続けていただきたいなというふうに思います。

そこで、次の結局あの部活動と総合型スポーツクラブ、これに関係した質問にも関係して来るんですね。私から言わせると。というのは、今回総合型スポーツクラブが4月から開講するわけですが、現在見ると4つのスポーツ。なかなか集まりが今のところ悪い。総合型スポーツクラブに関しては県内でも今はもう最後のほうでありますし、本来であればもっといい形ができたのかな。なんかこういかに早く、最後だからとにかくつくらなきゃいけないみたいな感じの感覚がちょっと強いみたいを感じるんですね。そこでやっぱりいろんなところ調べてみますと、昔その総合型スポーツクラブ、もう20年ぐらい前ですね、言われてできたとき。これはですね、徐々にその学校の部活のスポーツもすべて総合型スポーツクラブにもう移管しちゃうっていか、そっちのほうで全部やっていきましょうよというふうな話がちょっとあったと思うんです。それによってできたところもあるんですね。順調にきてる。いわゆる部活動。今回部活動と総合型スポーツクラブとの関わりということで、スポーツ庁のほうからいろんな文書が出てまして、運動部活動のあり方を議論するスポーツ庁の検討会議で、中学校の部活動について学期中は週2日以上休養日とし、1日の活動時間は平日は2時間、休日は3時間程度までに抑え、合理的で効果的な練習を実践とすることを柱とするガイドラインの骨子案が示された。これは取りも直さず教員の働き改革にもつなげたい考えっていうのがあります。ここがものすごいキーポイントでありましてですね、中学校のね、学習指導要領の中での部活動の規定というのは、生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の需要等に資

するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体との各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。っていうのがあるわけです。結局、いろいろ考えると今、教育長が行ってるたとえばコミュニティ・スクール、これも大きな意味で包まれてくるっていうかな、関わってくるような段階。そうするとそこに総合型スポーツクラブが出てくることによってのなんの関わりがあるかっていったら、部活動をする、今の部活動に関して一番問題はですね、さっきスポーツ庁から出た最後の教員の働き方改革につなげたいって言うのがあるんですね。根底に。そして、部活動を今やってる中で中学校の先生方もですね、やっぱり残業時間及び休日出勤の大半は部活動なんだと、今。部活動に従事する顧問は、教科指導、生徒指導への時間が短くなっちゃってる。ですから、中学校の顧問の悩みの NO.1 が、公務が忙しくて思うように指導できないっていうのが一番です。2番目は、自分の専門的指導力不足っていうのがあるんですね。やっぱり自分がたとえばスポーツをやってきて、これをやってきたから、んじゃ、この部活は見られるよという先生が何人いるかというところで、ただし今の部活動に関して言えば、たとえば中学校の場合は全員加入というような形。運動部なり文化部なり何かに加入しなさいというふうな指導で行われていると。そうすると部活動ある中で、それを専門、専門ないしはやったことがあるというふうな、先生方が果たして全部がこうそろっているのかっていうとそうでもないのかな。そうすると、一から勉強して先生方指導していく。これはこの指導するっていうことはですね、部活動の顧問というのはボランティアではないんですね。当然、学校長から職務命令によって命じられた付加的な義務であって、これは有償になってるわけです。結局は。ただし、やっぱりその部活動に時間をかなり割かれますので、時間的余裕がない、たとえば、んじゃ、その教科を持って事業を教える、それも下手するとおろそかになってしまいがちだ。そうすると、どっちつかずになってしまう場合も出てきますよという中で、その総合型スポーツクラブ。これと学校、部活動との関係を私は有効に本来はしていったほうが良かったのではないかなと。だと部活動にある、たとえば野球、柔道、ソフト、剣道あるいは今、卓球ですか、あと何あるんだかな。陸上。これが部活動の体育のほうですね。これらと同じような形態の総合型スポーツクラブも抱き合わせた形でこう一緒になってやってきたほうが、子どもたちも今の成功事例でいくと、たとえば3時から5時までやった後、2時間やった後、それからもう1時間はそのスポーツクラブのほうにすぐ移行すると。場所もその同じ場所でやる。教える人は当然顧問がいるんだけど、顧問が学校から今度はスポーツクラブに変わるので、そこでスポーツクラブの指導員にまず代わる。そうすることによって当然、顧問の先生とその指導員、クラブの指導員のコミュニティも取らなきゃいけないし、そこに父兄も混ざってくる云々でなれば、それを母体としてこうクラブづくりをしていくと、人集めにもそんなに苦労しないである程度まとまっていけるのかなと。そうするといわゆるコミュニティ・スクール的な地域との関わりとか、そういったものがうまくできるのかな。今現在のスポーツクラブ4つ立ち上げた段階で、なんとか今 toto から64万8,000円、町から80万で148万ですか、予算付けまたなりますけども、それでやってける。ただ、5年後はどうなるんだっていうのが非常に心配、そのへんの今言ったようなことで教育長のお考えどうですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

議員おっしゃるとおり、理想的にはその格好が一番だと思いますね。たとえば、うちの学校の周りに大学があつたり、企業があつたりして中間の運動層が多い。我々が高校生、大学のときに大石

田には体操愛好会というのがあって、部活が終わるとまっすぐ中学校に行ったわけですね。んで、夜の9時まで中学校の生徒を教えたり、教わったりしたわけですよ。それでお互いに運動してきたのですが、ああいうふうな形態がここでいう総合型スポーツクラブの競技性を高めるための一つの方法だと思います。それによって議員おっしゃるように、働き方改革になったりいろいろするんですが、果たして大石田でたとえば柔道、剣道、陸上、卓球、バレーボール、放課後の時間に教えに行ける、あるいは一緒にそのスポーツを楽しめる方が何人いるでしょうか。私どもはそこを非常に懸念しました。やりたいんです。やりたいけども、じゃ、中学校の生徒と一緒に部活すっべ。やれて7時からですね。じゃ、今度7時からなった場合に中学生はどうなんだろう。あるいは大会に行くときのために顧問もそこに7時からいなきゃいけない。結局、監督しなきゃいけませんからね。そんなことを考えると、そこはまだちょっと時期尚早なのかもしれません。議員おっしゃるように理想的な形はそこにありますし、今日の自民党の発表にも自民党のスポーツ立国調査会で蓮さん、元文科省ですが、同じようなことを言ってる報道を先ほど課長からもらったところです。その方向には向いて行くんでしょうけど、ちょっと今はまだあれかなと。ただその前段階として我々どうしてもしたかったのは、町民の健康力アップです。ですから、吹き矢であれ、ウォーキングであれ、誰でも取り組めるところにみんな参加してもらいたい。今日申込用紙持ってきておりますので、ぜひ議員の方々も参加していただいでですね、中間の昼の運動を楽しむ人口を多くしてもらいたい。それから夜、ヨガもエアロビクスもしますので、ぜひご紹介いただいて夜楽しめるようにしていただきたい。その人口が拡大することによって、いずれ議員おっしゃるような中学校の部活動の強化と働き方改革につながるような方策になればというふうに切に願っております。ありがとうございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

できるだけそういう方向で順調にいけば最高だと思うんです。ただね、やっぱり本来もうちょっとがんばっていただきたい、たとえば今度の総合型スポーツクラブできた段階です、このイベントを開催する云々という話もありました。ただ人員的な問題、今はどうしても町の職員も関わってしまうというふうな状況もあります。前の社会教育での生涯教育センターみたいな感じになってというふうに、あの職員の方々ほとんどの町のいろんな事業のスポーツイベントとか、それを任せられちゃったみたいにして仕事してる。「もう少しあなた方、自分たち楽するように団体育てて団体に任せてやって、自分たちサポートちょっとするくらいにまでなったら？」っていう話を何回もしたことあるんですけど、やっぱりそういった町職員の軽減、仕事量の軽減とかですね、そういったことも総合型スポーツクラブをもうちょっとしっかりとしたものにしていくことによって、そういったいろんなイベントもですね、やってもらえる組織にしていければ、今あの町でスポーツイベント開催に対して、50何万ですかね、なんか予算付けもしているようですし、そのへんも今度そっちのほうにつき込んでやってもらおうとか、そういったことができてくるんじゃないのかなと。そうすることによって、あとまた今スポーツ推進委員ですね、この方々なんかは特にその中にしっかりと入っていただいて、よりいろんなスポーツをできる指導員育成、あるいは自分たちも出向くようなシステムをつくっていく必要があるかと。以前あの町でいろんなスポーツの指導をできる方というアンケートを取ったことがあったと思うんです。ただ取り方がなんかよく、どうなんだろうって、指導できる方みたいなそれではいいえそんな、そうじゃなくてやっぱり、たとえば中・高・大ならそれでやってきたスポーツはとかね、そういった形の中で指導してくれとかっていう話じゃなくってどういう人材が、どういうスポーツをやってきた人たちが町にはいらっしゃるのかというものをまず把握をして、何かの機会にあっ

たらその人にたとえば当たりながら、「いかがですか、こういうことちょっとお願いしたいんだけど」っていうやり方で指導できる方のリストをつくらとかですね、そういったことをしていかないと、やっぱり広がりが出てこないのかなあと。ぜひとも、その4つの今スポーツですけども、もうちょっとこう広がりをもって、町のスポーツイベントまで全体を仕切るくらいだね、総合スポーツ型のクラブにしていっていただければなというふうに思いますので、そこはよろしくをお願いします。

そのへんは町長としてはどう考えますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今の大山議員の意見に賛成し、その方向付けで教育長と話していきたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

よろしくお願いいいたします。

最後になります。小学校の統合について、町の考えは先ほど町長からの答弁でいただきました。私がゆってるのは、だからやっぱり議会でもお願いましたし、それで検討しますよと言った手前、新聞に出たからあとなんにもないっていうのはどうなんだろうと。私はこれを、この一般質問するのになんでこれをまた入れたかってゆったら、議会報にこの答弁とかその内容を載せてですね、町民にしっかりと知らせるためにこの質問を、項目を1項目入れさせていただきました。新聞に出たからいいって、今若い人新聞見ないですよ。新聞取ってる家意外と少ない。ネットで見られますから。ただネットで見られても大石田の細かいちょっと載ったくらいのやつなんかそんな全部載りませんので、ほとんど知らない。若い人は特に、子育て世代とかそういう方は知らないんじゃないかなと私思うんですね。結構年配の人のほうがじっくりと新聞を見出しから1から全部こう見て1日過ごすとかね、そういう方もいらっしゃるんですけど、意外とお年寄りのほうが情報通な方も多いと。一番関係する若い人がどういう方針でいくのかわからないっていうのは、やっぱり町の方針としてはまずいのではないのかなと。やはりせめて町民にいかにも知らせるか、我々議会としても質問した責任もありますし、知らせる方法としては私今回こういう手法を取らせていただいたんですが。

今後ですね、今答弁したからんじゃ、もういいかっていうことなのか、改めてちゃんとした報告をされるのか、どうですか、そのへん町長。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

改めてこの場をお借りして説明させて、よろしいでしょうか。今。(大山議員:「今は私の質問の時間だけですので。」)

議会軽視とかそういうあれではなくって、あくまでも教育会議は教育諮問会議だったものですから、調整会議だったものですから、その新聞に出た云々に関して私の方針としてただ言っただけであって、今現在同じような形の中で答弁させていただきたいと思います。

平成33年度という統合の時期についてはこだわらないという総合的な意見としてまとまったところであります。理由については、町の財政事情、当面の児童数の推移、複式学級に対する対応、地域の活性化事情などを勘案しながらこういう形の中でした次第です。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

だから、それは私が今質問してるからこうやって答弁として出てくるんですけど、んじゃ、今答弁したからあといいんだっていう考えなのか、これはさっき言ったように我々議会報に載つけて知らせるためについていうか、お知らせするためにしたんですけど、んじゃ、町長はそれに乗っかってそれでもういいんだはっていうふうな考えなのかってということなんですよ。改めて町民にどういう形で大石田の町報もあるわけだし、いろんな形でちゃんと方針としてはこういうことなんですっていうのを町報とかなんかで知らせるつもりがあるのか。議会は議会で全協(全員協議会)でも開いてこういうふうな方針でいきたいと思えますっていうふうな話をするのか、そこだけを最後お聞きしたいと思えます。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

総務課長のほうから答弁させます。今後について。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

制度的なことだけちょっと早口で申し上げます。総合教育会議はあくまでも調整なので決定ではありません。それを次の日に決定かのような記事が出たと。それだけは理解していただきたい。その記事をもって広報が書かれたというふうな筋書きですので、議会の広報のほうから我々がどういふふうな結論を出したのかということ聞かれたこともありませんし、今後4月の町政懇話会とか、区長会とかいろいろその場で町長が正式に皆さんには発するべきと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

以上で、6番 大山二郎君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。3時15分再開いたします。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 15 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

この際、時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議を延長したいと思えますが、これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)



それでは、最後ですけどよろしくお願ひいたします。

今回の質問に書いたとおり読んでみますね。最初、僕はあの本当の趣旨として国に惑わされず、町独自の仕事をしなさいというふうなつもりで、その考えではいるんですけどね。ただ昨日あたりのその課長たちの答えを聞いてると、なんか雁字搦めでね、国と県から雁字搦めでこれで国に逆らわずにできんのかなあっていう心配もありまして、そのへんを町長たちの答えを聞きながら、方向を変更するなりなんなりしてみたいと思います。

先日、ある雑誌を読んでいましたら、今回の地方創生についていろんなこと、2、3十ページあったんですが、特にその中でですね、一般の気になったのが、コンサルタントの匿名の座談会っていうのがあったんですよね。5人ぐらいの人たちが言ってましたけども、いわゆる地方創生で約1年間で1,000億円ぐらいの仕事があるらしいです。その中でいろんなコンサルもやって、はっきり言って、そのおいしい部分であると。これにたかっている人もいっぱいいるようだしという話をしてですね、実際問題としてこれは、あの町を批判するわけでもなんでもなくて、国の政策の問題でもありましょしね。ある意味だから、国の、国と町に対する一つのぼやきのつもりでいろいろ質問してみたいと思います。

答えを用意してあるようなので、それを読んでからまた質問させていただきます。よろしくお願ひします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

はじめに、「国に惑わされず町独自の考えでまちづくりを進めるべき」との質問にお答えします。

まず、一番目の質問である、「どのような町を目指すのか。」との回答として、現在は、平成23年に策定した、「第6時大石田町総合振興計画」にある「美しい自然と共生し、安心して暮らせるあたたかいまち」を目指す将来像としております。この目指す将来像の実現に向け、6項目の基本目標を定め各種施策を実施しております。

また、平成27年に策定した「大石田町まち・ひと・しごと総合戦略」は、国や県のまち・ひと・しごと総合戦略との整合性を図りながら、町総合振興計画に沿った形で策定されております。よって、町総合振興計画とまち・ひと・しごと総合戦略のまちづくりの目指す方向は同様であり、計画の期間や人口ビジョンの策定などが相違する点であります。

小玉議員が紹介された雑誌の特集記事は、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部で公表された移住・定住施策の好事例集に紹介された人口の社会増となった18市町村への取材特集記事でありました。一読し総じての感想は、それぞれの市町村が独自のアイデアを出しながら、地方創生の絵柄を描き、住民や地域の活動を活性化し、行政が後押しすることが重要だと思います。行政側がすべてを準備し、実施するには限界があると思います。

また、国策の功罪を合わせての町の考え方はとのご質問ですが、国の功罪等は町政への一般質問での答弁で、どうこうとは答えられない部分ではありますが、この雑誌によれば、地方創生を対象としたコンサルが数多くあり、コンサルが生業となる現象です。

国の制度を利用してコンサルが生業として成立するのは、地方創生の施策の趣旨としてはいかがなものかと思ひます。重要なのはそれぞれの地域に生活する人が、地域や町を目指す方向を共有し、住民と行政が一緒になって行動し、施策の実現には国の制度を活用できる点は、大いに活用することも重要なことと思ひます。

次に、二番目の質問である、ふるさと納税に対する町の考え、背景にあるのは、国の動向によらず、町の考えを推し進めるべきではとのご質問の趣旨かと思えます。

町におけるふるさと納税の推移や町経済への波及効果、そして町の施策の財源などの観点から現在の考えをお答えします。

町におけるふるさと納税の推移は、平成25年度の6件、寄附額137万円から始まり、現在では寄附件数9,100件、寄附額2億3,000万円を数えます。また、返礼品による地元経済への効果も大きなものがありますし、寄附額の4割は町の主要財源として活用もできます。

ふるさと応援基金については、2億円を超えることとなり、平成29年度からは基金を活用した定住事業も展開しております。

国においては、昨年4月には返礼品の割合を3割程度に抑える通知が發せられており、国の指導に変化が見られます。しかしながら、地元経済への効果や町の各種施策への自主財源の観点から、国の指導を受け止めながら現行制度を大きく変えないことも視野に入れながら、ふるさと納税制度を運用、活用してまいります。

今後とも、まちづくりの指針はぶれることなく、町民の目線に立って、国の制度を活用すべき点は活用しながら町政を運営してまいります。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

まず、あの2番目のふるさと納税の話から、とっつきやすく話してみたいと思います。

すごい金ですよ。2億3,000万ただで入ってくるという話ですから。ただ、そのこれあれですかね、町のほうではこれずっとこれからもあると考えているのか、それとも途中でなくなる可能性があるというふうに考えてんのかどうか、まずそのへんからお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

私自身はこのままずっとふるさと納税は続くのではなかろうかな。ただし、答弁したように3割、4割、何割っていう形の中での推移はあるかと思えます。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

これは、しかしどうなのでしょうね。やっぱり今町長の答えが正しいっていうふうに感じていいんでしょうかね。まずあのこのふるさと納税に対するちょっとした疑問なんですけどね、たとえばその昨日、僕はあの申告をしました。それで僕のその所得税の額からなんかしてどっかに寄附してやりたいと思ってもね、せいぜい1万ぐらいしかできないようなものです。そうすると、今回あの町長が言った、そのまちづくりのほうで今回全協(全員協議会)の資料でゆってくれたようなね、たとえば、山形牛のローストビーフのおせちとか、フレンチおせちなんていうものはやっぱり食べられないぐらいなものですよね。大体こういう、たとえばこの大石田にこないっばい送ってくれるその人たち、どのような人たちがそのこういう利点に預かってんのかどうかっていうの不思議に思うんですよ。僕もそんなに困ってるわけじゃないんだろうけど、それでもね、こんなの食べられない状態ですよ。これから考えればね。そんときにちょっと思うんだけど、あの歴史的にちょっと変な話ですけども、お金というものをまず、昔キリスト教でもイスラム教でもそうかもしんないし、仏教でもそうかもしんな

いけども、悪だというふうを考えてきたと思うんですよ。それは今、世紀が全然違うから違う話でもあるけども、だけどもその、たとえばその聖書の中に金持ちはなかなか天国に行けないような話もいっぱい書いてありますよね。それは逆を考えればそういう金持ちがいっぱいいているんな悪いことしたために、こんなふうな話になったのかもしれませんが。そういうことあんのかもしれませんが、19世紀あたりにそのちょっとしたそのお金に対する考え方がちょっと変わってですね、その新しい宗教っていうか、プロテスタントの人たちがお金をいいものと悪いものに区別したんだと思うんですよ。その中でそのキリスト教の中でも資本主義を発展していくような素材になったんだろうというキリスト教の信教の倫理の問題なんだと思うんです。このそのふるさと納税を考えたときにね、我々っていうか、そのキリスト教でもないけども、その彼らが考えるいい金、悪い金っていうのはどういうことかって考えれば、やっぱり額に汗して稼いだ金をいい金だっていうふうに考えてるんだと思うんですよ。これ、そのふるさと納税に対して、せつかくくれるものはなんだかんだいうってのは変な話でもあるけども、本当にこの大石田のために心配してくれてるんだろうかっていうふうに考えざるを得ないんですよ。そういうはっきり言ってしまえば、一種のマネーロンダリングみたいな気がしてしょうがないっていう気がするんですよ。そういうお金で、たとえばその大石田町が潤っていくのかどうか知りませんが、そのロンダリングしたみたいなお金でどういう町にできるんだろうかっていうちょっと正直そういう疑問があります。そのへんのことについて、町長はどんなふうにご考えておられますかね。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

今回のふるさと納税で、所得税の納税が少なくなったっていうのは、東京の港区そしてまた世田谷区、杉並、東京都の区が税収がかなりやっぱり減収してるというようなこと。でも、それに対して、東京区の区長さん方は反対は総務大臣にやってるようですけども、そこまでこれはやめたほうがいいというような方向はない、そういう話がないというようなことを強く言う区長もいないというようなことは聞いております。そういう点で、影響はかなりあるとは思いますが、東京都の区民税をいただいているは、それ以上に固定資産税いろんな点でプラスに、プラスじゃなくて、持っているからこそそういう意見、反対意見っていうのはあまり少ないんじゃないのかなあというような、今の時点ではそれ以上に安倍首相が言っている所得が増えてるかもしれませんから、そういう方向になってるのではないのかなと思ってます。

それから、それでじゃ、町はどういうふう潤ってるのかというようなことなんですけども、今、今度予算編成で皆さん方に提示されますけども、その提示額によっていろんな点でそれを今回は使わせていただきました。それは予算でわかるかと思しますので、あとで議員の皆さんはご承知のとおりになるのではないのかなと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

表面的に考えればね、今、町長が言ったみたいに東京都のある部分が税収が少なくなって、こっちが多くなってっていう話はあるんだけど、んでも、よくよくきちんと考えてみれば結局国に入る金が、本来国に入るべきものがこっちに来て、その半分が寄附者にまた戻ってるような形なわけだから、結局その本来国に来る50%部分っていうのはマイナスなってるわけですからね、最終的に税金として我々にくる可能性は当然あるわけですよ。だから、はっきり言ってその安倍政権が考え

ているの、これ本当に政策として、国の文句言たってしょうがない話ですけども、本当にいい政策なのかなと疑問に思いますね。

もう一つ、この今回、たとえばその大石田町でね、2億3,000万ぐらいのお金に来てですね。たとえば尾花沢のスイカとかいろんなところでこの商品返礼しているわけだけでも、実際問題としてその大石田町でたとえば農協さんでもいいけども、どのようにこのたとえばその2億3,000万来たお金っていうのは、どんなふうに動いているものなのか、わかりますかね。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

昨日、ふるさと納税推進会議、一昨日かな、やりました。で、2億4,000万弱、一応昨日現在、2億4,000万弱の内、7割が赤坂のあじさいさんであり、紀文さんであり、それからヒロミチさんであるというのが7割。3割の約7,500万弱が大石田からのスイカなり、米なりというようなことになっております。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

本当、ぼやきですみませんね。たとえばさ、あじさいに、あじさいなんて名前出して悪いけども、たとえばここに2,700万とか書いてありますよね。これ入ったからって彼らが全部このまま儲かるわけでもなんでもないわけですよ。それで、たとえばなんだけど、そのたとえば誰かが僕に1万円寄附すると町の代わりに俺がもらったことにして考えるとね、最初はだからそのまま悪いけど、5,000円分誰かにももの送ってくれっていう形なわけですよ。最初のうち俺も喜んでもらうかもしれない。やっぱり。ずっともらうかもしれないけども、そのうちなんか俺を利用して変なことしてんじゃないかって思ったときに、やっぱり少し虚しくなるんじゃないかと思うわけ。自分がね。町だっけと同じだと思うんですよ。これ。本当にこの町のため考えてくれてんのかどうか。ただそのおいしいなんかスイカが食いたい、肉が食いたいあて集まったお金を、どうなんでしょ。これね。大石田町のように金のないところはやっぱり金をもらってくるしかないって言われればその通りなのかもしれないけども、それではちょっとあまりにも何かこの町のなんていうの、アイデンティティーがないっていう意識があるんだけども。

どうでしょうかね、町長、副町長、そのへんの考えはちょっとどんなふうに、副町長もやっぱりこれふるさと納税はこれからずっとあるように考えますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

副町長 横 山 利 一 君。

1. 副町長(横山利一君)

お答えいたします。先ほど町長も答弁しておりますけれども、制度はおそらくしばらくの間は続くというふうを考えております。ただ、いわゆる返礼品の上限のいわゆる国からの通知、あるいはその先ほど小玉議員もおっしゃったように、本来の趣旨から目的から外れているっていうのは、実は私どもも従来から心の中にありました。それが基本的にはもうすでに競争になってます。1位はどこ、2位はどこ。県内の1位は天童、東根とこういうふうになってます。これに小玉議員さんのようにそれにイコールなるのはいかがなものかという方もいらっしゃるし、同様になんでこれしか増えないんだっていう町民の方もいらっしゃることは事実です。ただ、私はこの財源が未来永劫続くというふうには考えておりませんので、今、基金として持っているもの、すなわちこれは私、町から

すればいいように取って大石田を応援するためにいただいたものと理解しております。それは有効に活用させていただきますが、この基金がずっと続く、この給付がこれからも億単位でずっと続くというふうなそういう考えはちょっとできないというふうには思っています。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

その僕、心配に感じるのはですね、今その副町長言ったみたいに、やっぱり競争しなきゃならないわけですよ。A ランクの A5 のランクと A4 のどっちがいいかなんて話でいっぱい、どうしても競争していかなきゃならないとなるとね、町の職員もそのそういうところにこう頭が回って、回んきゃいけないという強迫観念が出てくるわけで、決してそのいいそのね、いい職員になっていくだろうかとちょっとそれ心配なわけですよ。目先のことを考えて、誰かと隣の町よりも勝つためになんかしなきゃなんないっていう、ちょっと本質的に違うようなその性格をつくらってしまうんじゃないかっていう心配があるわけです。そのへんのことについてね、やっぱり。

まずんじゃ、一つ聞きたいけども、これ、これからこのいわゆるいいお金として預かったものをどのように使っていきたいのかなあ。今度の予算であるような話してるけども。たとえば、さっき遠藤さんが言ったような話もあつかもしないし、そういう意味でいろんなところに使えるのかもしれませんが、それだって結局やっぱり町のその、たとえば庄司町長のね、理念みたいなのがあって、そういうなところにこうなっているの、ガンとして入れてくようなとかね。どうしてもその大石田町は金がないためについていうか、ほとんどがそうだろうけど、国に行ってお金をもらうために行かなきゃなんないわけですよ。先日の議長さんと町長とお代官様みたいにして行ってきたわけですけども、そういうの結局いい答えはするけど全く反映されるわけでもない。そんなに国も甘くはないし。それで、たとえば国会議員にしても国会議員たちがそのなんかやってあげるなんていう感じっていうのは、やっぱりそれちょっとおかしいとも思うんですよ。今回の森友にしても加計にしてもそうだろうけど、やっぱり公平にきちんとくれるものは町なり地方自治体にくれて、それで自分の力でなんとかありますよなんていうのは、やっぱり本来間違ってるものだろうと僕は思ってるんです。このまですのふるさと納税、これから町長どんなふうなその、今トータルでなんぼぐらい集まって、それでどのように有効的に使いたいっていう現在考えてることあったらお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

金額についてはまちづくり推進課長に答弁させます。

使い道としては、来年度ですけども、長年、町民の皆さんからどうしてもこれをやってほしい、こういうふうにしたほうがいいんじゃないか、こういう道路がどうのこうの云々というところに今年は使わせていただきました。長年、町民の皆さんから要望あった箇所について、内容については今度の予算を提示したときにやりたいと思いますけども、詳細について総務課長のほうからさせます。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

明日からの審議になりますけども、30年度に関して申し上げますと、今までのルールからすれば6割方を返礼品に費やして、いろいろ諸経費含めれば6割5分とかなるんでしょうけれども、残った部分について来年度は7,700万円をその返礼品以外、いわゆる施策に使わせていただきました。

いと思っております。その7, 700万円はどのような事業に使うべしという話で、たとえば議員さんたちがおっしゃられますように、給食の助成とか医療費の助成とかいろいろ考え方はあろうかと思えますけども、基本的には副町長が申しあげましたように、未来永劫の財源とはなり得ないだろうという観点から、そういうサービスの低減化にはしたくない。いわゆるハード的な、たとえばそのお金でもって教育備品を揃えました。それをもって子どもたちの施設をつくりました。幼稚園の今年は舗装に使わせてもらったりしますけども、そういうのを直しましたと、というような一過性のものに使いたいというふうには思っております。未来永劫、なくなった場合、んじゃ、しないのかというようなことにはならないかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

1. 議長(村岡藤弥君)

総額。総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

あくまでも現在の見込みなんですけど、29年度末で、29年度予算にも充当してますので、2億3, 300万ほど残金として残るといふふうに考えております。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

こんなおいしい話なんでなんかね、ぐたぐたいうのも変な話ですけども、これが本当にそのね、変に隣の町とけんかみたいでその競争ごっこならないようにね。なんかその国によってその隣の町同士がけんかさせられてるような気がしてしょうがないわけよ。んで、それ我々反対できないじゃないですか。住民だって、たぶんなんで持ってこないんだって言われれば。貧乏な町なのにこんなおいしい話をなんでお前たちやらないんだって言われれば、やっぱりこういう理由だからしないんだってなかなか言えない。んでも結局、たぶん町の職員だってなんか変だなと思ってる人もいるんだと思えます。こういう一種のあぶく銭みたいなもんだから。もつとその本当に町のため額に汗したお金でない限り、やっぱり町がそのいい政策ってなるんだろうかって正直思います。まず、このふるさと納税はまず。

この地方創生の話。これだってね、それこそ今回その雑誌っていうのはアエラっていう雑誌だったんだけど、たまたま買ったらおもしろいなと思って。東根だけね、今回その18の市町村の中で東根だけ載ってました。彼がスーパー公務員かどうかはわかりませんが。そういうふうに18の市町村の中で結局、リーダーシップ取れるようなそのスーパー公務員っていうのかわかりませんが、そういう人たちがいるためにその人口が増加したり、町がうまくいってるといふので評価されてる町だということだったわけだけでも、これだって一種の変な意味の強要でしかないわけだけでも。最初、だから自分としてはこんなふうにかつにその国の政策に則ってわいわい騒いでんのもどうなんだろうかっていふふうに言いたかったんだけど、やっぱりこれだといまいちね、やっぱりせっかくこの町ががんばっているんなことしようとしてるんだから、ちょっと方向を考えまして、ぜひその18市町村に並ぶなんていうの、彼らと同じようなこのリーダーシップの取れるようなそのスーパー公務員たちみたいなものを入れてもらってっていうかね、誰か、それで町のその発展のためっていうふうなことを。これ、このなんていうんですか、この答弁書書いてくれた課長さんだと思うんだけど、あれを読みましたですか。その部分。どう思いましたですかね。すべてがこれ、なんていうの、いいっていうわけではないと思うんだけどね、結局、1, 800もある内の18しかならないっていうんだから、これはある意味絶対的に誰かががんばったから数なるっていう問題ではないわけですよ。これ確立の問題しかないわけだから。だから、人口増加、たとえば定住させるにしたって何

にしたってね、やっぱり全部がうまく、全部の自治体がうまくいっていいことはあり得ないわけですよ。人口が増えないんだから。そのことを考えながら、そのたとえば今回はそのさっき言ったその匿名の座談会の中で話してたけども、移住対策のね、東京の事務所あたりにその田舎に俺してあげっから、なんかいい仕事見つけろとかっていう、そういう輩がいっぱい来るって話を書いてありました。怪しいその自分の経歴をね、そのロンダリングするんだそうです。いつかあのたとえばその去年だか一昨年、去年かな、その地域おこし協力隊のところ町でやったのがありましたよね。ああいうのがやはり、ちゃんとその町の職員がきちんとこの人はっていうふうに感じたんでしょから、残念ながらそういうのなかなかこうこの人は本当に、本当にやってくれるんだろうか、それとも怪しい人間かっていうのはなかなか区別っていうのはできないんだと思います。そんなことを考えてその2、3年前にその地域づくり協力隊をかけたっていうのもやっぱり、そういう理由があったからですかね。そのへんのところ課長わかれば。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 吉田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

従来、まちづくり推進課のほうで地域おこし協力隊ということで募集活動を行ってきたところであり、私がまちづくり課のほうに配属になりまして1年目に募集活動を行ってきました。その中で、既存の募集サイトていうことで募集をしたところ1名の方の募集があったところであり、その方の履歴等々見ますと、たまたまでありますけども、各市町村のほうのサイトの中にそういう方の名前がございました。申込みの状況があったということで問い合わせをしたら、私のほうに1年ほど、2年ほどていうことがありまして、その人となりたまたまわかったということでございます。そういうところで問い合わせ等をした結果、そういうなちょっとした注意事項、注意と言いますか、そういうところを洗った結果の中でお断りした経緯がございます。今回、採用いたしました職員につきましては正式採用する前に、人となりとは2回ほど面接をして、また町にも来ていただいたという形もございますので、その人となりについては、直接お会いをして採用することができましたので、いい経過を踏みながら採用できたというふうに考えております。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

大石田町の職員は、そういうふうにちゃんとしたその区別ができる職員がいっぱいいるといい話です。たとえば地方創生のたとえば2、3年前までいろんなことがあってですね、何月何日までこういう計画出さないと金が来ないとかいろいろ何かありましたですよ。そうすつとどうしても、やっぱり職員だけでどうしても無理だろうというふうに思うわけです。プロの国に対してこういう計画ださなきゃなんないってなったときにですね、そうすつとどうしてもそのコンサルタント利用せざるを得ない。たまたま大石田町はそういうのに引っかかってはないんでしょうから、良かったんでしょけども。どうしてもね、どっか、たとえば今どっか成功しているようなところを、ここではこういうふうにやってっから、こういうふうにしたらどうですかっていうふうに当然言われると思うんですよ。我々もそういう成功事例だったらやっぱり我々も納得して OK っていう形になるんだと思います。先日この雑誌読んでたら、愛知県なのかな、兵庫県かな、やぶって、別に大山君のあれじゃないんだけど、養う、父って書く、養父(やぶ)って読むんだそうだけど、その山の中で、国のなんですかね、特区でいろんなことやって農業を、要するにクボタとかいろんなオリックスあたりがやってるっていうふうな話も書いてありました。これが一番の成功事例だそうです。そういう特区で10区

ぐらいしかないってゆったかな。日本でね、国がやってんのは。大石田町もなんかそういうふうな形で何かその特別今考えているようなことってありますかね。こういうものをやって、それとも今までそういうオーダー、オーダーっていうか応募したことがあるというのがもしあれば。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

残念ながらありません。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

そのたとえばその国がやってる特区なんていうので、今回の変な今治のそのなんていうの、獣医学部なんていう話も出てしまったわけだけでも、うまく利用してね、すればなんかあんのかもしないですよ。たとえば一番、今そのさっき言った農業の耕作放棄地みたいな問題で、もうさっきの養父っていうところでは38haぐらいを耕作放棄地を再生したような話がありましたよね。それは当然、んでもどっかの会社が農業委員会とのいろんな話もあって、そのなんていうかな、特区で、特例です、農業委員会、農地の所得を会社ができるような話をしてやったって話なんだけど、これから大石田町もやっぱりいろんなことでそういうなんていうのかな、困り事が出てくるんだと思いますけども、なんかそういうの町長考えておりませんか。ひと頃なんかどぶろくの特区なんていう話もあったけども。何かその、それこそ町長がこれから理想とするような、たとえばそのやさしい町でもいいからそういうのでぜひ考えてみてもらいたいと思うんだけど、なんかあれば。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

私、今まで人口増云々ということ、地方創生っていう形の中でいろんな勉強させていただいたのでは、島根県かな、鈴木典和先生の奥さんの実家の島なんですけども、が、あそこに施設、高等学校をつくった。身障者の精神的なあれの中で、海もあそこは海の島ですんで、そういうところで寮制度でその特区っていうか、教育特区の中でそこにその身障者、心身障害者の人たちの子どもたちを再生させるための高等学校をつくって、今それが人口増いろんな点でつながってっていう話、私も行ってきましたけれども、ああいうふうな中で大石田町のこの風景、風光明媚な大石田町の中で雪の中で過ごせるような、ああいう施設をつくったらおもしろいかなあというようなことを考えているときもあります。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

僕も自分なりにその、たとえばまちづくりに対して参加なかなかできないっていうか、熟知たる思っているみんな持っているんだと思います。特別職の公務員として思うんだけどね。ただ、どうしてもそのお金をもらってこななければいけないというその負い目があるだけにね、町とけんかしてっていうかね、俺はこういうのやりたいんだってゆっても本当にこれ成立するんだろうかっていうのがあるわけですよ。どうしてもなんかこのままのずっと状態で、どこの自治体もそうなのかもしれせんけども、国のいいなりでしかないのかな。こうなさいって言われればせざるを得ないし、これに



反対するだけのなかなか勇気も持てない。うっかりするとね、大石田に金やらないなんて言われることもあるわけで。そういうので本当に地方自治とかあり得るのかなあってこう思うわけです。たとえば、江戸時代あたりまでだったらその300ぐらいの藩があって、その藩という別にあの江戸幕府から金もらってるわけでもないから、一種の独立の国なわけですね。そういうとこだったらそれは確かにその藩の、たとえばその武士たちっていうか、大名たちはいい暮らしして、その代りそこにいる農民たちはそれこそ大変は思いましたかもしれませんが、そういうのだったらやっぱりちゃんと藩ごとの特別な、なんかそのなんていうんですか、日本国中均等にならないようなね、そういうのできるかもしれませんが、今そのほとんどの地方自治体というのが国から金をもらってっていうふうに、そういうふうな形だけにその特色のある国、なんていうの、地方、町をつくりたいっていてもなかなか難しいんじゃないだろうかっていう気がするわけです。今回その18のところが特別紹介されているけども、これだって本当にね、きちんとした意味で本当にこれがなんていうのかな、たまたまこの今クローズアップされて雑誌なんか載ってるけども、これだって本当かどうかもわからないし、正直いってこれが正解であるとも思わないんですよ。何もあの1人でも人口増やしてどうのこうのあていうだけではない。やはり実際的に無理なわけですね。全体的に考えれば。そうすればやっぱり大石田町でやれるとすればなんだろうかと考えたときに、たとえば交流人口なんていうしかないのかもしれませんが。そんな意味でそのなんていうのかな、1,800ぐらいあるこの地方自治体の一つの大石田町としてね、なんか特色のあるものっていうものをこれから打ち出していけるんだろうかっていう、そういうような町長考えてありますかね。ずっとその国のいいなりにならざるを得ないのかなっていうふうな、ある意味悲しい思いでもあるんですけども。いや、そうじゃないよ、町長の同級生だったその綾町の後藤さんみたいにね、国とけんかしてでも町のためにやってくだっというふうな、そういうような感覚もあってもいいんじゃないかなという気がするんですけども。どうでしょうか。町長。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今現在、国とけんかしてまでも私はこうするっていう方向付けまでは、まだ気持ちの点ではないのが事実です。やっぱり町をいかにして売るかっての、これ非常に難しいことなんだろうなというような気が、たとえば発想的にできるか、できないかはわからないんですけど、交流センターできました。隣にはクロスカルチャーセンターで泊るところがあります。そしてまた、東京からの日帰りができます。というような、たとえば夢のようですけども、AKBの若い女の子たちがそこで一週間も10日も合宿できるようにすれば、華やいだまちづくりの中で男の人たちがそこに集まってくる賑やかな若者の町になるんじゃないのかなんていう夢物語はあるんですけども、それが果たして現実にするにはどういう形の中で持っていくのかっていう点も、非常に難しいなあということ。恵先生のような方に頼んで、んじゃ、やるか云々っていうようなことも、考えはあるんですけどもそっからのとっかかりはどういう形でもっていくのか、そうすれば駅は近い、そこに交流センターがある、クロカルがある、そしてまた温泉館もある、いろんなどころで楽しめるようなまちづくりにやりたいなという夢は確かに持ってますけども、どこからのとっかかりっていうな、どういう形の中でやるべき、やれるのかっていうまで達すれば非常に難しい、私でできるんであろうかというような気持ちで今いるところですよ。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

やはりあの町長みたいに明るいその希望あるのは本当にいいことだと思います。今回その18の市町村が紹介されたのも、そういうたとえば町長さんあたり、市長さんあたりがいて、それに共鳴する誰か職員がいてね、なんかやってみようかっていうことでうまくいってる可能性だってあるわけですよ。何を言ったらいいかわかんなくなりましたが、まずその地方創生でね、変なコンサルにごまかされないようにというふうにまず思っております。我々素人でなかなかこのコンサルタントが本当に実力あるか、ないかなんていうのはなかなか区別ができないだろうと思うんです。それだけで生活しているような人も結構いるようだし、こんなにならないように、ぜひということと、あともう一つ、その今回のふるさと納税、やはりいい意味でね、汚い金なんて言わないから、まず本当にいい意味でその町のためにね、使っていければいいなと思っております。

今、町長になんだかんだ僕ら自分がゆっていい町つくれないのかなんてゆってるけど、やはりそれは考えてみれば、自分に僕にもやっぱり議員たちにもそのまま返ってくる答え、問いでもあるんだと思うんです。自分たちもそのまちづくりのためにね、ぜひなんかいい方法があればというふうに考えておりますので、これからも地方創生であまりその国べったりでなく、大石田のアイデンティティ出してですね、がんばってもらいたいと思います。

質問だか、愚痴だかわかんなくなりましたが、常日頃僕がそのなんかいやだなと思っていることを言わせてもらいました。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

以上で、3番 小玉 勇君の質問を終わります。

これをもって、町政一般に関する質問を終結いたします。

本日の会議は、以上をもって散会いたします。お疲れ様でした。

散会 午後 4 時 01 分

**第12日目 平成30年3月13日(火) 本会議 午後1時10分 開議**

1. 議長(村岡藤弥君)

本日の会議を開会いたします。

本日の会議に欠席の届出がありました議員は、10番 星川 久君であります。出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、総務課 二藤部 課長が都合により欠席となりますので、八 鍬 主幹が出席いたします。ご了承を願います。

ここで本日の議事日程について、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果について議会運営委員会副委員長より報告を求めます。議会運営委員会副委員長 関 幸悦君。

1. 議会運営委員会副委員長(関幸悦君)

議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る、3月2日開会されました本年第1回定例会の議事運営等につきましては、皆様方のご協力をいただき日程どおり進めてきたところであり感謝を申し上げます。

さて、本日追加提案されます案件3件にかかる議事運営について、昨日、議会運営委員会を開催し協議した結果、皆様のお手元に配布している議事日程のとおり、本日の議事日程第4号に追加して会議を進めることに決定をみた次第であります。

なにとぞ本委員会の決定どおり、会議を進めて下さるようお願い申し上げます。

平成30年3月13日 大石田町議会運営委員会副委員長 関 幸悦。

1. 議長(村岡藤弥君)

ただ今の議会運営委員会副委員長より報告のとおり、本日の議事日程に日程を追加することに異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に日程を追加することに決定しました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

日程第1. 議案第10号から、日程第7. 議案第16号まで、以上7件を一括して議題といたします。予算特別委員会委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員会委員長 関 幸悦君。

1. 予算特別委員会委員長(関幸悦君)

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、大石田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第10号 平成30年度大石田町一般会計予算

議案第11号 平成30年度大石田町国民健康保険特別会計予算

議案第12号 平成30年度大石田町次年少子簡易水道特別会計予算

議案第13号 平成30年度大石田町学校給食事業特別会計予算

議案第14号 平成30年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算

議案第15号 平成30年度大石田町介護保険特別会計予算

議案第16号 平成30年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算

審査の結果平成30年第1回定例会本会議から付託された、議案第10号から議案第16号まで、以上7件について、去る3月8日、9日及び12日に課別審査、並びに本日総括審査を行い、関係する職員の出席を求め、説明を受け慎重に審査いたしました。

審査の結果は、議案第10号か議案第16号までの各会計予算について、いずれも原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

平成30年3月13日 大石田町議会議長 村岡 藤 弥 殿

大石田町議会予算特別委員会委員長 関 幸 悦。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

ただ今の予算特別委員会委員長よりの報告は、7件とも原案のとおり可決すべきものとするものであります。これにご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。7番 遠藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

15号についての反対討論よろしいですか。(議長:「はい。」)

平成30年度大石田町予算書の平成30年度大石田町介護保険特別会計について、反対の討論を行います。

介護保険の歳入の中に、第1号被保険者保険料があります。金額が1億8,889万9,000円です。この被保険者料は、つまり介護保険料になりますが、これまで月額6,290円のものに、1人当たりであります。月額6,290円から10円アップして6,300円になるという説明を受けました。その一方におきまして、今年度の補正予算の審議の中で、議案第8号 平成29年度大石田町介護保険特別会計予算の第4回の中での質疑の中で、積立金として介護保険給付基金積立金2,999万9,000円という積立金があります。積立するということは、前年度の介護保険の中での余剰金といえますか、これが発生していると私思います。この2,900万の余剰金の一部を新年度への財源とすれば、引き上げはせずに済んだんではないかというふうに考えております。10円のアップというのは介護保険者2,680人といたしますと、100円ありますと268万ぐらいの月額であります。年額にいたしますと322万3,200円ぐらいですか。つまり基金の2,999万9,000円の10.7%、1割強を財源とすれば10円の引き上げはせずに済んだんではないかと思っております。

私自身、町長の与党を標榜している中で、町長の面目を守る上では据え置きが望ましかったのではないかという思いで、この案件に対しては反対いたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。1番 岡崎 英 和 君。

1. 1番(岡崎英和君)

それでは、賛成討論を述べさせていただきます。

今、遠藤議員があった、あの据え置き、10円ほどの据え置きを削っていくらかでも負担を減らせばという声も重々わかってございますが、単年度だけの予算を見て垣間見るのではなく、一歩引いて、木だけを見ずに森を見て安定な運営、もしくはあの度重なる料金の改定というものを防ぐためにも、ある程度の必要なきは動かざるを得ないという状況が見えると思います。よって私はこの内容に賛成と思ひ討論いたしました。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。ただちに採決に入ります。

これより、議案第10号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第10号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第10号「平成30年度大石田町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第11号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案

第11号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第11号「平成30年度大石田町国民健康保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第12号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第12号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第12号「平成30年度大石田町次年度簡易水道特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第13号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第13号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第13号「平成30年度大石田町学校給食事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第14号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第14号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第14号「平成30年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第15号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第15号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。

よって、議案第15号「平成30年度大石田町介護保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第16号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第16号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第16号「平成30年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8。「議員派遣の件」を議題といたします。

議員派遣の件については、大石田町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しております別紙のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任したいと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに決定しました。

次に、追加議事日程の1. によって進めてまいります。議案の上程であります。

日程第1. 報告第2号から日程第3. 議案第39号を議題として上程いたします。

日程第4. 上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町長 庄 司 喜 與 太 君。

#### 1. 町長(庄司喜與太君)

議会運営委員会副委員長から報告なされましたとおり、追加議案をお願いいたします。

報告第2号「損害賠償の和解についての専決処分の報告について」であります。

町所有の除雪車の物損事故による損害賠償の和解について、専決処分したので、地方自治法の規定により報告するものであります。

報告第3号「農林漁業体験実習館改修工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について」であります。

農林漁業体験実習館改修工事について、変更契約を行い専決処分したので、地方自治法等の規定により報告するものであります。

議案第39号「平成29年度大石田町一般会計補正予算(第10回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ7,398万円を追加し、予算総額54億3,912万6,000円とするものであります。

また、詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 1. 議長(村岡藤弥君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課総務主幹 八 鍬 誠 君。

#### 1. 総務課総務主幹(八鍬誠君)

ご苦労様です。

それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。議案目録のほうをお願いいたします。めくっていただいて1ページをお開き下さい。

報告第2号「損害賠償の和解についての専決処分の報告について」でございます。また1ページめくっていただきまして、3ページをお開き下さい。

専決第1号「損害賠償の和解についての専決処分について」

地方自治法第180条第1項の規定により、物損事故に基づき損害賠償の和解について、次のように専決処分する。

1. 事故発生年月日 平成29年12月12日
2. 事故発生場所 大石田町大字大石田地内 町道曙町側道線
3. 和解の相手方 山形市本町二丁目1番9号  
東北電力株式会社 執行役員山形支店長 松岡利彦
4. 和解の原因 平成29年12月12日、町道曙町側道線において、町所有の除雪車が後方不注意により東北電力が所有するメーター器ボックスに接触し破損させた物損事故による損害賠償について和解する。
5. 和解の条件 大石田町は、東北電力に対し、294,726円を支払う。

ということで、2月26日専決処分を行ったところでございます。こちらのほうの東北電力の支払いにつきましては、町が加入しております全国自治協会の自動車損害共済のほうで対応したところでございます。

5ページのほうをお開き下さい。

報告第3号「農林漁業体験実習館改修工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について」でございます。もう1枚めくっていただきまして、専決第2号「農林漁業体験実習館改修工事請負契約の一部変更についての専決処分について」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、農林漁業体験実習館改修工事請負契約の一部変更について、次のように専決処分する。

こちらにつきましては、平成29年12月8日議案第70号として議決をいただいた件でございます。当初の契約金額8,262万円でしたが、変更設計を行いまして、変更設計後の契約額が8,652万3,120円でございます。こちらについても2月26日専決処分をしたところでございます。

変更の関係でございますが、390万3,120円の増額でございます。内容につきましては、経年劣化による補修箇所の高さ、その他、コンセント等の増設、あとは照明器具等の機種変更等ございました。

続きまして、議案第39号をご覧下さい。平成29年度大石田町一般会計補正予算(第10回)で

ございます。歳入歳出それぞれ7,398万を追加し、予算総額54億3,912万6,000円となるものでございます。内容につきましては、歳出の一番後ろのページ、1ページ、2ページのほうをお開き下さい。

6款1項4目農業振興費の19節負担金、補助及び交付金でございます。雪害対策(融雪遅延対策)事業費補助金としまして98万円の補正でございます。

8款2項3目道路除雪費13節委託料。道路除排雪等業務委託料7,300万円の補正でございます。

以上、補足説明といたします。よろしく申し上げます。

1. 議長(村岡藤弥君)

以上をもって、上程議案について町長の提案理由の説明及び担当課長の補足説明を終わります。ただちに議案の審議を行います。

日程第5. 報告第2号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。3番 小玉勇君。

1. 3番(小玉勇君)

報告第2号について、んじゃお願いします。町所有のって書いてあるわけだけど、これあれですかね、町の役場の職員が運転してるとか、たとえば、その運転手はどういう形になってんのかだけでも。この場合、もしたとえばですね、あの業者に任せたようなそのだったら、また考え方違うのかどうか、そのへんのことをお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課長のほうに答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間宮実君。

1. 建設課長(間宮実君)

今回の物損事故につきましては、ロータリ除雪機機械がバックしたときに東北電力のものにぶつかって物損事故を起こしたということです。ロータリを運転していたオペレータについては町の職員、運転手さんでございます。

町のですね、所有しているもので相手のものを壊したものですから、町が今回については全面的に町が悪いということで、保険の適用を受けて全額町が損害賠償をするというようなことでございます。

一方、委託業者さんが除雪の途中にですね、同じような物損事故をした場合については、委託と申しますか、その除雪を受託している業者さんが加入している保険でもってその損害賠償をするというような取り扱いになろうかと思えます。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

今、課長の説明ですとロータリ車がバックしたときということでございますが、この東北電力が所有するメーター器ボックスというのは、なんとなくイメージはできるんですけども、こういった普通の車の通行に支障しないような高い位置にあるのかなと思うんですけども、やっぱりロータリ車であったがゆえということなんでしょうか。そのへんもう一度説明お願いいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間 宮 実 君。

1. 建設課長(間宮実君)

ロータリ車であったためにぶつかったんだろうというふうに思います。かなり高い位置にあるメーターボックスです。ガラスのついているボックスでございましたけれども、事故発生したのが夕方4時半ぐらいの時刻でですね、大変あの薄暗くてですね、薄暗いというよりも暗くなっていた時間だと思います。12月のときですから。そういう暗い中での作業中で、バックしたときにぶつかったと。そういうことで非常に高い位置にあるボックスにぶつかったと。ロータリ車のためだったというふうに理解しています。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。1番 岡 崎 英 和 君。

1. 1番(岡崎英和君)

すみません。教えてください。これ、この金額29万何某というものは、その損傷したボックスの修理代のみ金額なのか。また、それが壊れたことによって電気の配電上、その保障の部分もそういった意味も含めてなのか。そこだけ教えてください。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間 宮 実 君。

1. 建設課長(間宮実君)

この保障の内容については、ボックスの修繕費用ということでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号「損害賠償の和解についての専決処分の報告について」を終わります。

次に、日程第6. 報告第3号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号「農林漁業体験実習館改修工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について」を終わります。

次に、日程第7. 議案第39号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。2番 村形 昌 一 君。

1. 2番(村形昌一君)

こちら資料を見ますと、排雪業務用の除雪費ということでございます。何年か前から排雪費が増嵩して生きています中で、議会としてはたとえばこの空地は雑草が生えないために、雪などはずっと置いといていいよとか、そういったところを把握して排雪費を削るよというような提言してきた流れがありますが、そういった対応はなっているのかどうか。それともあの一緒くたんにずっとやったほうが安いからやってるかとか、そのへんの説明をお願いしたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課長のほうに答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間 宮 実 君。

1. 建設課長(間宮実君)



今言われましたようなきめ細かな排雪作業、そういうことでは十分に検討した中での排雪作業を行っているところでございます。特に、あの降雪前に各地区の区長さん方からその排雪場所について所有者の方に断っていただいておりますね、確保していただいておりますけれども、その中で地区の区長さんとその土地の所有者の間でいろんなやり取りがあるだろうと思います。その場所、場所によっていろいろ違うわけですが、その経過を踏まえて区長さんから町のほうで聞き取りをさせていただいて、そしてそこを取るべきか、残すべきかというふうなことでございますね、対応をさせていただいているようなことでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

他に。7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

説明の資料を見ますと、今回の補正は追加補正は排雪部分の追加補正のようですが、金額がかなり大きいです。これでもう排雪のほうはほぼ最終というか、万全になると考えてよろしいですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間宮実君。

1. 建設課長(間宮実君)

この予算でございますね、十分に行えるだろうというふうに見込みをしております。毎日のようにですね、雪の状況が変わってきておまして、先日あたりは非常に寒い日が続きましたけれども、そういう時期は1日で1cm程度しかですね、下がらないという日もございますし、今日のように暖かい日が続きますと1日で10cmも下がる場合もありますので、刻、一刻、一刻とですね、雪の状況も変わってまいりますけれども、この予算の中で十分に行えるものだろうというふうに思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。4番 関幸悦君。

1. 4番(関幸悦君)

道路除雪費の件でお尋ねいたします。今現在、県道、町道が除排雪をされておりますけれども、農道の除雪、雪割りもこれに含まれているのかお尋ねいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 間宮実君。

1. 建設課長(間宮実君)

農道の除雪といいますか、雪割りとかですね、につきましては、これまで継続的にやってきている箇所がございます。その一つの条件としては道路が舗装されていること。そういったことを一つの条件としてですね。さらに、実行組合長さんが町の産業振興課を通して、町の産業振興課のほうから建設課のほうに上がってきたものについて協議をして、これまで行っているというふうな状況でございます。

ただ、今年は例年にない大雪でございましたので、所々でこれまでにないところもですね、やってほしいというような声も聞こえております。そのへんについては、ここで見込んでいるわけではございませんけれども、今後、実行組合なり産業振興課のほうでどのような取り組みをするかによって、建設課のほうとそれから財政当局とも相談しながら進めていくべきものなのかなというふうに思っているところでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関幸悦君。

1. 4番(関幸悦君)

例年より今年も雪が、降雪が多かったということで今あったんですが、実行組合と協議というのはなされたんでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

産業振興課長 井 莉 清 隆 君。

1. 産業振興課長(井莉清隆君)

実行組合長のほうにはすでに文書でもって期限を設定いたしまして、必要とある路線については産業振興課のほうに申し込んで下さいと。で、その後取りまとめたのちに、建設課と協議をしながら作業を進めていくという段取りにしております。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第39号「平成29年度大石田町一般会計補正予算(第10回)」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、平成30年第1回定例会の全日程を終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。大石田町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

第1回町議会定例会の閉会にあたり、一言御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、長い日程の中で慎重かつ鋭意にご審議いただき、全議案いずれも原案どおりご可決・ご同意をいただき、誠にありがとうございました。

ご可決いただきました各案件については、早速、町政に反映してまいります。

これからも、町の地方創生の実現に向け、各分野において全力で取り組んでまいりますので、これまで以上に議員各位、関係各位のご理解とご指導をよろしくお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様にあらためてお願いを申し上げます。

まず、年度末の会計処理のために必要な各会計の予算補正については、専決処分にて処理させていただきたくお願いいたします。

また、今後の国や県の動静にもよりますが、税条例など法令等の改正に伴って、改正を要する条例も予想されます。その際も専決対応とさせていただきますので、重ねてお願いいたします。

議員の皆様には長い期間、本当にありがとうございました。

1. 議長(村岡藤弥君)

これをもって、平成30年第1回大石田町議会定例会を閉会いたします。

お疲れまでした。

閉会 午後 1 時 47 分